

第七十八回国会 通信委員会 議 録 第 二 号

昭和五十一年十月六日(水曜日)
午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 伊藤宗一郎君

理事 稲村 利幸君 理事 加藤常太郎君

理事 志賀 節君 理事 羽田 孜君

理事 三ツ林弥太郎君 理事 阿部末吉男君

理事 古川 喜一君 理事 平田 藤吉君

愛野興一郎君 小淵 恵三君

金子 岩三君 龜岡 高夫君

倉石 忠雄君 高橋 千寿君

坪川 信三君 長谷川四郎君

林 大幹君 廣瀬 正雄君

水野 清君 大柴 滋夫君

金丸 徳重君 久保 等君

下平 正一君 森井 忠良君

土橋 一吉君 田中 昭二君

池田 頼治君 小沢 貞孝君

出席國務大臣

郵政大臣 福田 篤泰君

出席政府委員

郵政政務次官 左藤 憲君

郵政大臣官房長 佐藤 昭一君

郵政大臣官房電 松井 清武君

氣通信監理官 佐野 芳男君

郵政大臣官房電 氣通信監理官

委員外の出席者

日本電信電話公 社総裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社総務理事 北原 安定君

日本電信電話公 社総務理事 山本 正司君

日本電信電話公 社総務理事 三宅 正男君

日本電信電話公 社総務理事 遠藤 正介君

日本電信電話公 社総務理事 好本 巧君

日本電信電話公 社理事 玉野 義雄君

日本電信電話公 社業務管理局長 川崎綱次郎君

日本電信電話公 社計画局長 興 寛次郎君

日本電信電話公 社施設局長 長田 武彦君

日本電信電話公 社保全局長 植田 義明君

日本電信電話公 社経理局長 中林 正夫君

日本電信電話公 社データ通信本 部長 山内 正彌君

通信委員会調査 室長 佐々木久雄君

委員の異動

十月六日

辞任

園田 直君

塚田 庄平君

池田 頼治君

同日

辞任

林 大幹君

小沢 貞孝君

補欠選任

林 大幹君

森井 忠良君

小沢 貞孝君

補欠選任

園田 直君

池田 頼治君

九月三十日

簡易郵便局法等の改正に関する請願(安宅常彦君紹介)(第一五三三号)

同外二件(太田一夫君紹介)(第一五四号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第一五五号)

同(小林信一君紹介)(第一五六号)

同(辻原弘市君紹介)(第一五七号)

同外一件(広瀬秀吉君紹介)(第一五八号)

同(福岡義登君紹介)(第一五九号)

同(森井忠良君紹介)(第一六〇号)

十月五日

身体障害者の電話料金割引等に関する請願(八木昇君紹介)(第二三四号)

本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、第七十七回国会閣法第八号)

○伊藤委員長 これより会議を開きます。

先国会より継続審査となっております内閣提出、公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、第七十七国会におきましてすでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○伊藤委員長 これより質疑に入ります。

この際、田中昭二君より発言を求められておりますので、これを許します。田中昭二君。

○田中(昭)委員 今臨時国会におきましては、御案内のとおり国鉄の運賃値上げ法案、電電公社の値上げ法案、この二つと財特法が重要法案になって国会も動いておるわけですが、その中で通信委員会もきょうは定例日ということで、先ほどの理事会で、野党の私としては、この値上げ法案については直ちに賛成はできませんし、絶対反対の立場を私には貫いてきました。とい

いまして審議はしなければなりませんし、その審議については慎重審議を強力に理事会で申し上げましたけれども、まだその確約もないまま議事の進行上、私がただいまから申し上げることは電電公社の認可料金の問題でございますが、その前に一言委員長にお願いをしておきたいと思ひます。

ただいまから私が申し上げますことは、当委員会として重要な問題でもあります。なぜならば、これは前通常国会でございしますが、御案内のとおりこの委員会における郵政大臣の御答弁が解決しております。すなわち、国民には約束違反とも言えるような問題だからでございます。そこで、私先ほどの理事会でも委員長を初め各党理事の先生方のお許しもいただきましたので、この問題についてだけ先にやらせていただく。でありますから、委員長におきましては中正、中立公平な取り扱いをしていただきまして、郵政大臣を初め――郵政大臣、おかわりになったばかりでございますけれども、このことについては行政担当者としてよく御相談、御検討なさったと思ひますから、各関係者の明確なるお答えによらなければなりませんし、委員の先生方が納得できるようにしていただきたい。また、私も納得できなければこの公社案の審議を始めることもできない。なぜならば、

この国民の代表である当委員会におきまして、行政上こういふことをすると言っておきながらそれが行われぬということになれば、議論そのものが無意味になってくる。そういうことでございすから、質問にも入れない。その点を特に委員長、注意をしていただきたい。

最初に、私がいま申し上げましたことに對する委員長の御意見があれば、またお約束をいただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○伊藤委員長 田中委員の御発言しかと了承いたしました。そのように取り計らいます。

○田中(昭)委員 では、まずこの問題が起りました昭和四十七年当時の模様とその後の経過、それから先ほどの通常国会で私が質問したまでの経過を委員の先生方に、私の言うことが議事録のとおりであるということの一つの証明のためにも、その議事録の中から、できれば全部読んでいただきたいのですけれども、その経緯を聞かしていただきたいと思ひます。

○松井政府委員 電報電話に関する認可料金の取り扱いにつきまして従来までの経過でございますが、昭和四十七年第六十八国会の本委員会におきまして御質問がございました。当時大臣から「認可料金といえども国民の生活に重要な関係を持つておる基本的な料金と申しますか、調べてみまして認可料金はすいぶん数がたくさんあるようにございまして、すべてをはかるということとは、相談するということとはこれは非常な煩瑣のようでございまして、そのうちの大きな問題と申しますか、生活に關係の大きい問題、なるべくたくさん取り上げたいと思つておりますが、そういうものを取り上げて、「郵政審議会にかけて御審議いただく、その御答申をいただきます、最終的には私が認可決定をするというふうなことにいたしました」と思つております。というふうな、その他にもなお二、三の応答があるわけでございしますが、最終的には大要以上のような大臣からの答弁があつたわけでございす。

その後の経過でございますが、その後電電公社

から約四十件に余る認可の申請があつたわけでございす。その中におきましては、郵政審議会に諮るのが適當であると思われるようなものも何件あつたのでございす。先般の当委員会におきまして、田中先生から御指摘がございましたように、一件もかけなかったということで、まことに遺憾に存じておる次第でございます。

今後の対策については、御質問もございませんが、私どももいたしましては、本委員会、審議会の審議の御趣旨に即しまして、今後遺漏のないように対処してまいりたいというふうに考へておる次第でございますし、逐次その手続を進めておるところでございます。

○田中(昭)委員 いまの経緯の説明では大変不十分でございますけれども、理事会の申し合わせどおり時間ある程度節約しろということでございますので、ただ一言だけ注意しておきますが、いまのお答えの中のものに要約しますと、結局昭和四十七年に大臣は認可料金については、全部じゃないけれどもほとんどかけよう、ほとんど郵政審議会にかけろのが妥當であると思ひます。ということがずっと何回も繰り返されておるわけですね。そういうことから見ますと、いまの御答申のように、その後四十件近くあつたけれども、一件もかけてなかったということが一つの問題でございます。それから、やはり認可料金については検討して審議会にお諮りするのが適當と思われるものであつた、諮るべきであつた、だから今後云々、こういうことですから、このところは、大臣の答弁の、その認可料金の中に重要なものとかなんとかというところはまた意味が違ふ、私は別な見解がある。議事録を読みますともそのようになつておられますけれども、先ほど言いましたような時間の關係もございまして、結論だけ先にお聞きしておきたいと思ひます。

郵政大臣の当委員会におきます発言、これは一貫して行政に反映されなければならないのが当然であります。しかし、現実にはいま読まれた昭和四十七年以後も一件もかけていないというふうい

う現実。しかし、その委員会の御発言のときには、その発言に對してどうするかという検討もなされてはいるはずなんです。ところが、それも検討がなされていなかったということだし、また、国民の側に立つてみれば、一つを取り上げれば、いわゆる行政は国民のためにあるものでなければならぬ。そうするならば、行政当局でその国民のためになる行政をするという責任と義務があると思ひます。そういうことを私がとうとうと述べるまでございせんけれども、その責任と義務は一体どういふことになりましょうか。これをひとつ大臣の率直な御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○福田(篤)國務大臣 御指摘のように、元廣瀬郵政大臣の本委員会における答弁並びに前村上郵政大臣の答弁、私も拝見いたしました。この際、やはり事務当局が申しましたように、私といたしましては、認可料金について審議会にかけることが筋が通つておる、したがって、具体的にその実現化に向かつて検討したいと考えております。

○田中(昭)委員 最後のところですけれども、いまから検討するのはなくして、検討がその当時なされていなければならぬ。これはいまの担当官の説明も、今後はかけますと言つておるのです。その点大臣、間違つてもらつては困りますから、その点もう一回。

○福田(篤)國務大臣 たてまえとして前向きに検討中でありまして、具体的に言へばかける方針で、どういふものをかけるかその他の判断は別といたしまして、かけるためで実行したいと考えております。

○田中(昭)委員 それははなはだ——だんだん私も不満になってきたのです。かけることについて、それをやらなかったから謝りますという遺憾の意をいま表しておるわけですよ。またそれを大臣がいまからかけるかどうかを検討するというのは、そういう大臣と担当官とのお話はなされてないのですか。もうやめようと思つたけれどもやめられぬ。

○福田(篤)國務大臣 かける方針と申しますか、具体的に申しますか、かけることにいたします。いま段取りにつき、また国民生活に密着な部分というのはいかようなカテゴリーに入るか、具体的に実はもう検討に入つておることをはっきり申し上げます。

○田中(昭)委員 かけることが、せめて国民への約束違反に對する反省であり、その上に立つて当然行ふべきことなす。そうでしょう。そういうふうな理解しておかなければいけない、こう思ふわけなんです。言われた言葉についてはいろいろ問題もございすけれども、私は最初から申し上げますように、今度の値上げ法案については反対でございます。しかし、審議の中で反対の個所が明確になれば、その後で態度を決めるといふことをつけ加へまして、これは大変不十分でございますけれども、私先ほど言いましたように、委員長においても中立、公平な判断をいただくとするならば、この問題は後でまたやらしていただくというふうにしたいと思ひます。

それから、先ほど理事会でも言いましたように、慎重審議のためええとり、野党の言い分も十分聞いて、時間的にも物理的にも余裕はあるのですから、ことさらこれを急ぐことは禍根を残すと思ひます。それから、理事会で問題にしました現地調査、公聴会、連合審査、そのほかのことにつきましても適正なる御配慮をいただくことをお願いしまして終わらしていただきます。ありがとうございます。

○伊藤委員長 阿部未喜男君。

○阿部(未)委員 私は冒頭に大臣にお伺いしたいのは、ちょうど閉会中に参考人の皆さんの御出席をいただきました。いろいろ御意見を拝聴した中で、電電公社の料金決定の手続の問題につきまして御意見がありまして、たとえば郵便料金の場合には、法定料金であつても郵政審議会に諮問をして、郵政審議会の答申を得て省の案をまとめ、国会に提案をする、そういう手続があるのに、電電公社の電報電話料金等の法定すべき分野について

全然そういう手続がなく、いきなり国会に提案をされる。いまの認可料金と直接関係はありませんが、法定の電信電話料等についても郵政審議会等に諮問すべきではないかという意見があったのですが、この点について大臣はどうお考えになるか。

○福田(黨)国務大臣 御指摘の点は、私の立場から申しますと、やはり郵政審議会にかけるのが筋が通つておると考えておるわけでありまして。

○阿部(未)委員 筋が通ると考えておるといふ程度ではいまだ同じ答弁になつてくるわけですが、今回はすでに提案されておりますから別として、今後電電公社の料金の改定に当たっては郵政審議会にかけます、こういうことになるわけでございますか。

○福田(黨)国務大臣 從來かけておりませんし、もしかけるならば新しい方針に相なりますので、かける方針でひとつ検討させていただきますかと思ひます。

○阿部(未)委員 ことさら郵政審議会が絶対にいい場所かどうか、それは私も断定できません。できませんが、少なくとも国会に提案をする前にそういう第三者の機関、諮問機関に諮問をする、そういうふうな方針をお決めになるといふふうに理解をして間違ひありませんか。

○福田(黨)国務大臣 お話しのとおりの形にしたいと思つております。

○阿部(未)委員 それでは次の質問に移ります。公衆電気通信法の一部を改正する法律案が本会議に提案された際の質問でも申し上げましたし、また当委員会においても数度にわたつて私は申し上げてきたのですけれども、日本電信電話公社の経営委員の中に、ロッキード事件で非常に大きい疑惑を持たれておる小佐野賢治さんがおいでになる。このことは、電信電話公社という公的な機関の中の特重要な経営委員として国民の疑惑の中にある方がおいでになることは好ましくないのではないか、政府としては罷免をすべきではないかというのを申し上げてきたのですけれども、当時大臣は言を左右にしてなかなか罷免をし

なかった。最近、報道によればこの小佐野さんが経営委員をおやめになったようですが、小佐野さんがおやめになったいきさつをお聞かせ願ひたい。

○佐藤政府委員 お答えいたします。小佐野賢治氏は健康上の理由で八月に辞表を出してこられました、八月の二十四日に辞職を認めしております。

○阿部(未)委員 私が前に質問を申し上げた際にも米澤総裁がお答えになったのですが、病気で二カ月くらいお休みになったという経緯があつたやうでございます。しかしその際はおやめにならなくて、また後で引き続いておやりになったやうでございますが、今回はどのくらい欠席をされて、それからおやめになったのですか。

○米澤総裁 御答へいたします。細かい資料はいまちょっと持ち合わせておりませんが、大体月に二回経営委員会をやつておりましたが、最初に二月くらい病気で休みになりました、その後ずつとお出になつたのですが、またその後病気になるなりました、また約二月くらいお休みになつた上で辞表を出された、こういうことでございます。

○阿部(未)委員 これは何も政府の方から辞任を勧告したという筋のものではなくて、本人の自発的な意思による退任でございませうか。

○佐藤政府委員 御本人からの自発的な辞表の提出がございました。

○阿部(未)委員 そうしますと、本会議なりこの委員会が私がしばしば意見を申し上げたことについては政府としては全然配慮しなかつた、そういうことでございませうか。

○佐藤政府委員 從來春にたまたま総裁から御説明がございまして約二カ月、四回、それから夏に、ちよつと私も実は記憶が確かでございますが、一月ないし一月半程度だつたと思ひますが、回数にいたしまして委員会の欠席三回だつたかと思ひます。ちよつとあいまいでございませうが……、そういう程度のいわゆる欠席というものは

は通例、いろいろとそれぞれの委員の御都合によつてあり得ることでございますので、なおしばらくその出席の状況を見守りたいということに対してはまいりましたわけでございます。

○阿部(未)委員 それは私の質問に対する答弁にはなりません。私がしばしば委員会政府に対して小佐野さんを罷免すべきであるということを通じて要請してきまして、そのことについては全然顧みなかつたのですかということをお伺ひしてゐるのです。

○佐藤政府委員 いろいろと論議になつております問題等につきましては、なお調査等が進められてゐる途中でございまして、その段階におきましてにわかに白黒の判断をするというわけにはまいらない、かようなことで対処してまいりましたわけでございます。

○阿部(未)委員 すでにおやめになったのですから私はそう長くは言いたくないのですけれども、いま灰色の高官とかいうようなものがいろいろ巷間うわさされておられます。これは必ずしも刑法上の罪に問はれるとかいうようなことがなくとも、道義的な責任を負ふべき者あるいは政治的な責任を負ふべき者という意味で灰色というような言葉が使われておるといふふうに私は理解をしておるわけですが、その意味ではやはり私は小佐野さんをもその灰色の部類に入人ではないかということをもっと申し上げてきたわけですが、したがつて、いまの官房長の答弁では、はっきりしなければそれは政府から罷免はできませんという言ひ方に関こえますけれども、私これを取り上げるのは、今後もし起こり得る問題だと思つてからこゝろに申し上げておくのですけれども、今後このような事態が起きる場合に、たとえば電電公社の経営委員といたうようなものについて大臣はどのような措置をおとりになる考えか承つておきたい。

○福田(黨)国務大臣 電電公社の経営委員の使命は非常に重大でございまして、これは仮定の問題と相なりますが、将来政治的配慮を加えるような必要がある場合には当然加えなければならな

い、こう考えております。

○阿部(未)委員 余り明確ではないやうですけれども、いま私の申し上げた趣旨を十分政府としてもくんでいただいて、今後このような問題が起つたときには、刑の確定を待つとか明確になる時期を待つとかいうのではなく、少なくとも灰色と言はれるような問題が起きた場合には深く責任をとつてもらうような措置をとられることを希望いたしました、この問題については終わります。

次にお伺ひしますが、大臣は就任以来、この公衆電気通信法の改正が郵政大臣に課せられた当面の重要な課題であるといふやうにしばしばおっしゃつておられますが、この公衆電気通信法の改正の大きな内容というものを大臣はどのように理解をされておるわけですか。

○福田(黨)国務大臣 御案内のとおり、電電公社は從來電力料金を据置置くという方針で参りました。技術革新あるいは経営の合理化でいわゆる五カ年計画に沿つて努力してまいつたことは御承知のとおりでございます。電話が二十八年以来据置きといふことも一例でございますが、しかし四十八年のオイルショック、景気の沈滞、それから人件費、物件費の大幅な高騰あるいはまた利用構造の变化等、あらゆる悪条件が重なりまして、四十九年度あたりから急速に経営状況、財政状況が悪化した、このまま放置して置きますと電電公社の経営自体が壊滅的な打撃を受ける。したがつて、この際どうしてか料金を改定し、値上げをしてこの欠陥を埋めねばならぬ。これも御案内のとおり、その赤字の幅も年々大きくなりまして、現在一月ごとに約六百五十億の赤字欠陥、したがつて、いままで計画いたしました事業自体も大幅にいま削減しつつある実情でございまして。加入電話の増設六百五十万もすでに五十万前になければならぬ。さらにまた関連産業に対する発注につきましても一カ年一兆五千億でございしますが、そのうち約一千億は契約解除という深刻な事態にまで入つた、こういう状況を見ますと、この際どうしてか料金改定法案を成立せしめ、各位の御協力をいただき

まして一日も早くこの危機を救わなければならぬ、これがこのたびの国会において是非でも改定法案を成立せしめたいという考えでございす。

○阿部(未)委員 法案の改正の内容が大幅な値上げを目的とするものであるという点については残念ながら大臣も私も意見が一致したようでございます。

そこで、この考え方ですけれども、電話というような通信手段が今日の国民生活にとっては電気やガスや水道と同じように国民の日常生活に欠かすことのできない、いわばもう生活必需品的な存在になっておるといふふうに私は思うのですが、この点大臣はどうお考えですか。

○佐野(芳)政府委員 大臣にかわってお答えします。

先生も御存じのように、公社は五十二年度積解消というところで数次の電話サービスの拡充を図ってまいった結果、現在では加入電話の数も相当大きくふえまして、昨年三千万を超えたということは周知のことでございますが、そのうち住宅用電話というのが一千九百万加入にも及んでおりますけれども、これをわかりやすく百世帯あたりでは六十世帯に及ぶ電話、非常に普及したということになります。したがって、先生御指摘のような国民生活の高度化とかあるいは多様化の変化に伴いまして電話というものは日常生活に非常に密着した通信手段になっているということは疑いないことだと思ひます。

○阿部(未)委員 大臣にお伺いしたかったのですけれども、いま監理官から御答弁がありましたように、私どもの認識としては、電話が電気やガスや水道と同じように国民の日常生活に欠かさないものになっておる、そういう理解に立つならば、電気や水道あるいはガスなどにはミニマムとしての思想があります。たとえば、最低こままでの線については非常に安い料金で供給するとかいうふうなそういう思想があるのですけれども、この電話料等のそういうミニマムについての思想という

ものがあるのかないのか、これはどうなんですか。

○遠藤説明員 お答えいたします。

いま郵政省の方から生活必需品というお話がございました。しかし、生活必需品の中でたとえば衣食住に直接関係するものと、それから文化的な必需品というものと、若干のニュアンスの差はあると思うのでございます。それで、遠い将来のこととは別といたしまして、今日の時点ではたとえばガスとか水道とかいう生活そのものに必要なミニマムというものと、電話のミニマム性といいますが、シビルミニマムとしての性格には若干相違があるように思ひます。したがって、今回の料金値上げにつきましては、一方で財務の救済という点もございすので、今日の時点では私どもはそういうことは考えておりません。しかし、将来の問題としてさらに社会生活が向上していった段階では、あるいはそういうことを考えるを得なくなる時期が来るかも知れないと思ひてはおります。

○阿部(未)委員 残念ながら電電公社と少し私は認識が違つたようでございます。郵政省の方から御答弁のありましたように、必ずしも日常の衣食住と関係があるから生活必需品であり、衣食住と関係がないから生活必需品ではないという物の考え方はどんなものでしょうか。私は衣食住と関係がないものでも、生活必需品はあくまで生活必需品として認めるべきだ。たとえばテレビなんというのはいくつかの文化的な施設に相違はありまけん。相違はありまけんけれども、今日この家庭でもやはりテレビがなければ日常生活が順調に進まないというふうな役割をテレビというものが果たしておる。電話についても、そういう意味合いからするならば、衣食住とは関係がないにしても、やはり生活必需品として国民生活の手段の中で欠かすことのできないものであるという認識に立つべきであると思ひますが、どうでしょう。

○遠藤説明員 お答えいたします。

いま私が申し上げました意味は、阿部先生とそう遠くない私は思つてゐるのですが、たとえば水道、電気について料金に集約する形でミニマムというものと、それから電話で申しますとたとえば一日に二度数かけるのがミニマムというふうな形のものを、やはり私どもとしては、水道とかガスとか、そういういったようなものは生活のための一定量というものはわりあいはかりやすいと思ひるのでございす。しかし電話の場合には、これは人によって相当違つて思ひます。たとえば寝たきりの老人でありますとかいう方によつて違つて思ひますが、市民生活全体として何度数がミニマムだ、したがってそれについて料金的な考慮を加えるべきだという意味でのミニマムというのは、今日の時点でもまだそう熟している問題ではないんじやないか、こういう気がいたしまして、そういうお答えをしたわけでございす。

○阿部(未)委員 ミニマム、最低こままで必要なのかということについて、それははかりにくいと言われまが、はかりにくいということと電話が日常必需品として認められるかどうかということとは、ほくは別の問題だと思ひます。電話が今日国民の日常生活に欠かすことのできない手段として、生活必需品として認められたからといって、いま遠藤総務理事が言うように、だから何度数までがミニマムだという、そういう理屈は私は成り立たないと思ひます。ミニマムの規定をするのはこれはおのずから別の問題であつて、ある老人にとつてはたつた一度であつてもこれは絶対のものである場合もありましよう。ある人にとつては五十度数ぐらゐでは必要であるかも知れまけん。そのことはおのずから尺度をもつてはかることとは別であつて、電話そのものが今日国民生活にとつての日用必需品というふうな理解ができるかどうかという議論については、やはり生活必需品であるというふうな理解をすべきじやないでしようか。

○遠藤説明員 お答えします。

そういう意味で、生活必需品という点につきま

しては、全く郵政省の御発言のとおり、私どもも今日の時点では生活必需品だと思つておるわけでございます。

○阿部(未)委員 そこで、かなり具体的にございすが、いま遠藤総務理事のお話になつたように、それでは国民生活にとつても日用必需品であるからミニマムというものを配慮していくとするならば、一体具体的にどの辺に線を引いていくかという問題が起つてくると思ひわけです。

そこで、まずミニマムの中の社会福祉の観点から取り上げてみまして、たとえば重度身体障害者であるとかあるいは独居で寝たきりの老人であるとか、こういう人たちの通信手段として、さつき申し上げたようにたとへ一度数の電話でも非常に重要な意義を持つ場合が多いのですが、こういう社会福祉の観点から、通信手段としての電話がそれに相応する設備なりあるいは架設あるいは料金等についての配慮が行われてしかるべきではないかと思ひますが、この点についてはどうお考えになりますか。

○玉野説明員 福祉電話につきましては、先生おっしゃいますように老人あるいは身体障害者、そういう方の電話でございすが、これにつきましては、私たちも市町村等にお願ひしましてできるだけ普及を図ることとやっております。それで、現在老人福祉電話としましては約一万四千五百ほどついておりますし、それから身体障害者用としては約千でございますが、これは全体の対象者が約四万数千でございますので、現在の状況ではまだ三分の一程度という状況でございすが、私たちとしましてはなるべく市町村によくお願いいたしまして、普及を図ってきたいというふうな考えでおります。

それで、現在の状況としましては、それぞれの市町村を見ますと、基本料につきましてはほとんど市町村で負担しておられまして、度数料につきましては、これは市町村によつていろいろございしますが、二百円とか八百円とか限度を決めておられますが、ある程度市町村が負担されまして、あ

質問でございますが、これにつきましては、今後の具体的な問題に伴いまして個別に対処してまいりたいというふうに思っておりますが、原則いたしましては、今日まで維持してまいりました独立採算制を貫いていくことが今後の公社運営の健全な経営を図るゆえんであるというふうに考えておる次第でございます。

○阿部(末)委員 大体考え方としては非常によく似通っておりますが、そこでは具体的な個々の問題については御答弁がありまして、続いてお伺いしますが、たとえば昭和五十一年度、電電公社が値上げを予定しております。これは経営を任せれば独立採算で運営をして電電公社としては、われわれとしてはきめて不満ですけれども、いろいろな内容はあるにしても、赤字が経営上出るとするならば、その負担を料金の値上げに求めたとしても、その限りにおいて私は必ずしも不当であるとは言えないと思うのです。ところが、その際、政府の物価政策というたてまえからこの提案を抑えられたというふうに私も理解をしておりますが、もしそうであるとするならば、少なくとも昭和五十一年度のこの赤字は、政府が物価政策としておとりになったわけでございますから、大体私の勘定では二千八百億前後だと思いますけれども、昭和五十一年度の電電公社の赤字は、いま監理官がおっしゃったような趣旨からするならば国が負担すべきものである。五十一年度、六月からの値上げが予定されておったようでございますけれども、提案をされておったのですけれども、これまたロッキード事件というおおよそ電電公社とは無縁のものが影響をしてこの値上げができなかった。これは政府の責任に帰する問題だというふうに考えられます。そうすると、私は、昭和五十一年度の物価政策として料金の値上げを抑えたために生じた赤字、五十一年度の六月から今日までに至る間の赤字、これは本来、公共企業体である経営を任されておる電電公社が負うべき責めのものでなく、当然個々の問題として国が負担すべきものであるというふうに理解

すべきではないかと思うのですが、監理官の先ほどの趣旨からしてどうでしょう。

○松井政府委員 電報電話料金のうちの法定料金につきましては、国民の生活等に重要な影響のある基本的な普遍的なサービスにつきましては法定料金としておる次第でございます。したがって、これら法定料金につきましては国会におきまして慎重な御審議をいただくということになっておる次第でございます。こゝにいたる公社の今日の経営状態の打開のためにも一日も早く御審議を促進し、成立するようにお願いしたいと思つた次第でございます。

○阿部(末)委員 審議を促進する前に、すでに今日まで生じた赤字の性格についてどう理解をすべきであらうか。たとえばいまのことと並行して開かれておる運輸委員会等におきましても、この種の問題が非常に議論の中心になっておるように関き及んでおりますが、仮に国鉄という公共企業体が、同じような措置がとられるとするものであるならば、日本電信電話公社についても政府は同じような措置を講ずべきであるというふうに考えますか、どうでしょう。

○福田(篤)国務大臣 電電公社の特別会計の趣旨は、あくまで料金の問題については御案内のとおり受益者負担というのには曲げられない原則でございます。したがって、もし仮に赤字を国の一般会計へ繰り入れるとなると、国民全部の納税者に対する負担がかかってくる。しかも、料金の構成する内容から見ますと、利用者の利用回数の変化とかあるいは種類が多いわけでありまして、やはりこれは税の利用によつては不公平という場面も考えられます。結局受益者負担を中心にして算定し、収支を償ふ原則でこれを算定していくという基本方針はやはり曲げられないと考えておるわけでございます。

○阿部(末)委員 そういう政府の方針、私は必ずしも賛成ではありません。受益者負担というものと公共の事業として国民に便宜を供与するという意味からするならば、税負担というものの一つの

考え方と、それから受益者負担というものの考え方は明らかに区別される。それは、受益者負担という場合にはそれを利用した者が払うという原則になりますけれども、それを利用した者が払うような場合と、いま申し上げた政府の責任で赤字を生ぜしめた場合は、これは受益者に何も責任がないわけですね。政府の責任で赤字を生ぜしめておるのである、受益者には責任がない。これはしばらくおきます。

こういう理論を私は持っています。そこで、そういう政府の方針ならば、公共企業体等についてはあくまでも受益者負担で、国が負担をして税の中からその負担をするようなことはあり得ないというたてまえに立つようにならねば、その方針は少しおかしいじゃないですか。

いま申し上げたように私は例を引きましたが、そういう方針があるとするならば、国鉄だってこれは同じ理屈にならざるを得ないのです。ところが、国鉄の方でもしそうでないとするならば、電信電話公社だって同じ理屈が成り立たなければならぬ。国鉄は税で負担しても構わないが、電信電話公社は受益者負担でございますという理屈は成り立たないように思われますが、どうでしょう。

○松井政府委員 先ほど申し上げましたように、具体的なケースにおいて判断をしなければならぬというふうに考えておるわけでございます。今日の場合に於いて、たとえば例に挙げられました国鉄と電電公社の財政状況につきましても相当大きな開きがございます。したがって、それらの状況を判断いたしまして取り扱ってまいらなければならぬというふうに思つた次第でございます。

○阿部(末)委員 それでは大臣の先ほどの御発言は訂正なさいますか。

こゝいうものは受益者負担の原則に立つべきものであつて、少なくとも国が税金の中から出すような性格のものではないとおっしゃられましたけれども、私は、現にいま並行して審議をされておる国鉄の方の場合には国の負担が相当多くあるの

ではないかと理解をします。そうすると、先ほどの大臣のおっしゃったことは矛盾してきて、いまの監理官の言い分からも矛盾してきて、今回がどうであるかは別にして、将来の問題として私は設備投資などというふうなものはある程度国が出すべきだという考えもあるわけなので、大臣の先ほどのお答えがそのまま生きておると大変困るので。どうでしょう。

○福田(篤)国務大臣 やはり原則論としては先ほど申し上げた受益者負担が中心でなければならぬと私は考えております。

ただ、国が負担する明確な根拠がある場合、たとえば先ほどお話しになりました福祉関係とか、そういうようなものは当然国が負担する場合が出、またやるべきだと思つて、一般的な一つの料金決定あるいは赤字の問題を扱う場合には、やはり国の一般予算とまた離れて、独立採算制でいくのが正しいのではないかと私は考えておるわけでありまして。

○阿部(末)委員 大臣、鉄道省と言われた当時からの鉄道省の歴史、通信省と言われたところからの電信電話の歴史を振り返ってお考えになつてみませんか。これは明らかに国有、国の財産だつたわけですね。それが、設備が、施設がそのまま国鉄に移された、あるいは電電公社に移された。そういう経緯を考えると、少なくとも設備については当初原則的には国がやってきておるのです。国家財政の中で当初はやってきておるのです。それがいままた公社に移されておるだけのことなんです。したがって、いまの大臣のお話からいえますと、原則としては、あくまでも公共企業体でやるべきだという原則からいいますと、将来にわたつてもこの設備等についてはやはりすべて公社がやるべきだという理論になつてくるわけなんですけれども、私は、その公社という性格上、当初申し上げた公共企業体という性格上、設備等についてはあるいは国の責任に帰すべきような料金の値上げを抑えたというふうな場合においては、国の負担があり得るというふうに理解をすべき

だ、そこが大臣とちよつと違ひの事です。どうでしょう。

○松井政府委員 答えたいします。

先ほど大臣の御答弁にもありましたように、原則として、電電公社は独立採算をたて、また必要経費は利用者によって負担されるのが適当であるというふうに考へておる次第でございます。したがって、公社の状況に当てはめまして現在の情勢というものをみてみました場合には、たゞいま国会で御審議をお願いいたしております公衆法の改定によりまして、これらの赤字も解消し得るというふうに思つておりますし、それが適当な方法であらうというふうに考へておる次第でございます。

○阿部(未)委員 私は、いまこの電信電話の値上げがどうこうと言うのじゃないのです。基本的に公共企業体とは何かということから発足をして、議論が發展をしていって、そして国の負担もあり得るのではないかと私の質問に対して、大臣は、そういうところに税金を使うのは適当でないというふうにお答えになったわけですね。ならば、国鉄がなぜ税金を使って赤字を埋めるのか、私はこう言つておるのです。現にそういう議論がなされておるじゃないですか。それを否定されるのですかと私は聞きます。やはりあり得るという答弁が大臣から出てくれば、私はそれでいい。しかし、大臣があくまでそれはないというふうな原則論だけを貫かざるならば、国鉄のいまの運輸委員会の審議は一体どういうことになるのでしょうか。全く政府の中に矛盾した意見が出てくるじゃないですか。どうでしょう。

○福田(篤)國務大臣 料金のあるいは赤字補てんの問題について原則論を述べたわけでありまして、いま御指摘のとおり、明確な国の責任あるいは確な根拠があつた場合には、そういう場合もあり得ることも私は承認したいと存じます。

○阿部(未)委員 私は、法定料金というものは本来そういう性格を持つものだと思うのです。国民経済に大きい影響を与えたりするから、だからこ

の議会で議論をする。したがって、場合によっては、これは収支償わなければならないけれども、収支償われない場合であっても、それは国民全体の責任として処理をしていく、そういう内容を持つがゆゑに国会で国民の代表によつて議論をし、決定をされるという性格を持つものであつて、収支償還する必要があるのではありません。ちゃんと償還するように諸表を出して、それで決めていけばいいのです。常に独立採算で、支出に見合う収入を立てていけばいいのです。ところが、法定料金であるということ、いま私が申し上げたようなこともあり得る。場合によつては国民全体の責任、いわゆる国の責任で処理をしなければならぬことがあり得るからその法定料金というものがあつたのだというふうに私は理解をするのですが、この理解は間違ひではないでしょうか。

○福田(篤)國務大臣 御発言の趣旨については私も賛成いたします。

最初申し上げたのは、やはり原則だけは曲げられないというところは繰り返して申し上げたいと存じます。

○阿部(未)委員 原則を曲げる曲げぬという問題ですが、原則は曲がつてゐるのです。もしさつき大臣がおっしゃるのが原則なら、いま運輸審議会は原則は大変曲がつてゐるということになると思ふのです。だから余り原則、原則とおっしゃらずに、本来料金法定主義をとつておるといふそれ自体が、ある場合にはそういうこともあり得るのだというふうな素直に理解をしておくべきで、あくまでも公共企業体だから収支が償わなければならない、あくまで利用者負担でなければならないという理屈は私にはないと思ふのです。そのことはこれ以上議論しませんが、やはり私の申し上げたように、法定主義をとつておる、あるいは公共企業体という性格、そういうものから考へた場合に、そういうことは国民全体の責任において処理をしなければならぬ場合もあり得るのだ、その理解をしておいていただきたいと思ふのです。特別反論はありませんか。

○福田(篤)國務大臣 はい。

○阿部(未)委員 それでは次に移りたいと思ひます。当面の建設計画について「その一ページだつたと思ひます」が、「国民のために電信電話事業を運営し」とこう書かれてゐます。たしか下の方です。その次に少しあけて「ナショナル・ミニマムの考へ方をも勘案し」と、こう建設計画について書かれておられます。こういう考へ方が事実であるとするならば、国民生活の向上、福祉の充実あるいはナショナルミニマムの達成等を基本に据えて、たとえば電気通信事業のあり方というふうなものを検討するための郵政大臣の私的な諮問機関を速急におつくりになつて、ひとつそこで検討をしてみられたらどうだろうか。もう一遍申し上げます。大体おわかりになりますでしょうか。国民のための電信電話としての運営、もう一つはナショナルミニマムの考へ方も勘案をして、そういう公社の方向をとつていきたい、という電信公社の期待があるようにございまして、そうであるとするならば、郵政大臣のもとに、私的な諮問機関でいいと思ひますけれども、電気通信事業のあり方を検討する会、その会の名前は別ですが、そういうふうなものを設けられてはどうかという考へ方はどうでしょうか。

○福田(篤)國務大臣 公社の経営についてはあくまで国民の意思を絶えず反映していくこと、これが必要でございまして、御指摘のような組織というものは今後検討してまいりたいと思ひます。

○阿部(未)委員 大体国会における大臣の答弁は、検討をするということは何もしないということになつております。少しやる気があるときには、前向きで、という言葉が前につくわけですが、そこでは非常に悪い皮肉な言い方ですけれども、いま大臣が検討してみたいとおっしゃつても、本氣に、そのまますぐいふものができたらどうという期待はなかなか持てないのです。本氣でおやりになる気があるかどうか。いま私が申し上げたようなものは、大臣の諮問機関として、本當に電信

電話を国民のためのものにする、あるいは先ほど来議論してきたナショナルミニマムというものについても検討していきたいという公社の気持ちもあるとするならば、むしろ直接利害の關係のない第三者機関をつくつて、大臣がそこに三者の意見を集約して大臣の姿勢の一つの参考にされる、私はきつめて有意義なものではないかというふうに考へます。したがって、検討をするというお言葉をどう受け取るかは別ですが、私が申し上げましたような趣旨からするならば、いまの大臣の検討は余り本氣の前向きな姿勢ではないように思われますので、やつてみようという気概があるかどうかお答え願ひたいと思ひます。

○福田(篤)國務大臣 私個人としては前向きに検討したいと思ひます。ただ、最近、官房長官から政府機関に対して審議会その他のようなものはなるべく抑制するようにという指示が実は参つておりましたので、よく政府側とも話し合つていきたいと思ひます。

○阿部(未)委員 政府の方針がまちまちで困りますが、ひとつ大臣の政治力でそういうものをつくつて、電気通信事業の今後のあり方について十分国民の意思が反映できるような措置をとつてもらう、そのことについて大臣は前向きに考へる、こう理解をいたします。よろしいですね。

○福田(篤)國務大臣 はい。

○阿部(未)委員 その次にお伺ひしたいのですけれども、公共企業体としての経営の民主化を行うということは当然のことですけれども、電電公社の場合に、電電公社の事業の実態というものを利用者である国民に知つてもらふために、たとえば管理委員会というふうなものを設けて、公社の経営についてもチェックすると言つちよつと語弊がありますけれども、ある程度内容についてのいろいろなことが検討できる、そしてそれを国民に知らせる。あるいはまた利用者委員会というふうなものをつくつて事業計画あるいは企業の経営の内容というふうなものを公開をしていく。そういうことによつて、私は、利用者と公社とがお互い

に理解を深めながら民主的な運営が図られるのではないかと考えます。これはやると思えば郵政省の方になると思いますが、たとえば私企業の場合でも経営内容等についてはちゃんとプリントして配付するわけですね。それから、電気料金の決定等についても、電気会社は各地方ごとで公聴会などを持ちまして利用者の意見を聞きながら、どれだけ反映されるかは別ですが、少なくとも手続としてはそういう手続をとっておる。電電公社だとほとんどそういうものがないわけでございますので、この利用者委員会あるいは管理委員会という名称がそのままだとどうかは別にして、要するに民主的な運営の基本として国民が、利用者が参加できて、公社の経営がある場合にはチェックをし、ある場合には経営の内容について意見を述べる、そういうものが必要ではないかと思われませんが、これは公社の方でもどちらでも結構です、ちょっと御答弁をいただきたい。

○遠藤説明員 お答えいたします。

いまの利用者委員会その他について、公的なものとしての考えは、郵政当局からお考えがあると思います。私もどなたもいたしましては、実は今度の料金値上げの際にそのことは非常に痛感を感じておるのでございます。もちろん私も法律上、たとえば決算なり何なりの機会に報告書をつくりまして郵政大臣に出します。あるいは国会でこうやって御審議をいただきますときに、国民の代表の方々に対しまして、私もどなたもできるだけ御説明をして、そういう機会を通じて国民の方に御理解をいただいております。あるいはまた公社になりましてから、現場ごと利用の方々に対する懇談会形式といいますが、あるいは制度化されたモニター制度というふうなもので電話局の中を見ていただきたまったり、あるいは最近多い料金の苦情なんかにつきましてもよく知っていただくためにやっております。

利用者の方にもわかりにくいという点がありまして、私もどなたもしては将来——今度の料金値上げで相当わかりやすいいろいろな新聞、雑誌等にPRを兼ねて出しましたが、こういうことはやはり今後必要のないじゃないか。つまり、料金値上げがあるとなかろうと毎年必要のないじゃないか。そうかと思つて、そういう形でわかりやすく、また別の方で国民にわれわれの仕事の成果あるいはこれからやっていくこととしてお知らせする道を開きたい。それから、特に加入者電電債を持つていただいております方、これは言えは株主でございます。その方々に対しましては、昨年から、まあいま一般の企業も言われましたが、一般の企業も大体株主に対して株主総会前にいろいろ写真の入った形で企業の実態を知らせておりますが、ああいったようなものを実施をいたしております。またその反響も相当いただいております。私もどなたもその努力をさらに続けていきたい、こう思っております。

また管理委員会とか利用者委員会という公的なものについては郵政省のお考えがございまして、私が、私もどなたもしては今後ともいろいろな団体からたとえば主婦連でございまして、か、そういうところから御要望があればその都度参つて、料金値上げが済んだ後はそつぽを向く、こういうことじゃなくて、公社の実態を十分御説明し、御理解をいただくような努力は続けていくつもりでございます。

○松井政府委員 利用者の意見を公社の運営に反映させるということにつきましては、大変結構であらうというふうに思ふ次第でございます。しかしながら、先ほどお話のありました監理委員会あるいは利用者委員会等々につきましては、これを提案された担当の方からいろいろ御説明を聞いたわけでございますが、行政組織法上の位置づけ等につきまして、なお私もどなたも理解できない点もございまして、これらは引き続き御説明を承りながら検討しようということにいたしました段階でございます。

○阿部(末)委員 考え方は、公社の方としてもなるべくそういう趣旨に沿つてやっていきたいというお考えのようでございますし、郵政当局の方としても、そういう提案を受けておる。これはこの前私どもが郵政大臣に提起しておるわけですから、それについてまだ十分納得のいかない点もあるもので、今後話し合いを進めながら検討をしていきたい。思想としては、利用者の意見が公社の運営に反映されることについては賛成である、こういうふうにいふおっしゃったと思います。したがつて、今後の課題として引き続き、この名称がどうであるとか、その内容がどうであるとか、法的な位置づけがどうであるもの、今後の課題としながらも、国民の声が公社の運営に反映できるような、そういうものをつくっていくことについて検討を重ねていく、話し合いを進める、こう理解をして間違ひありませんか。

○佐野(芳)政府委員 お答えします。

いま先生御指摘の、国民の皆様が公社の経営と経営内容あるいはこういう料金改定の時期に御理解をいただくための手段といいますが、そういうことについては、私たちが郵政当局といたしまして、電電公社といたしまして、全く同意見だと思ひます。

それから、現在の経理関係の公開につきましては、口幅つたんですが、現在国会の先生方に、予算、決算、料金関係について御審議を願つておる。もちろんそれだけではございまして、公社当局から話がありましたように、いろいろな機会をつかまえて、十分ではないけれども精いっぱい皆さんに御理解をいただくようにPRもしていろいろのこと公開をしているというふうに理解していただんですが、これでも不十分な点につきましては、今後十分その辺のあり方について検討していきたい。

それから、公聴会のお話がありました、この件につきましても正式な公聴会とか何とかいうんじゃないに、あくまでもそういう目的のための手段としては、公社も自主的にいろいろやり方も

あらうかと思ひますが、その点につきましても、郵政省としてもいろいろなことを考えて指導してまいりたい、こういうふうに考えております。

○阿部(末)委員 大体趣旨は賛成であるから、あとは具体的に話し合いを進めて検討を加えていきたい、そう理解していいわけですね。そういうこととでこの問題を終わります。

次に移ります。私は、今日の日本経済の高度成長は明らかに破綻をしておる、そういうふうに見るわけですね。したがつて、公社自身でも高度成長の破綻による不況のために通話量の減少を認めざるを得ない、こういう現況になつておるようでございます。このように経済構造が大きく変動をしたときには、公社の計画そのものもやはり見直すべきではないかと思ふのですけれども、どうも公社の計画は、当面の建設計画等を見ましても、やはり高度成長そのまゝを踏まえて、一〇%から一五%近いような大きな建設計画がなされておるようでございますけれども、大体この不況というふうなときには、私企業であれば投資を見合わせていくというのが一番先になるわけですが、公社の性格上すべてやめていくというわけにはまいらぬことは、私もわかつております。しかし、やはり最小限に計画を練り直して、今日のような低成長の時代に適応する計画でないといふよ赤字は増大をして、借入金の利息であるとか、債券の償還であるとか、そういうところに公社の財政を皆つぎ込まなければならぬ状況になつてくると思うんですが、見直しをする気があるのかないのか、その辺どうでしょうか。これは公社です。

○興説明員 お答えいたします。

電電公社といたしましては、積滞解消あるいはどこでもつく、どこにでもすぐかかる電話ということを目指してまいりまして、二十八年以来、五次にわたる五次計画を推進してきたところでございます。それで現在におきましては、ほぼその目的の大部分は達したわけでございますが、まだ現在におきましても積滞は多うございまして、また、これから後もまだまだ需要は出る見込みでございます。

ます。しかし先ほど先生おっしゃったようなことで、昨今の経済情勢から見ますと、いままでの計画をそのまま遂行していかということは当然問題でございます。

現に資金面でも非常に問題がございまして、予算から申しますと、四十八年、四十九年と引き続いて非常な制限を受けております。そういう意味では、非常に事実上変わっておるわけでございまして、われわれも今回この料金値上げ案を出しますときに、そのベースになります建設投資につきましては、十分内部でも審議したわけでございまして、そうしてその結果、できるだけ経費を詰めて、必要欠くべからざる投資だけにしほりまして、いろいろやった結果が現在の計画でございまして、現在、ベースになっております投資は、五十一年、五十二年、五十三年の三年間で約五兆でございます。しかしこの内容はほとんどが電話につぎ込む金でございまして、いわゆる七百七十万の電話をつけるというようなことが基調になっておりますが、その八五％は住宅用電話でございまして、広い意味で申しますと、いわゆるナショナルミニマムというようなものにとんとん尽くされておるわけでございまして、こういった点で十分見直しをし、われわれとしてはできるだけしぼった結果がこの投資計画であるということに御承知願いたいと思います。

○阿部(未)委員 それは圧縮すべきであるという考えに立ちながらも、いま出しておる五十一年度から五十三年度までの三カ年の計画五兆円の設備投資については変更する意思はないというふうにお答えになったと思うのです。たとえばいま電話七百七十万台のお話が出ましたけれども、四十九年度に公社がつけた電話は三百二十八万、五十年度が三百万ですね。そうすると五十一年度は二百六十万ですから四十万減っているのです。五十二年度は二百七十万で、三百万に比べれば三十万少ない。五十三年度は二百四十万。この数字は昭和四十八、四十九、五十年という、過去三年間に架設をした電話の数字に比べれば非常に少ない

電話の台数になっておるわけです。ところが一方予算の方は、五十年が一兆三千億——ちよっと上がありますね。それから五十一年は一兆五千億でしよう。五十二年は一兆七千三百五十億でしよう。五十三年は一兆八千億でしよう。電話を架設する台数はずつと減ってきておりながら、建設投資は膨大にふくらんでおる。これはいまだあなたがおっしゃった趣旨と合わないように相なる。どういうわけですか。

○興説明員 その点につきましては、先般の委員会でも御質問があったわけでございまして、これにつきましては、ちよっとお話ししませんと非常にわかりにくい要素がございまして、と申しますのは、確かに加入者開通の数は最近減っております。これは一つは需要の問題と、もう一つは予算面でございます。しかし電話というものは御存じのとおり、やはりつけますだけでは用は足りませんわけです、たとえば現在ですと三千万の電話の加入者がありまして、その日から三千万とはお話をしなければならぬ、こういうことでございまして。したがって、新規開通の金のほかに、どうしてもわれわれの設備といたしましては、現在で申しますと三千万を擁しておる電話のネットワークを維持、改良するための金もかなりかかるわけでございまして。そういうことは、もちろん先ほど言ったようなことで、できるだけ最小限に抑えておりますが、やはりトラフィックの増と申しますか、いわゆる電話の個がふえますと、そういう面ににおきまして、市外線もふやさなければいけませんとか、あるいは交換機の増設も必要ということになりまして、そういう面がかなりふえてまいります。

それからもう一つの要素は、これも先般お話ししたわけでございまして、実は先ほどお話ししたように、四十八年、四十九年はいずれも石油ショック以来のことで、いわゆる予算としてはかなり制約を受けました。前年度に對しまして五％増というようなことでございまして、それにもかかわら

ず大量の開通をしなければいけない。そういう意味では、われわれの方で基礎設備と言っておりますが、いわゆる電話局でありますとかあるいは地下設備、線路設備、交換設備、そういうたすべての基礎設備を現実には食いつた形で開通したわけでございまして、こういったものの取り戻しをいたしませんと、これから先の開通が予定どおりでないということになります。そういうことを含めまして、見かけ上はいかに開通回数が少ないにもかかわらず建設資金が多いように見えるかと思ひますが、事実はそういうことでござい

ます。

○阿部(未)委員 この一般加入電話は、いま申し上げております数字で、五十一年以降減少しておりますが、たとえばビル電話、ビジネスホン、ホームテレホン、こういうものが非常にふえてきておるわけですね。私が設備投資を少し抑えるべきではないかと言ふのは、こういうところにも意味があるわけで、こういう不況の状況になってきたときに、資金の建設投資の割合から言へば、先ほど申し上げたように一〇％以上の伸びを見せておるわけですね。経済成長が五、六％にしかならぬのじゃないう言われるときに、電電公社の建設投資が一〇％を超えるという物の考え方が少しおかしいのではないかと。民間の企業であるならば、この際まず私は当然新しい設備、建設投資の抑制が一番先に出てこなければならぬと思う。それが電電公社は値上げができる。安易にそこに頼り過ぎてどんどん建設投資をしていけば、先ほど申し上げたように、当然減価償却も必要になってくるし、借入金の利息も払わなければならぬ、ますます借金でどうにもならない状況になってくる。いま一番大切なことは、かつては五十一年から五十三年の計画はこうであつたとしても、この段階ではもう一遍見直すべきときに来ておるのではないかと、その点をどうお考えになりますかと聞いておるのです。

○興説明員 お答え申し上げます。先ほどは言葉がちよっと足りなかったかと思ひますので、補足させていただきます。実は公社は第五次五カ年計画は四十七年に策定いたしましたので、これは四十八年から五十二年までの計画でございまして、これはその当時七兆円というところで計画したわけでございまして、それはその後のいろいろ政治情勢、経済情勢の変化、あるいはわれわれもさつき申した検討によりましてかなり圧縮しております。そして、その結果が先ほどから申し上げております五十一年から五十三年度までの五兆五兆円という数字でございまして、この数字はもととかなり圧縮した数字でございまして、どういふところを圧縮したかと申しますと、五十一年から五十三年度と申しますとちよっと比較の対象がございせんが、いわゆる前の五次計画と対照いたしますと、たとえばビル電話なんかは三十五万減少させております。あるいは地域集団電話は需要の減でございまして、データ通信なども減らしております。あるいはテレビ電話等も減らしております。しかしその反面、公衆電話あるいは福祉電話はふやしております、そういう面ではわれわれとしては十分配慮いたしました。

しかし、先ほどから申し上げておりますように、電話のネットワークの性質からいたしまして、われわれとしてはそういう、ぜいたくとは申しませんが、いろいろ問題のあるものは抑えまして、それにいたしまして、その結果が先ほど言ったような増でございまして、一〇％の増と申しますけれども、われわれとしてはこの程度の資金がなければ、またこの建設をしなければ現在残っております積滞の解消はできませんし、あるいはまだ手動局も千二百局ほど残っておりますが、こういったものを自動化するというようなこと、あるいは地域集団電話の問題、そういうものをいろいろ考えますと、そういうものの解決にはどうしてもこの程度の資金が要る、こういうことでござい

ます。

○阿部(未)委員 需要を全部満たすとなれば膨大な資金が要ることはわかっておるのです。それができるならば五十二年までも積滞を持ち越す必要

はなかった。積滞の解消を四十八年から五十二年
度までも持ち越さなければならなかったのは資金
的な制約があったからじゃないのですか。それを
ここで一挙に解決しようたってそうはいきません
よ。だから、きわめて常識的に言うならば、やは
り建設投資を抑えるというのが、一般社会の経済
の発展と見合せて、たとえば五%ないし六%程度
というの私はそれなりにわかるのです。しかし、
値上げをして金が入ってきそうだから、この際要
求のあるのは全部片づけておこうというような五
十一年から五十三年度の計画だとするならば、こ
れは見直すべきである。それは単に金があるから使
うというだけではなくて、それがこれから先の公
社の運営に大変な重荷になりますよ。もうあな
たの計算でも電話料収入はそう大きい伸びを示す
という計算はないわけでしょう。投資だけを、ど
んどん建設投資をやっていたら大変な負担にな
ってのつぎきならないことになって、またすぐ
値上げをしなければならなくなってくるのじゃな
いのですか。それならば、こういう低成長時代は
それに見合った建設投資をやるようにもう一遍計
画を見直されたらどうですかというのです。

○興説明員 お答えいたします。

ただいまの件、確かにそういう御批判もあろう
かと思えますけれども、先ほどから申し上げてお
りますように、実は積滞解消という問題は公社発足以
来の多年の懸案でございます。これは歴史的に申
しますと、四十七年には積滞解消というようなこ
とで計画したわけでございますが、先ほど言った
ようなことで、資金の問題ともし一つはやはり需
要の増加というようなことで非常におくれまし
て、やっとここまで参つたわけでございます。現
在の予定では、これだけの建設投資をすれば五
十二年度末には全国的規模において積滞が解消で
きるということでございます。

しかし、この計画は確かに過大というような御
批判もあるかもしれませんが、これにつきまして
は、たまたま先般政府で策定されました「昭和五
十年代前期経済計画」がございまして、これはこ

としの五月に閣議決定しておりますが、その中で
もいろいろ議論があったわけでございます。この
計画は昭和五十一年から五十五年の五年間で国の
投資をどうするかというような問題でございまし
て、そういった面での議論がされたわけ
でございますが、その中でわれわれももちろんこの
五十一年から五十三年度の計画を含めまして計画を
提出してございます。その結果、政府といたしま
しては、五十一年から五十五年の五年間で総額七
兆三千億、これは五十年間の現価でございますか
ら、いわゆる時価に直しますと約九兆ぐらにな
ろうかと思いますが、そういった形で一応お認め
いただきまして、こういった前提のもとにこう
いった投資は適切であろうというふうにわれわれ
は理解しておりますわけでございます。

したがって、われわれといたしましては、
いろいろ困難はありましようけれども、何とかこ
の建設計画を実施いたしまして、いわゆる積滞解
消あるいは手動電話の解消、無電話集落の解消と
いうようなことに努力したいと思っておりますわけ
でございます。

○阿部(末)委員 それでは米澤總裁、公社はこれ
から金利の負担が大変高くて困りますとか、そう
いうことはもう言いませんね。たとえば今度の値
上げの中の一つの項目には建設投資のための金利
負担が非常に大幅な割合を占めておりますね。その
ことが一つの理由になっておるのです。しかしい
まどんどんだ建設はやっていく、しかも国の経
済成長よりも大幅な投資をやっていく。当然これ
は債券がある、それから借入金がある。そうなっ
てくれば、その金利負担は膨大なものになってき
ますが、そんなに大きな金利を払ってまで無理に
やらなければならぬのか。先になって、金利負
担が大変大きくございまして、利用度数が減りま
した、だからまた値上げをしてくださいなどとい
う泣き言を言う心配はない、これで結構料金の値
上げをせずにやっていけるとい確信がございま
すね。

○米澤説明員 お答えいたします。

ちよつとさつき説明を聞いておりますと、歴史
的なことも幾らか入っておりますのでございまして、
ただいまの御意見につきまして、まず五十二年の
問題と五十三年の問題と二つに分けた方がいいの
ではないかと思ひます。

五十二年というのはもう来年でございまして、
これに対しては前から例の積滞解消それから全
国の即時化、自動化をするという方針、国会でも
それをやれやれというのを、いろいろ決議ある
いは御質問等もございまして、これはぜひやりた
い。

それで五十二年につきましては、これはまた新
しい問題でございますが、これは結局五十年計画
に一年足したということでございます。それで、
すでに継続審議があった前国会あるいはその他の
時点でも、この五十年計画のいわゆる五十二年ま
でに一兆一千億削減しております。それをさつき
計画局長が申し上げまして、ですから、先生のおっ
しやった趣旨はある程度やっておりますということを
申し上げたのでございまして、一兆一千億切つて
おります。

それから五十三年はどうかという問題に對しま
しては、これは要するにそれが損益勘定の中にど
れだけ影響するかということが一つ問題だと思ひ
ます。資金の問題と損益勘定にどう影響するか。
損益勘定に對する影響につきましては、この三カ
年間で新技術革新によつて五千億金を節減してい
る。そしてそれが損益勘定に入つてまいりますと、
約千八百億ぐらゐのこの三カ年間で損益勘定を抑
えている。そしてこの収支計画に對しましては、
五十三年の投資というものは、仮に一〇%切りま
しても、それほど大きな数字にはならない。これ
は後ほど数字を申し上げてもいいのでございま
す。そんなことで、私たちがしてもその御趣旨は
十分考へていききたい、すでに一兆一千億切りまし
たということだけ申し上げまして、ですから、何
も計画局長が言ったことがそのまま実現するとは
思つておりません。ただ、それが、収支にはそれ
ほど影響ないんだということを付加させていただ

きたいと思ひます。

○阿部(末)委員 たとえば、私は電話の台数でし
かわかりません。確かに経済、物価の上昇があり
ましよう。人件費の上昇がありましようから、同
じ予算で三百万ついたものが来年は二百六十萬し
かつかないかも知れません。それはわかりませ
んけれども、大まかに考へてみて、今日物価はあ
る程度安定しつつあると言われておりますし、ま
た賃金についてもことしの春闘で七、八%ですか
抑えていつておる。そういう状況から勘案してみ
ますと、いま積滞解消の問題もありましたけれ
ども、五十二年の一般加入電話は二百七十萬なん
です。それを五十一年度は二百六十萬と、この
程度のものであつて、従来の苦しいとおっしゃ
った積滞解消のために三百万を超えて電話をつけ
きたときに比べれば、少なくとも積滞解消のため
の一般電話の架設の数は大幅に減少しておると申
し上げて間違ひないと思ひます。それにもか
かわらず、予算が非常に大きくなつてきておる。さ
っきお話がありましたけれども、たとえばビジネス
ホンですか、何か大幅の削減をしたとおっしゃ
ていますけれども、それはこの前お話がありまし
たように、当初の五十年計画と新しい三カ年計画
のいずれが正しいのかということをお問ひしたら、
總裁は、新しい三カ年計画でいつてくだされと、
こういうようなお話でしたから、それに比較して
みましても、たとえばビジネスホンが五十年度の
五十萬が五十一年度は五十四萬、五十二年は五十七
萬、五十三年度は六十萬とこのように計画としては
ふくれ上がつておるわけなんです。なぜ、建設投
資を控へなければならぬのであろうという常識的
な不況の中で、こういうものにどんどん投資をし
ていかなければならぬのか。これを抑えたから
といて、いままで一般の加入者の積滞でさへ資
金がないために抑えてきて五十二年までか
かってきたじゃありませんか。なぜこのビジネス
ホンとかホームテレホンとかこういうようなもの
をあつてふやして投資をしなければならぬの
か。その辺の感覚が、見直したというけれども、

当初の五カ年計画の数字に比べれば減りましたというだけであって、今日の経済情勢に見合う見直しではないと私は思うんですが、どうお考えになりますか。

○三宅説明員 答え申し上げます。

まず、明年度の予算が、予算概算を提出いたしました。先ほど先生おっしゃいましたとおり、一兆七千億余りになっております。これは確かに今年度一兆五千億に比べて相当な増加でございます。ただ、これは先ほど計画局長申し上げましたとおり、明年度につきましては明年度内に何とか積滞の解消をしたい、一掃をしたい。これは長年のお約束でもございますので、何とかいたしたいということが一つございますし、と同時に、これも先ほど計画局長が申し上げましたのですが、石油ショック以後、四十八年、四十九年、五十年、予算の伸びも非常に少なくなりましたが、同時に需要が非常に多いために基礎設備を食いづぶして新しい加入者の架設をやってきた。もう基礎設備にはほとんど余裕がない、今後新しい需要が出てまいりましたも、下手をしますと現在半年くらいお待ち願ってついていたものが、また一年、二年待つてもらわなければならぬような状態になる、そういうようなことがございますので、この基礎設備の取り返しをぜひやりたい。こういうようなことが数としてございますか、金額として相当明年度の予算概算が大きくなっておる原因でございます。

と同時に、もう一つ先ほど先生おっしゃいました加入電話以外のものに対する投資が非常に多いんじゃないか、こういうお話でございます。確かにこれは加入電話そのものを引きますのに比べますと、必要度合いと申しますか、これは低いというようにあるかもしれません。また、これが需要を全部公社が満たさなければならぬいかどうかという点にも多少の問題はあるだろうと私も存じます。ただ、私どもといたしましては、現在の時点におきましては、今回料金改定をお願いしておるわけでございますが、これをできるだけ長くもたせたい。そういたしますためには、やはり皆さん方が便利に、加入者の方が便利に電話を使っていたらいい、それによって収入がふえていくということも一つの必要条件でございます。そういう面での経営面での改善、増収努力といったようなものも何とかやりたい。そして一年でも長くこの料金をもたせたいというように念願いたしております。そういう点がこういった投資計画に一応の投資の見通しとして入れてあるわけでございます。ただ、これは先ほど総裁も申し上げましたとおり、経済情勢その他をにらみ合わせながら、五十三年度につきましてはまたいろいろ考え直さなければならぬ面もあるんじゃないかということも私どもも考えておりました。現在あれで何としてでも突っ走ろうと思っておるわけではございません。

くもたせたい。そういたしますためには、やはり皆さん方が便利に、加入者の方が便利に電話を使っていたらいい、それによって収入がふえていくということも一つの必要条件でございます。そういう面での経営面での改善、増収努力といったようなものも何とかやりたい。そして一年でも長くこの料金をもたせたいというように念願いたしております。そういう点がこういった投資計画に一応の投資の見通しとして入れてあるわけでございます。ただ、これは先ほど総裁も申し上げましたとおり、経済情勢その他をにらみ合わせながら、五十三年度につきましてはまたいろいろ考え直さなければならぬ面もあるんじゃないかということも私どもも考えておりました。現在あれで何としてでも突っ走ろうと思っておるわけではございません。

額は一兆七千三百五十億というのが五十二年の予算になっておるわけですから、どこをどう食いつぶしたのか私わかりませんが、とにかく積滞解消、積滞解消と言わう、二百七十万台しかつけないじゃありませんか、早く言えば、五十年に比べて三十万台も一般電話は減っているじゃありませんか。それに予算だけが何でこんなにふくらむのでしょうか、それがわからないのです。

○奥田説明員 答え申し上げます。

ただいまの、来年の計画が二百七十万ということは、確かにことし、昨年より減っておるわけでございますが、これは先ほどから申し上げておりましたように、五十二年度末で積滞解消という目標を立てておりますから、そういうことに合わせますという意味で実質上減っておるということ、逆に申せば来年二百七十万つることにによりまして、われわれの予想が狂わなければ五十二年度末の積滞解消ができるということでございます。意識的に減らしたわけではございません。

逆に申し上げますと、いままでは非常に積滞が多かった。したがってできるだけ多くの予算をいただきましてつづけてきた、こういうのが三百二十万とか三百万という過去の経緯でございます。したがって、そういうことからすれば、たとえば今年度につきましては二百六十万という予想になっておりますが、予算がもったいただければあるいは三百万ついたかもしれません。しかし、これは先ほど申し上げるように、単価アップとかいろいろございまして、われわれとしては、ぎりぎり積みまして、この予算では一兆五千億で二百六十万しかつかなかった、こういうことでございます。

したがって、いままでのことは御理解いただけると思いますが、来年につきましては先ほど三宅総務理事から御説明ありましたように、来年も数は減っておりますが、実質は来年だけやれば済むということではございませんで、電話というものはやはりどうしても基礎設備をつくるのに数年かかります、そういうものをやっておきま

せんと、五十三年度以降も二百万以上のいわゆる需要は出ようかと思っております。そういうものに対処するためには、やはり手を抜くわけにまいりませんので、あるいはことし、来年もやっておりまされども、それを続けていく必要がある。そういう意味で、やはり投資としてはふえるわけでございます。そういうことを含めまして、一見数字としては多く見えるかもしれませんが、中身は先ほどから申し上げておりましたようにかなりしぼった数字でございます。こういうことでございます。

○阿部(末)委員 中身がしぼった数字、総裁、あなたいまの答弁でおわかりになりますか。五十二年二百六十万、五十二年二百七十万で積滞は解消するのでしよう。積滞はこれで解消するのでしよう。積滞を解消するが、その数字は五十一、五十二年それぞれ電話を架設する数字は、積滞を解消してもなお五十年につけた電話の機数よりもはるかに少ないではないかと私は言うのです。五十年には三百万台をつけておる。五十年には二百六十万台しかつけないじゃありませんか。五十二年には二百七十万台しかつけないじゃありませんか。しかもこれで積滞が解消するので、その限りでは万々歳ですけれども、電話機の数については五十一年度で四十万、五十二年では三十万も少なくなつてくるのに予算だけがなぜこんなにふくらむののですかと申すのです。積滞解消とは関係がないじゃありませんかと言ふのです。

○三宅説明員 答え申し上げます。

確かに、先生おっしゃいますように、本年二百六十万、明年二百七十万、こういうような新規増設を計画いたしております。これに対して、予算が相当ふくらんでおるではないか、こういう御指摘であらうと存じます。これに對しましてこういうふうに御説明いたしますと御理解いただけるのじゃないかと思ひます。

五十一年には二百六十万の新規開通をいたしますが、これに要する費用、というのはいささかと妙な言い方になってまいります。と申しますのは、新しい加入者をつける一方、食いつぶしてまいり

ます基礎設備の補充をして将来に備えていくという工事をあわせて一緒にやっております。したがって、先ほど申し上げましたように、四十九年、五十年、それから今年におきましてもある程度基礎設備を食いつながらやっておりますわけでございまして、基礎設備に投資いたします金及び新しい加入者をつけるために投資いたします金、これらを合計して毎年の一加入当りに幾らになったかという計算をいたしてみますと、これは確かに、先ほど申し上げましたように、基礎設備の工事の年と、新しい加入者とその設備を使ってつける年とは食い違っております。後先になります。

したがって、ある意味での目安になる数字でございまして、これが四十八年には二十五万円程度でございまして、四十九年には二十六万円余りになり、五十年で二十九万円。それから五十二年では、現在の予算では一応三十一万円を少し超すぐらいの金になっておる。それから五十二年は、先ほど申し上げました基礎設備の取り返し等を計画いたしておりますので、さらにこの金がふえまして三十二万四千円ぐらいにはなりそうだというふうに私も見込んでおるわけでございまして、そういう意味で、同じ数をつけますにいたしても、やはり金がたくさん要るのがこの数年間のやむを得ない状況であるということが一つござい

す。それから、同時にもう一つの問題といたしましては、これも先ほど計画局長が申し上げたんですが、すでにございまして加入者、既設の加入者に対するサービスの維持、改善、こういったようなものに要する費用というものがどうしてもかかってまいります。これは根っこになります加入者の数がふえてまいりますにつれて当然金額的にもふえてくるという点がございまして、また、石油ショック以後の物価の値上がり及び、公社が発足して五カ年計画を現在までに五次にわたってやっておりますわけでございまして、その初期に投資いたしました設備等については、すでに取りかえ等も相当やらなければならぬといったようなこともござい

まして、この既設の加入者のサービスの維持、改良に要する費用というものが年々ふえてまいっております。私ども、今年度にはこの関係に一加入当たり一万八千円程度のものを投資しなければ現在のサービスの維持できないのではないかと、こういうふうな勘定をいたしております。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

したがって、これに要する金だけでも、既設の加入者が三千万以上ございまして、五十六、七億に及ぶという費用を五十一年度においても一応予算において予定をいたしておいたわけでございまして。さらに明年になりますとどういった点に金がかかるのか。明年の概算で提出いたしておりますのがこの既設加入者のサービスの維持、改良のために必要である。これを落としますと、せっかく現在皆さん方に御満足いただいておりますサービスというものが非常に悪くなってくる。具体的に申しますと、たとえば交換機の増設あるいは市外線の増設というものがおこなわれてまいります。話の中にはかりになるようなことも出てまいります。話の中にはございまして、そういった点を考慮して必要な投資額というものを、最小限のものを積み上げたのが五十二年でございまして。現在時点で見通し得る限りで最小限のものを積み上げたものが五十二年である。このように御理解願いたいと存じます。

○阿部(未)委員 どうも私はわからないのですが、いまお答えになった数字で申しますと、五十年の場合の一機当たりの架設に要するものが二十九万、五十一年は三十一万だ、こういいますと、一機当たりでいうと、そうなりますと、一割、一〇%は一機当たり上がったに過ぎないわけですね。ところが架設の台数は五十年が三万台で、五十一が二百六十万台ですから、電話架設の数は一〇%より落ちていくわけですね。したがって、その限りでは一般加入電話を三百万つ増やすことと二百七十万つ増やすのが金額の上で匹敵するのであつて、二百六十万に落とすければ、一般加入電話については、少なくとも予算は減つても五十年

より五十一年度が一般加入電話の架設量がふえるということとはどこにも成り立たない。それから改良費が云々というふうなお話でございまして、改良費はまた別に改良投資の一部にすると、三億三千万の中にも別にちゃんとした枠をとってあります。これをどこに使うのか、それはここに使う、それはここに使うと言われても、私もわかりませんが、素人考えで言うならば、改良費に三千万という予算をちゃんととってあるわけですから、これは別枠であるじゃないか、それならば電話一機が二十九万が三十一万になったとしても、つける台数が三百万から二百六十万に落ち込んだならば総体の予算は減るはずだ、そういう勘定になりませんか。

○米澤説明員 お答えいたします。

詳しくは少し資料で御説明しないと、なんでございまして、私たちがいたしまして、何でもかんでも建設投資をふやさなければならぬというふうには全然思っておりません。これは要するに、建設投資は最小限度でいいのでありまして、先ほど申し上げましたようにこの五十三年度にきましては、これは決めたというわけではなくて一応のこのいうものを考えているといういわゆる積算のベースになっておりますが、この建設投資が減ったからといって収支にはそれほど影響はない、これだけまず一つ申し上げたいと思つてます。

それからもう一つは、確かに申し上げるように基礎設備の関係とつける数の関係はなかなか説明しにくいので、なにでしたらまたきょうの昼、休憩のときにでも専門家がグラフでも書いてよく御説明した方がいゝんじゃないか。ただここで申し上げたいのは、われわれとしては建設投資をぜひふやさなければならぬ、これは思っておりますから、済めばカットしても構わないというところで、この数字につきましては今後十分検討させていただくということで御了解願いたいと思つてますが、中味につきましてはそういうことでございまして。

○阿部(未)委員 私はどう考えてもいまの数字が合わないのです。だから、この際金が入ってくるから建設投資をうんとやっつけていくというふうな勘定になりそうなきがする。それで次にいきますが、総裁は損益勘定に余り大きい影響はないのだとおっしゃいましたけれども、しかし減価償却というのは損益勘定の中で計上されて、それが建設投資に回っていく性格のものではないのでしょうか。これをちょっと教えてもらいたいです。

○米澤説明員 お答えいたします。

確かに申し上げる通りでございますけれども、いまの中で、たとえば建設投資がいま伸びるようになっておりますが、それは一〇%仮にカットしたとしても、その影響は損益には一〇%出てこなくて、もともとずっと圧縮された形になる、こういう意味で申し上げたのでございまして、確かに申し上げる通りに影響はございまして、一〇%切ったからといって直にそれが損益収支に一〇%なるものではない、こういうふうに御理解願いたいと思つてます。

○阿部(未)委員 だから私もきょうここで金を借りて利子をきょうすぐ払うと思つていないのです。しかしそういう建設のための借り入れをする、そのものはやがて利息になって大きな負担になるでしょう。だから軽々にこういう時期に建設投資を大きく伸ばすべきではないのじゃないですか、建設投資そのものからも見直しをやる時期ではないのですかというのを言つておる。私もその限りでは、たとえばいま総裁がおっしゃったように建設投資をやる、これが十年で償還されるものならば、その十分の一が減価償却になっては返つてくるくらいのことでは大体素人の私でもわかるのです。だから直接損益勘定にそのまゝ一〇%入ってくるなどとは私も思っておりませんが、こういうやり方をしておたならば、また三年先、五年先には値上げの問題が出るようになるでしょう。余りここで建設投資を急ぐことは今日の日本経済の情勢に見合っていないのではないですか。

そのことを私は盛んに申し上げておるわけです。しかしそれはいまおっしゃったように、機械の内容にまで至っては私も素人でございますからわかりません。したがって、ここの三千億はこの改良の部分でここの三千億はここの改良の部分ですと言われれば、それは私は言いようがありませんからわかりませんが、素人考えで言うならば、二十九万でついていた電話が二万円上がって三十一万になりました。そのかわり、台数は三百万が二百七十万になりましたから、総体的な予算、建設投資は幾らか減っていいんじゃないや、ありませんかという理屈しか成り立ちませんよ、建設投資で言うならば、それがなぜ大きくふくれて上がってくるのかどうしてか理解に苦しみます、この私の言い分はわかるでしょう。

その次に移ります。そこで、なぜ金額がふくれるのか、それは、損益勘定に直接大きい響きがなくとも結構でございます。建設投資がなぜそんなにふくらむのか、どうもさっきから聞いておると、積滞解消、積滞解消と、積滞解消を前面に押し出して、これがあるから金がかかるんだとおっしゃるけれども、私の計算ではどうもそうならない。むしろ予算はもっと減っているのではないかと、どこかに建設投資の金をつぎ込もうとしておるんでしようという。それはさっきから改良がどうかとかがどうかおっしゃっています。ほかの何か三千万の電話とつながらなければならぬ、そんなことは常識ですよ。初めから、電話がつけば全部につながるの、これはもう常識の問題ですよ。そのためにどうしようというの、おかしいわけでは、いまだかつてそれは同じですよ。三百万台ついたら、今度は、ほかの電話につながらぬでよかったです、今度は、二百六十万台は三千万台全部につながらなければならぬの、という理屈はないのですよ。この理屈だけ直さなければならぬ、その限りでは、そうすると、何でもこんなふうにかかわらないのですよ。

○米澤説明員 お答えいたします。
先ほど申し上げましたように、私たちといたし

まして、建設投資を絶対にふやしたいと思っているわけではございません。それですから、ただいまの数字の中身につきましては、何と言いますか、十分それを圧縮することをやるということによって御了解願いたいと思っておりますが……。

○阿部(末)委員 これはまただれかほかの人がやるでしょうから。ただ私は、いまの公社の説明ではどうしても納得ができません、これだけは、これははっきり私は申し上げておきます。どうして納得がいきません。何か、今度つくる電話だけが三千万の既設の電話とつながるのであって、五十年にわたって三百万台はつながらぬでよかったです、たまたまという話になりますけれども、五十年にわたって三百万の電話だつてはほかの電話と全部接続しておるはずですよ。今度つくる二百六十万だつてや、これはほかの電話と接続するわけです。そういうふうな考えでいきますと、二十九万が三十一万になった、これはわかりますよ。これは物価が上がった、人件費が上がった、わかりますから。そうして、たつてつくる台数が一割以上落ち込んでおるわけですから、総体の金が立ち上がる理屈はないというふうな思われるのですが、時間がだんだん迫ってきたから、後で昼休みにもよく説明していただきます、納得がいかなければなりませんよ。次の問題ですが、この赤字の原因の中で、減価償却というものが、さっきから申し上げているように非常に大きいウェートを占めておるわけですから、これは前から非常に議論になっておるわけですよ。いわゆる定率制でいくか、定額制でいくかというところで議論になっておるところです。そうしますと、たとえば定率制の場合には、初めの方の償却が大きくて終わりの方の償却が少なくなるといって、定額制でいくと、始終ずっと同じ額が一貫していくわけですから、当然いまの公社の資産の中には、減価償却の対象になるものの中には定額制の方が妥当であると思われるものが相当ある。たとえば建物、それから工作物、こういうようなものは私はもう定額制をとる方が今日の常識では妥当ではないかと思うのですが、そういう点について

てこれを定額制にかえる。それからもう一つは、耐用年数、これも非常に問題になっておる。電話機を六年でかえるとか、五年でかえるとかいろいろ計算があるように思われますが、私のところの電話機なんかもう十年ぐらいわからぬような気がしておるわけですよ。かわつていません。ところが、耐用年数は非常に短く、こうなつておるよう、耐用年数についてももう一遍検討を加えてみる。そうしますと、減価償却の方はぐつと落ち込んでくるのではないかと。減価償却がぐつと落ち込んでくれば、少なくなつてくれば、損益勘定の中の減価償却費が減つてくるわけですから、赤字が出るかどうかかわりませんが、非常に料金の値上げとの関連では損益勘定ではやりやすくなると思いませんか、そういう形になつてくるのではないかと。減価償却はしたがって損益勘定に相当の影響ありと私は考えますので、いまの減価償却方式を改めるべきではないかと。この点どうでしょう。

改式あるいは急激なる交換機の増大に伴うところの局舎の廃止、こういうことがいままで非常に大きな原因であつたわけでありまして、五十二年度済みまして、その後はやはりそういうものの陳腐化といえますが、撤去の傾向というものはやはり純化するのではないかと、撤去の傾向というものは、私どもも同感でございます。したがって、これを今後建物、工作物につきましては定額法を導入していきたいというふうな考えで検討を進めていこうと思っております。

○阿部(末)委員 いや、まあ建物と工作物については大体定額方式でやっていきたい、そういう御趣旨のようですから賛成でございますが、耐用年数について、一般の機械類等の耐用年数については検討の余地ありませんか。

○好本説明員 建物、工作物以外の電気通信線路及び電気通信機械、そういうものにつきますと、五十五年度から四十九年度までの撤去財産全数についてこれも当たって検討しておりますが、これにつきましても、やはり耐用年数に比べて実際の実存寿命というものは同じかあるいは短いというのが出ております。また、これについて定額にするかどうかという問題につきましては、若干事務的なことになりまして恐縮でございますが、やはり定額方式をとりましたときはたまたまのような総合償却の制度をとりますと過小償却というところのおそれもございますので、やはり個別償却を導入しなければいかぬというふうに考えております。

○好本説明員 昨年の予算委員会の分科会の席におきましても、いまの御指摘と同じような御指摘がございました。建物、工作物につきましては定額の方がなじむのではないかと、いろいろな御指摘がございました。その席で総裁が、前向きに検討いたしますというふうにお答えいたしました。その後一年以上いろいろ調査をいたしました。建物及び工作物の件数にして八万件ぐらいいろいろございますけれども、その中で昭和三十五年度から昭和四十九年度までの間にござりますところの全撤去財産一万八千件全数に当たりますと、その実用耐用年数を調査いたしました。その結果は、おおむね現在決めておりますところの耐用年数と比べて同じかあるいは少し短いという数字が出ております。しかしこれはあくまでも過去のことでございまして、五十二年以降といたしますと、やはり特に建物といいますのはほかの企業と違ひまして、電話の交換機、通信施設が入つておるいわゆる入れ物というふうな性格が強いものが非常に多いとござりますので、昭和三十五年度から最近に至りますところの自動

また、いま建物、工作物等の定額法を導入しておりますが、国鉄その他も全部個別償却をやっておりますので、その方向でやりたいと思ひますが、電気通信施設は、私どもの企業の物件はきわめて膨大でしかも種類が非常に多いとござりますので、これを個別償却で個別に管理していくというところはきわめて困難で不可能に近いと思ひます。

かし機械類は全部ひくく何年というのではなくて個別になっているんじゃないですか、耐用年数は。

○好本説明員 ただいま定めておりますところの耐用年数は、ただいまの御指摘のとおり電柱でありますとか地下管路、交換機でありますとかクロスバー交換機でありますとか、そういうふうにくくって耐用年数を定めておりますが、一つ一つの施設、設備につきまして、その一つ一つを帳簿に入れてそれをどれだけ償却が済んだ、いまは残存がどれだけであって償却不足が何円であるかというふうなことはやっておりませんし、非常に困難だと思ひます。

○阿部(未)委員 それはまあ一つ一つ耐用年数を決めてやっていたら大変でしょうが、いまやっております耐用年数も、おっしゃったように、ひくくめてではあつても電柱は電柱、交換機は交換機というふうな、クロスバーならクロスバーの交換機が何年というふうになつておるはずですから、それでもっていまの定率制がとられておるわけならば、それをそのまま定率制にかえてもそう大きい狂いは出てこないのではないかと。確かに個々の機械について言うならばそれは違ひが出るかも知れません。しかしひくくめて言う中ではそう大きい違ひが出ないのであつて、したがつて、定率での減価償却ができるのならば定額での減価償却も不可能ではない。それで耐用年数は検討し直してみろ。これはむづかしい問題でしょう。ですが、いま私が申し上げた趣旨で耐用年数をある程度ひくくめてみても果たして妥当なかどうか。いま申し上げたように、電話機一つ例にとつてみましても、公社の言う耐用年数とわれわれのところとに配置されている電話機の耐用年数、実際の使用年数を勘案してみますと、公社のおっしゃるようになつておらぬように思ひますが、どうですか。

○好本説明員 御指摘のとおり減価償却制度は、耐用年数を正確、妥當に決めるということ、それと償却方法が妥當であるという二つがございまして、償却を誤るものでございまして、したがひまして、常に実存寿命を規定された耐用年数に合致させるべく努力をするというところは非常に大事なことでございまして、私どもも数年に一回、ただいま申し上げた四十九年以前のものの相当詳細にやつておりますが、常にそれを調べたものを、たとへばただいまの宅内の電話機は耐用年数九年でございまして、これは御案内のようにあくまで平均でございまして、中には二、三年で撤去するものもございまして、中には二十年もつものものもあるかと思ひます。しかしそういうふうな耐用年数も数年に一遍よく洗ひまして、実際に近いものになつて修正していく必要があるかと思ひます。ただ、建物工作物の場合と電気通信施設の場合とは相違ひしますので、その点は御理解いただきたいと思ひます。

○阿部(未)委員 それでは総裁、これは検討課題にしていただいて、耐用年数が果たして妥當であるかどうか、それからまた、耐用年数の妥當性がそれそれについてはつきりわかつてくればある程度くくつて、そして定率がいいか定額がいいか、この問題はひとつ検討課題で預けておきます。

その次に設備料の問題ですが、これはもういままで議論されておりますので繰り返して申しませんけれども、設備料というのが部外資金として扱われておる。なぜあれが部外資金なのだろうか。それなら部内資金というのとは一体どういうもので、部外資金とはどういうものか、もう一遍説明してみてくれませんか。

○好本説明員 内部資金と外部資金の分け方でございまして、通説と思はれるものに従ひますと、損益計算におきましてところの内部留保、利益金のようなもの及び減価償却引当金というふうなものを資本勘定の方へ繰り込めるということをやっておりますので、そういうものは内部資金であります。それで外部資金といふのは、借入金、債券発行の収入あるいは設備料、そういう利用者あるいは不特定の人からお金を借りておるもの、あるいはいただくもの、こういうものを外部資金というふうに整理しております。

○阿部(未)委員 その趣旨はわかりましたけれども、いまの公社の資本勘定から見ますと、どうも外部資金といふのは、たとへばお返ししなければならぬ借入金とか債券とか、そういうものの性格で位置づけられた方が私ども素人にはわかりにくいのです。そしていよいよ内部資金と呼ばれるものは、設備料のようにも公社が実際に使つてしまつて返す必要がないもの、それからさつきの損益勘定から繰り入れてくる減価償却と剰余金の組みかえとか、そういうものがいわゆる内部資金と呼ばれる方が私ども非常にわかりやすいのですけれども、いまのような説明もあるわけですから一概に言えぬかも知れませんが、これは公社で変えるわけにいかないものなのでしょうか。

○好本説明員 会計の処理の基本に關すること、公社法に基づきまして郵政大臣の認可を得て定めることになっております。したがひまして、財務諸表の中のそういう様式、表現、そういうもののも大臣の認可を受ければ修正できると思ひます。

○阿部(未)委員 大臣、いま申し上げたこととおわかりになるでしょう。設備料というのは、いま電話をつけるときに金を五万円納めるわけですから、それを公社がもらつて、これが外部資金ということになつて債券や借入金と同じ項目のところに計上されてくるわけですから、ところが、実際はもう公社がもらひきりにもらつておるわけですから、返す必要のない金ですから、これはもうそのまゝ内部資金の方に繰り入れるべきだというふうに私は思ふのです。これは経理上の問題ですからそうございりませんけれども、性格上ちょっとわかりにくいので聞いておきたいのです。大臣どうですか、それは。郵政省、やれませんか。

○好本説明員 御指摘のように設備料は、加入者電電債券と同じように、貸借対照表におきましては資本勘定の資本剰余金といふところに計上しております。これは電電債券と同じように、利用者、加入者、受益者の方にその設備料を工事費の一部に充当するという目的でいたたきものでござ

いますので、これはちょうど内部留保を資本勘定に繰り入れましたものが利益剰余金として資本を追加造成するという形で記載するのが企業会計上正しいというふうに私どもは信じております。

○阿部(未)委員 私はそういう会計法上のことは余り詳しく知らないのですけれども、前に一回、費目をちょっと訂正してもらつたことがあるのです。あれはたしか財投何とかいう項目で、財投は何か二百億ぐらいしかないのに借入金が何か千何百億ある、それなのに財投という言葉が使われておるのはおかしいじゃないかと言つたら訂正したのですよ。そうですね。

○好本説明員 予算上資金計画の中で、外部資金の中で財政投融資と借入金その他がございまして、そのを財投等というヘッディングでくくつておりましたのを阿部先生に指摘されまして、直ちに修正いたしました。

○阿部(未)委員 そうですね。だからでさぬことではないわけですが、大臣、さつき電電債券、加入者引受債券と同じようなものだとおっしゃつたのですが、私は全然違ふと思つたのです。債券はこれは明確に借り入れです。公社が加入者にお金を貸してらつておるんですから、極端な言い方をすれば、それを法律で義務づけ、電話を架設するときには十五万円の債券を買つて電電公社にお金を貸してくだされ。これが債券の性格です。

設備料はそうではないのです。設備料は、これはもう初めから現金で公社にくだされいということでは明らかなに公社のものです。債券は加入者のものであるけれども、設備料は公社のものになつてしまつておるのです。公社のものになつてしまつたものがなぜいつまでも外部資金なのかです。公社のものになつてしまつた以上はこれは内部資金ではないかというの、会計法上はともあれ常識的な解釈ではありませんか。

○好本説明員 確かに御指摘のように債券は借金でございまして、設備料は無利息、無償還のものでございまして、その点においては全く性格を

異にするものでございますが、しかし、これは電
電公社の資金上の事情から加入者の方にまげて五
万円あるいは八万円をちょうだいしたいという
うことで、それは加入者、お客様に対しては、電
話を新しく増設するための工事費の一部に充当す
るのであるというものでいたしたいものでござい
ますから、これを損益計算に入れたまて物件費と
か人件費の方へ費消してしまおうということは、趣
旨も違ひますし、そういうものはまあ、増資のよ
うなものでございまして、私どもとしては、資本
を造成するというふうなものでやはり外部資金で
あり、資本剰余金が正しいと思います。

○阿部(末)委員 その議論のあるところでは
議論のあるところですが、好本理事、私はこれを
損益勘定に入れよとは一遍も言っていないのです。
それはその趣旨からすれば、建設の剰余金か
何かで、資本剰余金か何かで計上する方が経理上
正しいだろうと思ひます。あなたは先走って、私
が何か損益勘定に入れよと言ったようなことを言
うけれども、私はそんなことを言っていないのです。
名称として、内部資金なのかそれとも外部資金な
のかということをお伺いしたわけなので、その
意味からすれば、私は内部資金という名称
の中で、たとえば減価償却からの繰り入れあるいは
は損益勘定の剰余金の繰り入れ、それからいま申
し上げた設備料というものを内部資金の項に入れ
ていく、そういう経理の仕方がわかりやすく
いいのではないかと、こう聞いておるのですよ。
どうなんですか。

○好本説明員 ただいま損益計算のお話をいたし
ましたのは訂正いたします。取り消します。やは
りそういう目的で加入者の方からいただいで建設
費の一部に充てる、いわば資本の造成に充てる
というものでありますから、外部資金、内部資金と
分けるならば、やはり外部資金の方がベターでは
なからうかというふうに思つておる次第でござい
ます。

○阿部(末)委員 これはいまここで議論してもな
かなか結論は出ないでしょうが、總裁、これはも

う一つ検討課題で、やはりさつきから国民にわか
りやすいように、国民の電信電話にしようという
のなら、取りきり取ってしまった金をあたかも借
りたような項目の中に入れておかぬでもいいじゃ
ないですか。はっきりこれだけもらいましたと言
えばいいのですから。

そこで、もう一つこの設備料についてお伺いし
たいのですけれども、これもいままで議論してお
りますから繰り返しませんが、そのように取りき
りに取ってしまったが、あなたは無利息無償還と
おっしゃいましたが、無利息無償還というのはも
らつてしまったということになるわけではございま
す。もらつてしまった金が建設投資に回つた場合、
民間の会社ならばその分は固定資産を減らしてい
くのですよ。ところが電電公社の場合はそれも含
めて固定資産にしてあるから、一遍電話をつける
ところにお金を出して、そのお金が固定資産に
なつて、今度は減価償却という形でまた通話料
といひますか利用料の中に含まれてくるという二
重の負担を加入者はせぬならぬことになつておる
のですか、これは会計法上どういうことになるの
ですか。

○好本説明員 減価償却は、すでに先生御案内の
ように取得価格をその耐用年数分、その期間を
一會計期間ではなくて耐用年数の存続する期間中
に何年かに割り振りましてそれを配分するといふ
て、減価償却は取得をした固定資産をそういうふ
うに年度に応じて配分する方法でございまして
で、減価償却をしないといふことはその固定資産
をつくりましたときの資金の源泉、すなわち、こ
れが借入金であるのか出資であるのかあるいは設
備料であるのかあるいは寄付であるのかあるいは
内部からの利益金であるのかいろいろ資金源泉
があるかと思ひますが、とにかくその現金を
もつて固定資産をつくるわけではございまして、
造成された固定資産といふものはやはり生命の期
限があるわけでありまして、しかも事業は永続いた
しますので、もしそれを減価償却しないと仮定い

たしますと、何年かたつとさらに再度あるいは三
度、またそういう固定資産を新しく取りかえて造
成しなければいけないという時期が必ず来るわけ
でございまして。そういうことでございまして、
一度設備料としていただいでその現金でつくりま
した固定資産も、やはりその寿命に応じて減価償
却をやつてまいるというのが正しいと思ひます。

○阿部(末)委員 民間企業の場合、たとえば電力
公社の場合が一番いい例じゃありませんか。たと
えば一億の工事費がかかるとすれば、そのうち設
備料と同じようなものを三千万電氣をつけてもら
う方で、利用者の方で負担をする。そうしますと、
一億の工事をして固定資産ができて三千万はの
けて、あとの七千万を固定資産として減価償却の
対象にしていく、こういうやり方に電力公社の場
合なんかはなつていくわけですか。そうでしょう。

ところが電電公社の場合は、一遍取りきりに取つ
てしまつた金を、建設工事に使つたからそれを含
めた固定資産で減価償却をやる。それはいま好本
理事がおっしゃつたような形をとつておる。そう
すると、金を出した方は、電話に加入する際に五
万円も取られた上に、これでできた設備の減価償
却が要りますからまた金を出してくださいとまた
取られる。こういう形になるわけですよ。そうな
らないですか。

○好本説明員 いま御指摘になりました電力公社
の例は、電力とかガスとかそういう公益事業の税
法上の圧縮記帳のお話かと思ひますが、確かに電
力公社のようなところは税法に従ひまして設備負
担金、私どもで言ひますと設備料のようなもので
ございまして、そういうものが現金で入りました
とき、それでつて固定資産を形成いたしました
も、貸借対照表上は固定資産をそこへ載せない、
現金の流動資産の方に載せない、それから損益
計算の方に載せない。いわば全部載せない形を
とつております。これが圧縮記帳と称せられるも
のであります。これは御案内のように商法上の
規制から資本剰余金といひますが、資本勘定の方
に負担金を入れることができないう規定に

なつておりますので、入れるとするとこれは損益
勘定に入れざるを得ない。損益勘定に入れますと
それが全部その年の利益の方に回りまして、一年
で相当大きな課税をするといふことを避けるため
にそれを損益勘定に入れない。しかしながら、
先ほど来のお話と関連がありますが、この分につ
きましては減価償却しないわけではございませ
ん、見せかけ上は利益がそれだけふえるわけでご
ざいます。減価償却をしないわけですから、それ
だけ分利益が水増しされるというふうなかつこ
うに相なりますので、その耐用年数期間中におい
ての配分の中におきまして、毎年度の利益のふえ
た分について課税する、こういう課税上の措置だ
と思ひますが、それはやはり資本勘定の中にも入
れない、損益勘定に入れると非常に課税上問題
があるといふふうなことからなつたのだらうと思
ひますが、私の方とは非常に事情を異にしてお
ると思ひます。

○阿部(末)委員 いまちょっとおもしろいこと
をおっしゃつたんですよ。電力公社の場合の設備料
に見合う金を、入れるとすれば損益勘定に入れな
ければならぬが、損益勘定に入れば大変さが
かさんで税金はたくさん納めなければなら
ない、そうすると先ほどの理論にもう一遍戻
りますが、設備料は損益勘定に入れるとすれば入
れられる、そういうことになりませんか。

○好本説明員 入れるとすればと申し上げました
のは、資本勘定の方に入れることができないとい
う規制が電力公社の場合はございまして、した
がいまして、それはどこかに入れようと思つと損
益勘定に入れざるを得ないであらう、そうすると
利益が単年度に非常にふえて期間計算上も問題が
あるし、課税上も問題がある、そういうことで
税法上決まつたのだらうというふうに聞いており
ます。

○阿部(末)委員 そうすると、電電公社の場合も
設備料を損益勘定に入れたら悪くないといふふ
うな理屈になりそうなのですか。さつきは
私は性格上やはり資本剰余金というふうな形がい

いのではないかと申し上げましたけれども、一番わかりやすくするとすれば、設備料は損益勘定に入れるのが一番わかりやすいのです。本来金の性格は損益勘定したいものなんです。ただ、電力会社の場合にはそこに持っていくと大変利益がふえて税金をたくさん納めなければならぬからそういう措置がとられておるわけですから、それなら電力会社の場合にはそのまま損益勘定に持っていくが一番わかりやすいじゃないか、そういう理屈になります。そのことについてはもういいです。

ただ、私は結論を言います。

この問題についてはそういう取り扱い上おかしいところがあるので郵政大臣がこれは検討をするということ、私どもの党の委員の質問に対してお答えになっております。それから何年たちまなうか、検討したのかしないのか、したならどうなっているのか、そのくらいのことを出してこないから、同じ問題が二週も三週も提起をされて——何か何回も紙を持ってきておられますが私はまだやめません。やめませんが、こんな紙を持ってくるといふのは、そういうことをちゃんと電力公社がやっていないからですよ。あのときの責任者である大臣の答弁に基づいていまの設備料の問題を一体どういふふうに検討した結果がどうなったのか、国会をあなた方は軽視しておるのじゃないですか。これは総裁の責任です。どうですか。

○米澤説明員 お答えいたします。
私は会計の詳しい専門家ではないですが、資本勘定というものがあつたので、そこに入っているというふうに関がされておる。確かに御指摘のように本当に検討していただきまして処理したいと思ひます。

○阿部(未)委員 いま総裁がお答えになったんですからもう大臣には聞きませんが、事務当局の方も、もう何年も前に検討いたしますと約束しておる疑問のある問題を、今日までもそのままだおざりにして、そして私がここで三十分も時間を費やしてまた同じことを質問しなければならぬ。

全くむだなことだ。もう少し当局に誠意があつて約束したことを守ってくれておつたならば、こういうむだな時間を費やす必要はなかったんだと思うのです。しかも、きょうまだ結論が出ない。いま総裁がまた検討ということをお約束した、こういうことなんでしょう。全くむだな話じゃありませんか。

時間が少ないので後を急ぎますが、その次に通話料の問題についてちょっとお伺ひいたします。

通話料でさつきちよつと問題になったナシヨナルミニマムの関係ですけれども、たとえば六十度数以下を現行料金に据え置いた場合にどのくらい収入欠陥ができるか、百度数以下を現行料金に据え置いた場合にどのくらい収入の欠陥を生むか、あらかじめ申し上げてありますからお答えいただけたらと思ひますが、どうでしょう。

○玉野説明員 六十度数以下を据え置きますと、三年間で千五百七十億違つてまいります。それから百度数以下を据え置きますと二千四百七十億程度違つてまいります。

○阿部(未)委員 膨大な金ではありますけれども、公社全体の資金の中から見れば、百度数以下の通話料を現行より七円下げていくとすれば、三年間で二千四百七十億しか収入欠陥は生まれません、こういうわけですね。片方では基本料を倍に上げるわけでしょう。今回は五〇%、来年また五〇%、これも問題があるけれども、上げる。基本料を大幅に引き上げるわけですから、せめて通話料については、百度数以下くらいは現行のままでいく。三年間で二千四百七十億ということなら一年で一千億足らないのですから、その程度のことではできません。総裁、これはどうですか。

○遠藤説明員 お答えいたします。

金額的にも三カ年間で数千億ということになります。数千億といふと、千億ないし二千何百億ということになると、決してばかにならない数字だと思ひます。私どもの現在の財務上から言ひまして、ゆるがせにできない数字でございます。それと、これにつきましては実はいろいろ問題が

あると思うのです。それは、阿部先生恐らくシビルミニマムという観点からおっしゃつておられると思うのですが、百度数以下を仮に全部やりますと、大会社の多数の電話につきましてもこれをやることになりまして、これは果たしてシビルミニマムといふものに、いろいろ定義はございまして、それが、合致するものか。突き詰めていくと、そういう大会社、先ほど先生が御指摘になったような、福祉的な方々とかあるいは住宅電話という方々とは少しケースが違ひ、シビルミニマムという観点から問題があるのではないだろうか。しかし、そういう大会社はやめて、住宅用だけということになります。この住宅用、事務用という分け方は、御存じのように社会的な分け方ではございせん。これは公衆法の別表に書かれておりますように公社独自の分け方をしておるわけですが、いま申し上げた、たとえば住宅用の中にも大層な大金持ちの方もおられる反面、あるいは事務用の中にも職住兼用といふものか、魚屋さんですとかおそば屋さんですとか、先生のお立場からいふとシビルミニマムに該当させたいという方もおられると思ひます。そういうふうなものを出分けしたとして、やるといふことになりまして、これは大変な作業が伴ひまして、コンピュータでやるにしまして、手作業でやるにしても、料金作業に非常な手間がかかり、私どもの労働組合としてもこの点は非常に問題だらうと思ひます。

それからもう一つは、シビルミニマムとして七円に据え置くということが果たして今後諸般の物価の情勢の中で何年も七円に据え置く必要があるのかどうか。私、いまその立場で申し上げると、今日七円というものが日本で日本ではかなり類のない価格でございますし、あるいは十円にいたしましても余り例のない、いわゆるシビルミニマム的な料金でございますから、そういう形で、これはせつかく先生の御提言でございますけれども、私どもも十分検討いたしました。それをやることは非常に困難であり、またシビルミニマム

ムという観点からも少し疑問がある、こういうぐあいと思つております。

○阿部(未)委員 もっと私は徹底的にこの問題を議論したいのですけれども、加藤先生からやさしく言われて困つておるのですが、ただ総務理事、私の一番言いたいところをあなたに言つたのです。大会社の電話も百度数までは七円であるというならば、シビルミニマムという観点からおかしいじゃないか、そこは私の一番言いたいところなんです。当初私は、住宅用と事業用に分けるべきではないかと考えたけれども、これも総務理事がおっしゃつたように、事業用の中にもシビルミニマム的な性格の通話というものが相当数あるとは考えざるを得ません。それと、早く電話をつけるために事業用でつけた電話もあります。そういうことを考えてみますと、どこかでくくられなければならぬ。どこかでくくるとするならばどこでくくるといふことでも考え出したのがこの度数の中でくくつたらどうかということ。そうすると大会社などというところには抜け道ができてくるおそれはありますけれども、どこかでくくるとすれば、やはり六十度数なり百度数、この辺でくくるといふ以外にくりやうがないのではないかと。そして六十度数までというところで決めれば、それは仕事の上でもそうむずかしい問題ではなくくくり得るのではないかと。それで三年間で千五百七十億なんです。これはこの前私が公社の総裁に質問したときに、三カ月間たつたら千五百億予算を圧縮してしまつたのです。簡単に圧縮できるのです。三カ月で千五百億圧縮できるのですから三カ年で千五百億の圧縮は簡単にできるだろうと私は思つておるから、予算的にはまず大きな問題はない。二つ目に、技術的にかなり問題があるでしょうが、そのくりやう方として、いま申し上げたように、たとえば六十度数がいいのか百度数がいいのか、それは別です。それは別ですが、くくつてもらつて、そこから下は現行の料金でいってもよろしいかとシビルミニマムという立場から——幾らか漏れができます、大会社など漏れはできますが、これはこの際やむを

得ない。なぜこれをばくが強く主張するかと言いますと、片方で基本料金については何の配慮もなくそのまゝの倍率で上がっているわけでしょう。そのまゝの倍率で基本料金は上がっているわけですから、基本料金も上がった、そして今度はまたわずかしかなかった通話料も上がったというのでは負担が大き過ぎるから、基本料金については、したがって私は言わない。基本料金を倍にするのとは、使わない人たちのために、余りたくさん使わない、本当に生活のために使っておる程度のものについてはこれをせひ生かしてもらいたい。そうでなければ基本料金の問題にまたさかのぼって、基本料金の地域別の格差が級別にさかぬか、その問題からまた議論しなければならぬのです。そこまではもう言いたくないから、基本料金については、これは明らかに事業用と目されるものについてはこれから先はもっと高く上げても構わぬと思います。差をつけてもいいのじゃないかという気もしますが、基本料金は触れませんから、この通話料については、いま申し上げましたような趣旨で、基本料金が同じ倍率で上がっていくのならば、せめて通話料についてはシビルミニマムの観点から、もう少し金額でもないのですから、公社の努力次第でやれないものじゃないのですから、三年間で千五百億、六十度数でくれば、そのくらいのところは誠意を見せてもいいのじゃないですか。

○遠藤説明員 時間の関係があるようですから私も簡単にお答えいたしますが、基本料金につきましては、仮に倍に上がりましたが、事務用、住宅用の格差というのは歴史的な経緯で現在も残っております。約七割の格差を残しております。ただ通話料につきましては、私がさっき申し上げたような点がありますし、それからいま先生のおっしゃったように、六十度というのとはたとえば一日二度で三十日、これはわかります。わかりませんが、それをたとえば大会社についてもシビルミニマムでいくというのはこれは相当な問題がある

と思います。さりとて六十度以下の人だけということになる、これは作業上非常に問題がある、あるいは物価水準からも問題があるということ、それを何か前向きに検討しない限りはまた基本料金の議論をされると言われることも困るのですが、私としては、通話料の方は、先ほどちょっと申し上げましたように、福祉とかそういったようなものについて総合的な料金体系の中で考えていくことは今後検討させていただきますが、当面この問題についてはお許しを願いたい、こういうふうに思います。

○阿部(末)委員 結論を出さなければ、途中で中途半端になってしまうので困るのですが、総務理事のお考えはよくわかりました。しかし総裁なり大臣お聞きになって、いま七〇%の差額と言ったけれども、三割です、基本料金の差は三割ですが、基本料金がこし五〇%上がって来年また五〇%上がった倍になるのです。だから電話機を持っておるといっただけでいまの電話料の倍を毎月納めなければならないことになる。これは法案が通れば間違いない事実。その上にまた電話をかけるたびに三円ずつ高くなっていくわけですから、せめて生活の最低の限度のところを筋を引く張ると、いろいろ矛盾が出てくることも私は承知しております。総務理事のおっしゃることはわかります。大会社の場合でも六十なら六十度数まではそれを七円で認めてやったとしても、総額で三年間で千七百億、一カ年に直せば六百億です。一年六百億程度じゃありませんか、このぐらゐのことをいまの公社の経理上やってやれない数字ではない。だから基本料金を上げるのならば、せめて通話料については若干の矛盾はあるけれども一番やりやすい方法で、百度数まではあるいは六十度数までは現行料金に据え置いてもいい。そうむずかしい作業じゃないじゃないですか。大臣、あなたはどうか考えてみませんか。

○堀田(篤)国務大臣 十分専門的な立場から研究してもらいたいと思います。

○阿部(末)委員 総裁どうですか。

○米澤説明員 先ほど総務理事が答えましたような事情でございまして、この問題は将来の問題として研究させていただきたいと思っております。

○阿部(末)委員 このぐらゐのことが、この委員会でも議論してできないというならば、これは委員会で議論しても全く意味がない。もう出したものは絶対変更しないんだという以外にないような気がするので。これが何兆とかの予算なら別ですよ。例を申し上げましたけれども、この前十二月に公社が策定した建設計画の案と二月に策定した案はたつた三カ月の間に千五百億圧縮したじゃないですか。それぐらゐのことが簡単にできる公社が、この一番大切な利用者に対するサービス面で年間わずから六百億ぐらゐのことができないでもないじゃないやありませんか。全くやる気がないんだ。このぐらゐのことができぬというなら、全体的に、われわれは承認するとかあるいは通過してもやむを得ないということにはなかなかなりません。それじゃ、もういつときいまままで公社はがんばってみますか。値上げせぬでがんばってみますか、どうですか総裁。

○遠藤説明員 これは、私どもとしては決して現在まで検討しなかった問題じゃございせん。しかし、これは先生御案内のように、実際の料金徴収義務なり請求書発行義務がありますのは組合員であります。したがって、組合とこの問題は必ずばん議論をいたしました。しかしこれは実は大変な作業を現場の人に強い、しかもその反面、財務上の金額の問題は別といたしまして、シビルミニマムという精神から言っても、余りにも、事業用の大会社に全部やってしまふということとはあれだいたしたくともありまして、私どもとしては検討はいたしましたが、十分検討した上でお答えをしておるわけでありまして。

○阿部(末)委員 総務理事のいまの答弁は非常に重要な内容を含んでいます。それで、こういうやり方についておたくの実務を担当しておる労働組合も賛成でないというように聞こえるのですが、そういうように受け取っちゃいかぬのじゃないですか。

○遠藤説明員 そういうぐあいに全電通としてこれに反対だというようにおっしゃる申し上げたわけじゃありません。しかし組合員の作業のロードという点から、もちろんこれは全電通の方々とお話しした結果でございまして、私どもとしても検討した結果、いま先生にお答えしたような結論を出した、こういうことであります。全電通として反対だという決議をしたとかいう大それたことを申し上げておるわけじゃありません。

○阿部(末)委員 余り大それたおらぬけれども、いまの議論はそこまでにしておきます。加藤先生がやかましいから、まとめて質問しますからまとめて答えてください。

まず、いまの問題に関連するのですが、これらの設備料については、設備をすることによって利用が非常にたくさんある事業用のものと日常生活に欠かすことのできないシビルミニマム的な住宅用のものについては相当な格差をつけていいのではないか、こういう考えを持っております、これが一つ。

それから、二点目に、先ほど田中委員から質問がありました認可料金の関係ですが、法定料金と認可料金とは、リンクする部分が非常に多いわけなんです。したがって、認可料金の方の内容がわからぬように法定料金だけを決めてしまふというのは、これはまことにいびつな形になってくる。したがって、法定料金がある場合には、認可料金はこうなるというような形がやはり出てこないれば、私は本場の議論にならないような気がするのですが、認可料金についての、法定料金とリンクする部分についての大きな考え方について聞きたいのです。

それから、公社の関連企業の方々が大変お困りになっておる、これは私もよくわかります。非常に数も多いようですし、公社の発注は何といつても一兆五千億という建設投資ですから、これはよくわかりますが、特にその中で中小の業者がし

わ寄せを受けておるように見受けられるわけですが、したがって、予算がどうなるかそれは私わかりませんが、こういって、できる限りのことは何とか配慮はしてまいりたいというふうにも存じておりますし、あるいは通産省、労働省の方でも、中小企業対策という面で、特に関連企業に対する御配慮をいただいておりますが、根本的にはやはり、今後このままの状態が続きますと、相当な発注の削減ということを得ないというものが実情でございます。

この三つを答えてもらいたいと思います。

○玉野説明員 設備料につきましては、現在まで、事務、住宅、一律でやっております。設備料につきましても、これも一律で、級別別の格差ということでやっております。設備料につきましては、工事の一部に充当するということがございまして、たとえば電話局からお宅までの加入者回線等を見ますと、これは大体十二万円くらいかかるわけですが、この辺は事務も住宅も同じでございますので、私たちはそういうような意味で同率にしております。

それからもう一つ、認可料金で法定とリンクするものでございますが、これは、たとえば、基本料でまいりますと、共同電話の基本料とか、いろいろ認可はございしますが、これはやはり法定の基本料と同じように、五十一年度は一・五倍、五十二年度は二倍と、こういうふうなままスライドしてやっております。考えております。

○三宅説明員 関連企業の中小企業に対して配慮をしろ、こういうお話でございました。私も、現在、相当程度の工事費の削減をやらざるを得ない状態になっております。中小企業等に対する配慮等、十分とは申せませんが、できる限りのことはやっております。数字だけで申し上げますと、メーカーに対しましては、現在までの発注額で、全体といたしましては、平均八〇%程度になっておりますが、中小企業分だけは九〇%を確保しております。さらに工事関係も、全体としては九〇%にダウンしておりますが、中小企業対象だけを考えますと、昨年とほとんど先ほどから申し上げました数字は昨年度対比でございます。昨年度とはほとんど変わらない金額のものを発注しております。こういうふうに現在まで配慮をしております。

この点は、今後、もし料金の成立がおりますと、さらに工事費の削減という問題が出てまいりますが、こういった線で、できる限りのことは何とか配慮はしてまいりたいというふうにも存じておりますし、あるいは通産省、労働省の方でも、中小企業対策という面で、特に関連企業に対する御配慮をいただいておりますが、根本的にはやはり、今後このままの状態が続きますと、相当な発注の削減ということを得ないというものが実情でございます。

○阿部(末)委員 十分、特に中小企業に対して、配慮をいただいておりますことなので、今後ともなるべく、予算の削減があつても、中小企業については十分な配慮をやっていたらいいかと、お願いをしております。

大体わかりましたが、設備料がいまの案でいくと値上げになるのですが、一つは、さき申し上げた、事業用等で非常に利用度の高いものについては設備料をもっとたくさんもらつてもいいのではないかと。この問題が検討に値するかしらないか、これが一つ。

もう一点は、設備料の値上げが仮に行われるとするならば、今日まで滞滞になっておる分、これは公社の責任で滞滞になっておるのであつて、利用者の方は早くつけてもらいたいということで申し込んでおるのに、公社の責任で滞滞になっておつた分が値上げになったために設備料が五万から八万にはね上がるという心配がありますが、この辺についてはどこに線を引くのか。すでに申し込んでおる者については従来の五万円、これから申し込みをされる者については新しい料金ということになるかならぬかわかりませんが、考え方としてどうなるのか、二点。

○遠藤説明員 設備料の事務、住宅の差につきましては、先ほど営業局長からお話ししましたように、設備料の性格上これを区別することはいたさないつもりであります。

またときに当時の郵政大臣が遮断機論という名答弁をなさいましたが、どこで遮断機を引きましても必ず問題は起こるわけでございます。そこで、この問題は法律の施行、効力を発したときを遮断機の時点にするというのが一番妥当な方法であらう、こういうぐあいだに思っております。

○阿部(末)委員 いま遠藤総務理事からお話があったのですけれども、公社の方としてはそれはそれでいいかわかりませんが、設備料の遮断機の問題は、しかし、申し込んでおる側からすれば、まことに私はお気の毒だと思つております。東京におつたから申し込んで二カ月目につきました、したがって、設備料は五万で済みました。それがたまたま九州の方にいったら、二年も前から申し込んであるのに公社の都合で電話がつかなくて、法律が改正をされて八万円の設備料を取られますというところは、利用者の側から見ればまことに不親切なやり方だ。だから、たとえばこの法律が通つた日より一カ月前から一カ月だけさかのぼつて、その以前のものは従来の料金、それ以降のものは新料金とかいうふうな線の引き方の方がより正しいのではないかと。これはどうです。総裁、あなたの考えをお聞かせいただきたい。

○米澤説明員 お答えいたします。

この問題は、前回設備料を三万円から五万円に上げたときも問題になった問題でございます。その経緯もございまして、先ほど総務理事が答えたようなことで御了解願いたいと思つております。

○阿部(末)委員 私は了解するもせぬもないのです。もう私は電話がついておるから、改めて電話をつけぬから了解するもしないもないが、二年も前に申し込んでおる人たちにあなたたちはそれで言いわけが立つのですか。私は二年も前から電話の架設を申し込んでおりますのに電電公社の資金の都合で電話がつかなくて、しかも値上げになつたら新しい料金を取られる。ところが、たまたま隣の町は滞滞が少なかったから、同じ時期に申し込んだ私よりも後に申し込んだ人でも電話が早くついたから従来の設備料でよかった。そ

うのは余りにも差がはなはだし過ぎるから、その差をもつとずつと縮める意味から言うならば、一番いいのは法施行の一カ月前から一カ月前、ここで締め切つてやる。そうすればもういまからやろうといつても間に合ふわけですから。すでにいままで届け出ておるわけですから。一カ月がいいか一カ月前がいいか二カ月前がいいか、それは別です。しかし、やはりそこら辺で線を引く張るの、いままでも加入の申し込みをされておる方々にとつての一番親切なやり方ではありませんか。そういうやり方がなぜできないのですか。遮断機をおろすのはどこかでおろさなければならぬ。おろさなければならぬことは私も理解するが、おろす場所はどこが一番みんなが納得できる場所かというならば、たとえば法施行の一カ月前までに申し込んだ者については従来の設備料、それがなぜできないのですか。それができない理由を聞かせてください。

○遠藤説明員 あるいは言葉が足らなかつたかわかりませんが、いま先生もこれから先の時点のことは困る、こういう御意向のようでありますから、さかのぼつての場合を申し上げますと、遮断機論をあのとき議論いたしましたのは、仮に一カ月前としまして、一カ月前と二カ月前でどういう区別があるのだということ、それそれぞれの申込者の中には、どうせ一カ月前と一日さかのぼれどかそういうたようなことで、どこかで必ず不満がある方は出てくるわけでございます。したがって、遮断機をどこで引くかということになると、実際問題として一番皆さんに納得していただくのは、法律が通つた日というのが一番あれなんじゃないかということであつたときもそういたしました。したがって、今度の場合も、確かにおっしゃるようには不公平といひますが、そういうことはあることは私は十分了解はいたしておるのですが、それをあはれするためには、やはり法律が通つたところで遮断機を引くのが、皆さんに總体的に納得していただく一番いい方法ではないかと、過去においてもそうであつた、こういうことを申し上げます。

おるわけでありませう。

○阿部(末)委員 いいです。それでいいから、法律の通ったとき、したがって、それまでに申し込んでおる者は全部従来の適用を受ける、これでいいのですか。——いいですか。いいか悪いか、そこをはっきりしてください。

○遠藤説明員 法律施行後架設をする者は申し込み時点にかかわらずという意味です。

○阿部(末)委員 だから、私はその不公平を少しでも緩和するために一カ月前説を申し上げたのです。もし仮に今度は法施行以降ということになると、みんなほとんど申し込んでくるおそれがあるから、そこまで公社のことをおもんばかって、本当は正確に言うならば、法律施行日の前に申し込んだ者は従来の料金でつけるべきです。本人にその意思があったことは明確なんです。公社に申し出がしてあるのですから、なぜつかないか。これは本来公社の責任でつかないのだ。公社の責任でつかないものを、あなたのところはまだついておりませんから、いまからつけるのだから新しい料金です。それはあなた責任の転嫁です。けれども、それでではちよつと無理が出てくるのは、そういうことが決まると申し込みが殺到するおそれがあるだろうということを私は公社のためにおもんばかって、そこで一番いい時期は一月くらい前までに申し込んだ者については、従来の料金でいきましよう、これならばまずみんなが納得のできる線ではないか、こう私が申し上げておるのに、それはこの前議論したことだからもうやらぬとか言うなら、それはそれでいいです。検討に値せぬなら検討に値せぬで結構でございますから、公社も現行の料金のままでしばらくおやりになつてみて、それでうまく公社の運営ができるかどうか、その方がよろしいのじゃないでしょうか。——質問をやめろ、やめろとやかましく言いますから質問をやめますが、米澤総裁、いま私が最後に申し上げたこの一つさえも検討に値しないということですか。

○遠藤説明員 私が申し上げておるように、不満

のあることはあれです。ただ、しかし先生のおっしゃっているように全部が全部公社の都合で横滑りになっているものでもないのです。加入者都合というものもございませう。しかしそれは数は少のうございませうから、そんなことを申し上げておるわけではないので、不満を前提にした上で、先生の

おっしゃる通りに一カ月という線を引いても、一カ月の前後で必ず不満は残るわけでございますし、(阿部(末)委員)残っても少ないというのです。その差といふものは一カ月という理論的な根拠がございませうから、(阿部(末)委員)理論的な根拠が議論しているわけではない(と呼ぶ)理論的根拠が何もないというのでしたらだめなんです。それでこれはお怒りになると非常に困るのですが、過去の例もありまして、確かに議論がございまして、私どももそれはあれしつておりますが、ただ問題は、私どもはこの法案が仮に通過が近いから、現在の架設をわざととめるとかわざとのおくらせる、こういうようなことはいたしておりません。これはいまの状態では架設をしておりませんから、いまの状態でもしそういうことがあればおしかりは受けてもいいと思いますが、そこでひとつ御了解

いただいたかと思ひます。

○阿部(末)委員 私の質問に対して全く納得のいく答弁をいただいております。慎重審議ということになつておりますので、まだ質問を続けたいのでありますけれども、昼食もしなければならぬだろうと思ひますから、これは人道上の問題になりますので、私はきょうの質問で決して納得をしていないということを公社に通告をして、私の質問を終わります。

○伊藤委員長 午後二時二十分再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十九分休憩

午後二時二十六分開議

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

質疑を続行いたします。

阿部末吉男君より発言を求められておりますので、これを許します。阿部末吉男君。

○阿部(末)委員 午前中の私の質問の中で、特に六十度数ないし百度数以下のナショナルミニマム料金の設定の問題につきまして公社の遠藤総務理事から御答弁をいただいたのですけれども、その中に、何か印象として職員と話し合いをした、特に全電通の労働組合というものがあるのを、そこを話し合いをしたというふうな受け取れるような御発言があったのですけれども、どうも少しそれは違ふのではないかとこのうふうな抗議といひますか、お話が出ておりますので、もう少し意を尽くして明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○遠藤説明員 お答えいたします。

先ほどの私の答弁の中で、全電通あるいは特定の組合とそういう話しをしたというように言つておるところがあるとは、それは私、取り消さしていただきます。私といたしましては、料金徴収事務をやつておる者の立場、これはもうほとんどが組合員でございまして、その立場をいろいろ、努力なんかを勧誘いたしまして、公社としてそういううぐいに思ひ、こういう意味でございまして、大変御迷惑をおかけいたしました、取り消さしていただきます。

○阿部(末)委員 よくわかりました。

○伊藤委員長 平田藤吉君。

○平田委員 私は日本共産党・革新共同を代表して、議題となつてゐる電報電話料金の値上げ法案について政府に質問いたします。

この値上げ法案は、一般電話の基本料金を二倍に、度敷料を七円から十円に、設備料を五万円から八万円に、電報料は二倍ないし三倍、それから公衆電話料金も一般電話に見合つて引き上げるといふものであります。公社はこの値上げで、向こう三年間に料金で二兆五千百億円、設備料で二千百六十億円の増大を図らうとしてゐるわけであり

ます。

重大なことは、この値上げ案が、大企業が主として利用してゐるデータ通信やテレックス、専用線などの料金や設備料はほとんど手をつけずに、一般国民が使つてゐる電話などの値上げが主な内容となつてゐるという点であります。

政府と公社は、値上げの理由として赤字を挙げ

ております。そして四十九年度の千七百五十三億円から始まつた赤字の累積額が、このままだと五十三年度には二兆二千百億円になるなどと言つてゐるわけでありませう。しかも、その赤字の原因は、低収入の住宅電話の増加や物価上昇に伴う人件費の増加などによるものだと言ひしてあります。私は政府と電電公社のこれからの言ひ分は事実と違ひ、偽りであると考えます。

まず赤字の第一の原因は、電話や通信の設備料や電話料金、通信料金など大企業に不当に安く決められてゐることにあります。第二の原因は、大企業率仕のために公社が経営規模に比べて過大な設備投資を続けてきたこと。そのための大きな負債をつくつて年々膨大な金利負担をしてきたこと。第三に、高成長型の設備投資を促進するために、公社の設備の減価償却費を過大に計上してきたこと。第四に、データ通信など大企業向けの新規設備の増強を重点に推し進めて、あわせて電機産業部門の市場の拡大を推し進めてきたことなどが赤字の主な原因であるというふうな考えます。したがつて、これら赤字の真の原因を明らかにしてそれを除去し、電電公社の財政、経営のあり方を大企業率仕から国民率仕に変えるならば、今回の値上げはしなくとも済むし、国民の負担を軽くすることもできるといふふうに考えるわけでありませう。こうした諸問題を明らかにするために私に引き続いて土橋議員が、参議院では山中議員がそれぞれ分担して質問する予定であります。重大な問題なんですから、事態を国民の皆さんに明らかにするために十分な審議を尽くすことを要求するものであります。私は、順次これらの問題について政府並びに電電公社に質問をしていきたいと思ひます。

まず初めに福田郵政大臣にお尋ねいたします。
国民に大きな負担を押しつけるこの電報電話料金の値上げ法案を決定したのは電電公社の経営委員会でありました。この経営委員会は委員五名、特別委員二名でつくられておりますけれども、この五名の中に国際興業社主小佐野賢治氏が加わっていたことは御承知のとおりだと思います。この小佐野賢治氏は前総理田中角榮とはじつこの間柄で、児玉譽士夫と並んで日本の政界の黒幕と言われ、もっと正確には自民党政治の黒幕と言われており、ロッキード疑獄事件の中心人物の一人と目されているわけですが、福田大臣はそのことを知っておられるかどうか、まずお聞きしたいと思ひます。

○福田(憲)國務大臣 小佐野前委員の問題につきましては、本年八月本人が辞意を表明することによつてやめたと事務当局から報告を受けておりますが、その間の具体的な事情は当時まだ就任しておりませんので、官房長から答弁させていただきます。

○平田委員 私が聞いておりますのは、そういう人物だということをお聞きかどうかということをお聞いているのです。

○福田(憲)國務大臣 その間の事情はうわさとして承っております。

○平田委員 米澤電電公社総裁にお伺いします。小佐野賢治氏の経営委員としての推薦があったときに、わが党初め野党は全体として反対しました。わが党は、小佐野賢治氏が政界の黒幕と言われ、虎の門の国有地払い下げをめぐる問題など少なからぬ問題で疑惑を持たれている人物であるから、日本の最大の公企業である電電公社の最高幹部にふさわしくないということを主張してきたわけですが、その後においても本会議でもまたこの委員会でも、私はロッキード疑獄事件が起つてから、罷免すべきであるということを要求してきたわけでありました。この小佐野氏がロッキード事件が発覚した直後、二月十二日の電電経営委員会に欠席しているわけですが、私は三月四日のこの委員会でも、

欠席した事情について質問をしたわけですが、当を得た答弁がなされませんでした。二月十二日の重要な経営委員会に欠席した小佐野賢治氏は、当時の新聞報道などによりますと、ハワイや韓国、大阪という方に飛び回つてロッキード事件の消しをやってゐるのではないかと、いふふうに見られていたわけですが、したがいまして、私はこの小佐野賢治氏が経営委員会を欠席したということ自体これは重大な問題だといふように考えて質問したわけですが、米澤総裁は私の質問に対して、詳しく調べましてまた次のときにお答えいたしますと約束されておりますけれども、調べた結果はどうだったか、ひとつお聞かせいただきたい。

○米澤説明員 お答えいたします。
ただいま平田委員からお話がありましたように、小佐野賢治氏がたしか二月の、日にちはちよつとはつきり覚えておりませんが、ちよつとちよつと間に休みを一日はさんだ次の日に経営委員会が開かれることになっておりました。そういったところから、経営委員というのは非常勤の委員でございまして、公社の職員と違つて私が毎日の行動に対して責任を持つような立場にございせん。経営委員会というのが月に二回開かれておりました、いつの日にか開かれるかということをして、大体三カ月の予定をつくりまして決めておりました。そのときに急に欠席するという御通知がございしました。その理由は、どこへ行かれたか、私もそこまで調べることはできませんでしたが、私も、新聞報道等によりまして、あるいはいろいろなどところを回つておられたかもしれないけれども、いずれにいたしましても、間に休みがございまして、急に欠席するということ御通知がございしました。そのようなわけでございまして、あとまた御質問ありましたらお答えいたします。

○平田委員 そういう返事をなさるから時間がかかるのですよ。だから私は五時間もしないうちにならぬと言つたのですよ。とにかく、なぜかというたら、この前も論議したけれども、非常勤で名譽職でやつてゐるんじゃないんだということですよ。政府が国会に諮つて任命してゐるのですよ。しかも電電公社、日本最大の公企業体ですよ。この最高幹部でしょう。何十人もゐるのじゃないのです、たった五人です。たった五人の中の一入だ。しかも日本の政界の黒幕と言われるような人物ですよ。経営委員会の中にらみをきかせてゐるだけで物を言わなかつたて経営委員会が進む方向は決まつていくぐらゐる影響力を持つ人ですよ。こういう人物が何しに行つて欠席したかといふのは重大な問題です。しかも、聞くところによればロッキード疑獄事件のもみ消しに飛んで歩いて欠席したんじゃないかと言われているのですよ。それだけに、私はあたりまえのそのこの会社の非常勤の役員さんが欠席したとなんという問題とは事違ふというふうに考えるから、私がこの前質問をしたのですよ。そうでもなきや聞きやしませんよ。どういふことか一々調べはしませんのでわかりませんというふうな話じゃこの前の話とちつとも変りません。この前は、それで満足できないから調査して御報告いたしますとあなたに約束したのですよ。その場逃れのごまかしをやつちやだめだと思つたのです。私がいま言つてゐる論議をやつて、その上で調査いたしますと言つたからこの前は私はその質問は終わりにしたのですよ。あなた約束したことを忘れていいかげんなことをやられちゃ困る。もう一遍答えてください。

○米澤説明員 お答えいたします。
この前確かにそう申し上げましたけれども、ハワイに行つたからとか、そういうところまで調べ

たいたいま平田委員からお話がありましたように、小佐野賢治氏がたしか二月の、日にちはちよつとはつきり覚えておりませんが、ちよつとちよつと間に休みを一日はさんだ次の日に経営委員会が開かれることになっておりました。そういったところから、経営委員というのは非常勤の委員でございまして、公社の職員と違つて私が毎日の行動に対して責任を持つような立場にございせん。経営委員会というのが月に二回開かれておりました、いつの日にか開かれるかということをして、大体三カ月の予定をつくりまして決めておりました。そのときに急に欠席するという御通知がございしました。その理由は、どこへ行かれたか、私もそこまで調べることはできませんでしたが、私も、新聞報道等によりまして、あるいはいろいろなどところを回つておられたかもしれないけれども、いずれにいたしましても、間に休みがございまして、急に欠席するということ御通知がございしました。そのようなわけでございまして、あとまた御質問ありましたらお答えいたします。

○米澤説明員 あのとときにお約束しましたように、確かに調べました。そして、大体いつあるということは前の経営委員会で決まつておりますから、文書課の係員が各経営委員に電話しましておいでになるのかどうかを伺うことになっております。したがつて、正確に申し上げれば、うちの文書課が、おいでになりますかと聞いたところ、欠席だ、そういう通知があつたということでございます。その点、私さつき文書課が聞いたということをお聞きしました。そのとおりでございまして、それから、経営委員も五人おられました。たとえば、従来病気で三カ月もお休みになった例もございまして、それから、中にはいろいろな講演旅行とかあるいは急な用で出て出たはつたが出られないというところがよくあるのでもございまして、経営委員がどういふ用でどこに行つたかといふことは、先ほど申し上げましたように、公社の非常勤の方でありますから、私たちとしましては

それでは通知があつたのじゃないのですよ。電電公社の側からきようはいかがでございましょうかといふふうな問い合わせたら、実はきようは行けないんだという話が代理の者からあつた、こういう話でしょう。だから、経営委員が欠席する以上は、一体病気で寝てゐたのか、会社の用事でどこかへ行つてゐたのか、いろいろありますわ。しかし、とりわけロッキード疑獄事件が重大な問題になつてゐるさなかに経営委員会を欠席してゐる。しかもハワイから韓国を飛び回つてゐた日にちを相当すると言われているといふことになつたらゆゆしき重大な問題でしょう。だから、あなた方が問い合わせたから欠席すると言つたのであつて、欠席の通知をしてきたのじゃないのですよ。その点でも違ひますし、私用でか、何で欠席したのかについてあなたに聞いたのですよ。そしたら、あなたは後ほど調べまして御報告できるようにいたしますという返事をしたわけなんだから、そのところが、きよういまの話をお聞いていると、また小佐野をかばつてゐるんじゃないかといふ発言にしか聞こえせんよ。もう一遍答えてください。

○米澤説明員 あのとときにお約束しましたように、確かに調べました。そして、大体いつあるということは前の経営委員会で決まつておりますから、文書課の係員が各経営委員に電話しましておいでになるのかどうかを伺うことになっております。したがつて、正確に申し上げれば、うちの文書課が、おいでになりますかと聞いたところ、欠席だ、そういう通知があつたということでございます。その点、私さつき文書課が聞いたということをお聞きしました。そのとおりでございまして、それから、経営委員も五人おられました。たとえば、従来病気で三カ月もお休みになった例もございまして、それから、中にはいろいろな講演旅行とかあるいは急な用で出て出たはつたが出られないというところがよくあるのでもございまして、経営委員がどういふ用でどこに行つたかといふことは、先ほど申し上げましたように、公社の非常勤の方でありますから、私たちとしましては

○平田委員 それではこの三月四日のこの委員会でも私が質問したときに答えられたことよりもまた違つてしまつてゐるじゃないですか。私が質問したのに対して欠席するという通知があつた。あ

れは通知があつたのじゃないのですよ。電電公社の側からきようはいかがでございましょうかといふふうな問い合わせたら、実はきようは行けないんだという話が代理の者からあつた、こういう話でしょう。だから、経営委員が欠席する以上は、一体病気で寝てゐたのか、会社の用事でどこかへ行つてゐたのか、いろいろありますわ。しかし、とりわけロッキード疑獄事件が重大な問題になつてゐるさなかに経営委員会を欠席してゐる。しかもハワイから韓国を飛び回つてゐた日にちを相当すると言われているといふことになつたらゆゆしき重大な問題でしょう。だから、あなた方が問い合わせたから欠席すると言つたのであつて、欠席の通知をしてきたのじゃないのですよ。その点でも違ひますし、私用でか、何で欠席したのかについてあなたに聞いたのですよ。そしたら、あなたは後ほど調べまして御報告できるようにいたしますという返事をしたわけなんだから、そのところが、きよういまの話をお聞いていると、また小佐野をかばつてゐるんじゃないかといふ発言にしか聞こえせんよ。もう一遍答えてください。

○米澤説明員 あのとときにお約束しましたように、確かに調べました。そして、大体いつあるということは前の経営委員会で決まつておりますから、文書課の係員が各経営委員に電話しましておいでになるのかどうかを伺うことになっております。したがつて、正確に申し上げれば、うちの文書課が、おいでになりますかと聞いたところ、欠席だ、そういう通知があつたということでございます。その点、私さつき文書課が聞いたということをお聞きしました。そのとおりでございまして、それから、経営委員も五人おられました。たとえば、従来病気で三カ月もお休みになった例もございまして、それから、中にはいろいろな講演旅行とかあるいは急な用で出て出たはつたが出られないというところがよくあるのでもございまして、経営委員がどういふ用でどこに行つたかといふことは、先ほど申し上げましたように、公社の非常勤の方でありますから、私たちとしましては

○米澤説明員 お答えいたします。
この前確かにそう申し上げましたけれども、ハワイに行つたからとか、そういうところまで調べ

るといふことは実は考えていなかったもので、ただ私の方で、文書課がいかなる形でどんなふうにコンタクトしたかというのを調べたのでありまして、その調べたことの報告をしようと思つておつたのでございますが、なお、その調べた経緯につきまして詳しく総務理事から答えさせたいと思ひます。

○山本説明員 お答えいたします。

前回の三月何日かの本委員会、総裁から、事実関係について調べて御報告する、こういう答弁を申し上げたわけでございます。事実関係を調べましたところ、先ほども総裁から説明がありまして、ように、経営委員会の前々日に、文書課の方で資料を届けがてら当日の欠席の有無を確かめるわけでございますが、その際は、小佐野委員につきましては、出席できるかどうかかわからない、こういう秘書の話でございました。中に一日、二月十一日の休日をはさんで、翌日経営委員会が開かれたわけでございますが、開催前に、秘書の方から連絡がなかったものでありますから、開会二、三十分前だと思ひますが、文書課の方からもう一回電話で確認をいたしましたところ、いや、実はいま公社の方へ電話しようと思つていたので、こういうお話で、まだ帰国してないので出席できません、こういう返事が小佐野委員の秘書の方からあつたわけでございます。

そういう事実関係を調べて、委員会が開かれました際に御報告申し上げようというふうに考へておつたものでございます。

○平田委員 その話は、この三月四日の委員会に、あなたにしているのです。それで満足できないから、私が、少なくとも法律で決められた手続に基づいて国会の了承を得て政府が任命しているのだ、それを、そういういきさつでございましてという話じゃ通らぬ、少なくともロッキード疑獄のみみ消しに飛んで歩いて欠席したと言われている以上は、はつきりさせなければいぬということを書つた。それで米澤総裁が、それでは詳しく調べましてまた次のときにお答えいたします、その上

で、そう答えたのです。あなたが言っているのは、この間の三月四日の委員会であつたこと、これをあなたに言っているのです。だめですよ。私はそんなことを言っているのじゃないのだから、何でもこへ行つていたのだ、ということを知っているのですから。

○山本説明員 前回の委員会、総裁が答弁申し上げたのも、欠席の理由の内容に立ち入つて調査をして返事をするということをお願いしたわけではなくて、先ほども総裁から御答弁ございましたように、欠席に至る事実関係について公社でまだ調査不十分な点があるなら、調査をした上で御報告申し上げましょう、こういう意味で答弁いたしましたわけでございます。さらにその後もう一回、小佐野委員の会社の方、秘書の方に問い合わせをいたしまして、先ほどのような結果も確認いたしましたので、御返事申し上げた次第でございます。公社は、経営委員会の事務当局をやつておるにすぎないわけでございます。欠席の理由についてこれだけ立ち入つて調査をするというようなことは、公社の権限として、ないわけでございますので、そういった欠席の事実関係についてだけ調べて御返事申し上げた次第でございます。

○平田委員 では、大臣にお伺ひしますが、この経営委員会は内閣が任命しているわけなんですから、どうしてこれなんです。いまのような話では前の大臣もちゃんと聞いておるのですから、電電公社では、中身に立ち入つて調べるだけの――事務当局として仕事をやつておるのだから、さういふこと、できまじやういふのです。どうしてこれなんです、大臣。

○佐藤政府委員 経営委員会の委員の方々はそれぞれはかにかいていろいろ仕事を持つておられる方が多いわけでございます。そういう意味で、常に委員会に出席できない場合もあるかと思ひます。そういう意味におきまして、公社の方も委員の方々が常に熱心に出席して御審議いただいておるということも前提にいたしまして、從來あえてそういう理由まで問うていないかと思ひます。が、出席の状況等につきましては報告を郵政省の

方も受けまして承知しているわけでございます。が、理由については本人の方から特に言つてこない場合には承知していないという形になっております。

○平田委員 話になりません。小佐野賢治氏がそんなにこわいのか、そんなに隠さなければならぬのか。国会で問ひだしたのに對して答弁できないようなそういう人を任命しておくから大変なことになるのです。いまのお話じゃ話にならないでしよう。電電公社は、そういうわけでございますからわからないのでございましょうなどというのには話になりません。電電公社が事務当局なのでそれ以上突っ込んでやれないというから政府がやるべきだ、こう言つておる。それに対する答えは何です。電電公社はそれだけのことで、それ以上はできないのでしようという物の言い方でしょう。これじゃ話になりません。小佐野賢治氏が経営委員として動いて歩いた行動について、やはりこれは隠しておかなければならぬから、あなた方はさう言つて質問にまともに答へようとなつたのでしようから、わかりました。そういう態度だと言つたことがわかりました。小佐野賢治を奥問しろと言つたてなかなかなうことを聞かない。偽証罪で告発しろと言つてもなかなかなうことを聞かない。自民党がですよ。そういうような状態とあなた方が一致しているということを証明しているのです。

では次に進みましょう。引き続き郵政大臣にお伺ひしますけれども、いまの小佐野賢治問題、これは今度の予算にかかり合ひがあるから私はとりわけ重視しているわけなんです。

そこで、いまの日本の政治にとってあまいにすることができない問題の一つが、この小佐野賢治氏が中心人物の一人と言われているロッキード疑獄事件だというふうな考へられている。三木内閣の関係である大臣は、この事件についてどんな態度で臨もうとしておられるのか。所信表明を聞いておられますので、明らかにしていただきたい。○福田(憲)國務大臣 小佐野氏が経営委員を辞任

した今日、経営委員との関係については私としてはこの際言及いたしたくないわけなんです。ただ問題は、ロッキード問題関連という御質問でございますが、これはロッキード問題調査特別委員会が当然取り上げ、そしてまた検討されるべきものと考えております。

○平田委員 大臣、いま出されて審議されている予算は、小佐野賢治氏が参加した経営委員会で決めてきているのです。関係がないとは何ですか。やめたから関係がないというのではないでしよう。小佐野賢治氏が経営委員をやめたところで、彼が参加して決めた予算はこうやつて生きて動いているじゃないですか。だから聞いておるのです。そうしたら、ロッキード委員会をやつておりますから、そつちに任せてあるから。そういうことで今度組まれてくる予算の中身が十分検討できるはずがないですよ、あなた。やはり責任を負つた態度をとつてもらわなければならぬです。ね。ロッキード疑獄事件については、三木内閣は国民に約束をしているのですから。証人喚問の問題にせよ、灰色高官の公表の問題にせよ、真相の徹底究明の問題にせよ、約束しているのですから。あなたは三木内閣の關係の一員なんですよ。だから、どういふ態度をとられるのかと聞いておる。そうしたら、ロッキード問題特別委員会を検討しておりますから、そんなばかな話はないでしよう。もう一遍答えてください。

○福田(憲)國務大臣 ロッキード問題に対する考へ方は、これはもう総理もしばしば表明しております。よ、徹底的に真相を究明する、という原則を貫くつもりでございます。

○平田委員 テレプレコダーを聞いておるようなもので、全く責任を負つた態度とは言えないと思ふのです。

これにひつかかつていてもしょうがないから次へ進みますけれども、政治の金権体質がこの事件を引き起こしておるのです。電電公社と電氣機器關係の大手の業界との関連も、私も決して見逃すことはできないと思つております。後でも触れ

ますけれども、そういう意味では、金権体質を電電公社と業界との関係においてもやはり取り払っていく必要があるというように思っておりますが、大臣のお考えをわざわざお聞きしておきたいと思ひます。

○福田(黨)國務大臣 大企業との関連その他については、具体的にいろいろ御指摘があれば具体的に事務当局あるいは公社から答弁させます。

○平田委員 電電公社が買入れる通信機、機器あるいは電話線など七割以上は次の会社から購入しておるのです。日本電気、富士通、沖電気、日立、住友電工、古河電工、ここから七割以上買っておるのです。ところが、私が結びつきが重大であると云つておきますのは、電電公社の初代総裁であった梶井氏は日本電気の元会長になっておりますね。それから公社から天下りした部長以上の幹部というのは日電に二十三名、沖電に十五名、富士通は社長以下六名、大どころはこんな状態なんです。これで、一般に使われておる黒電話、五千五百円くらいでいま購入しておりますが、この電話よりも安くできると言われるプッシュホン、これがあなた一万二千円くらいで買っておるわけでしょう。原価は安いと言われている。電電公社は資料を出しませんからわかりませんが、そう言われておる。そういうものを黒電話の二倍くらいの値段で購入しておるのです。これは挙げれば切りがないのですけれども、こういう事態を一つとってみても、これが公社と企業との癒着をもたして出てきておるのじゃないかというように考えざるを得ないわけです。こういう意味で、企業との癒着をつくり出すこうした問題、天下りの問題など、具体的にやはり改革していかなければならないというように考えられます。総裁の方から先に答えていただいて、後で大臣に答えていただきます。

○米澤説明員 お答えいたします。ただいま御指摘の数字、私いま手元に資料がございませんから、そのとおりであるかどうか知りません。ただ、ちょっといま伺つた中で、富士通

は社長は死にまじしていまはもうありません。私の方も、とにかく電氣通信に關しましては、これは私が言うところ少しおかしいのかもしれないが、世界的な一つのエレクトロニクスの代表的な企業になつております。それからもう一つは、日本のメーカーというのはアメリカ、イギリスと違ひまして、線材とか器材とかいうふうに分かれておりました。イギリスのメーカーとかアメリカのメーカーは線材、器材を両方一つの会社でやつておる。ところが非常に違うところがございます。したがって、いわゆるシステムエンジニアリングについては、メーカーの中にはそういう人は一人もいない。したがって、電電公社からいま言つたような人は、数字はチェックしないといふとそれのとおりかどうか知りませんが、いわゆる専門家としてぜひ来てくれということで行つておる人なんでありまして、いわゆる行政官庁で入つておるのと違ひて、専門家として行つておる。しかもたとえ最近では、海外協力というやうな問題が非常に出ておる。まして、メーカーによつては売上高の三〇％が輸出というやうなことになるおるが、そういうやうな場合には、メーカーの中にはシステムエンジニアがいなくて、そういう点で公社の人しかいないということもあつて、確かに公社の人に来てくれということ、公社でも六十歳ぐらいになる

と大体やめる、あるいは五十八歳ぐらいでやめていくわけですから、そういうやうな人が行くといふこともあつていいんじゃないかというふうに思ひます。いまの数字につきましては、私ちょっと正確に覚えておりませんから、お答えを控えたいと思ひます。

○平田委員 いまのお話ですと、天下りはあつてよろしいということですね。大臣、そういうことでいいんですか。

○福田(黨)國務大臣 天下りがいいか悪いかという問題は、電氣通信企業のみならず一般的な一つの課題だと存じています。もちろん原則的には、天下りもむしろ業務の遂行が円滑にいくという美点もあると同時に、またいろいろな弊害を生む点

も無視できないと思ひます。この点は私も慎重に具体的な事実に基づいて検討したいと思ひます。

○平田委員 この点でも、いまロッキード疑獄事件が大問題になり、公共企業とそれからいわゆる民間産業、とりわけ関連メーカーとの癒着が問題になるといふ状況のもとで、天下りもまたいいんだという答弁を総裁がなされておるやうな状態では、これは今度組んだ予算だつて、材料をどこから買つておるかチェックをして全部やつたら大変だと思つておる。恐らく大問題が出てくるものだから私の方へ資料を出さないのだらう。私の方は大きな疑惑を持つておるのです。この疑惑は私だけではないのです。大ぜいの人が疑惑を持つておる。電電公社は伏魔殿だと言われている。そういう状態の中にありながら、なおかつしかもロッキード疑獄事件が大問題になつておるというのに、天下りもまた結構なんという答弁はただけの話を言つておる。米澤総裁、部長以上の人がそれだけ行つておるということをお話しておるのです。だから、ごらんない、あなたのことろで品物を買つておる大手と言つたら、大体七割以上がいま挙げた会社でしょう。いま挙げたメーカーが七割以上の品物をおたくへ納めておるでしょう。おたくと言つたら語弊がありますが、公共企業である電電公社に納めておるでしょう。

○平田委員 いまのお話ですと、天下りはあつてよろしいということですね。大臣、そういうことでいいんですか。

○福田(黨)國務大臣 天下りがいいか悪いかという問題は、電氣通信企業のみならず一般的な一つの課題だと存じています。もちろん原則的には、天下りもむしろ業務の遂行が円滑にいくという美点もあると同時に、またいろいろな弊害を生む点

も無視できないと思ひます。この点は私も慎重に具体的な事実に基づいて検討したいと思ひます。

○平田委員 この点でも、いまロッキード疑獄事件が大問題になり、公共企業とそれからいわゆる民間産業、とりわけ関連メーカーとの癒着が問題になるといふ状況のもとで、天下りもまたいいんだという答弁を総裁がなされておるやうな状態では、これは今度組んだ予算だつて、材料をどこから買つておるかチェックをして全部やつたら大変だと思つておる。恐らく大問題が出てくるものだから私の方へ資料を出さないのだらう。私の方は大きな疑惑を持つておるのです。この疑惑は私だけではないのです。大ぜいの人が疑惑を持つておる。電電公社は伏魔殿だと言われている。そういう状態の中にありながら、なおかつしかもロッキード疑獄事件が大問題になつておるというのに、天下りもまた結構なんという答弁はただけの話を言つておる。米澤総裁、部長以上の人がそれだけ行つておるということをお話しておるのです。だから、ごらんない、あなたのことろで品物を買つておる大手と言つたら、大体七割以上がいま挙げた会社でしょう。いま挙げたメーカーが七割以上の品物をおたくへ納めておるでしょう。おたくと言つたら語弊がありますが、公共企業である電電公社に納めておるでしょう。

○平田委員 いまのお話ですと、天下りはあつてよろしいということですね。大臣、そういうことでいいんですか。

○福田(黨)國務大臣 天下りがいいか悪いかという問題は、電氣通信企業のみならず一般的な一つの課題だと存じています。もちろん原則的には、天下りもむしろ業務の遂行が円滑にいくという美点もあると同時に、またいろいろな弊害を生む点

も無視できないと思ひます。この点は私も慎重に具体的な事実に基づいて検討したいと思ひます。

○平田委員 この点でも、いまロッキード疑獄事件が大問題になり、公共企業とそれからいわゆる民間産業、とりわけ関連メーカーとの癒着が問題になるといふ状況のもとで、天下りもまたいいんだという答弁を総裁がなされておるやうな状態では、これは今度組んだ予算だつて、材料をどこから買つておるかチェックをして全部やつたら大変だと思つておる。恐らく大問題が出てくるものだから私の方へ資料を出さないのだらう。私の方は大きな疑惑を持つておるのです。この疑惑は私だけではないのです。大ぜいの人が疑惑を持つておる。電電公社は伏魔殿だと言われている。そういう状態の中にありながら、なおかつしかもロッキード疑獄事件が大問題になつておるというのに、天下りもまた結構なんという答弁はただけの話を言つておる。米澤総裁、部長以上の人がそれだけ行つておるということをお話しておるのです。だから、ごらんない、あなたのことろで品物を買つておる大手と言つたら、大体七割以上がいま挙げた会社でしょう。いま挙げたメーカーが七割以上の品物をおたくへ納めておるでしょう。おたくと言つたら語弊がありますが、公共企業である電電公社に納めておるでしょう。

○平田委員 いまのお話ですと、天下りはあつてよろしいということですね。大臣、そういうことでいいんですか。

○福田(黨)國務大臣 天下りがいいか悪いかという問題は、電氣通信企業のみならず一般的な一つの課題だと存じています。もちろん原則的には、天下りもむしろ業務の遂行が円滑にいくという美点もあると同時に、またいろいろな弊害を生む点

も無視できないと思ひます。この点は私も慎重に具体的な事実に基づいて検討したいと思ひます。

○平田委員 この点でも、いまロッキード疑獄事件が大問題になり、公共企業とそれからいわゆる民間産業、とりわけ関連メーカーとの癒着が問題になるといふ状況のもとで、天下りもまたいいんだという答弁を総裁がなされておるやうな状態では、これは今度組んだ予算だつて、材料をどこから買つておるかチェックをして全部やつたら大変だと思つておる。恐らく大問題が出てくるものだから私の方へ資料を出さないのだらう。私の方は大きな疑惑を持つておるのです。この疑惑は私だけではないのです。大ぜいの人が疑惑を持つておる。電電公社は伏魔殿だと言われている。そういう状態の中にありながら、なおかつしかもロッキード疑獄事件が大問題になつておるというのに、天下りもまた結構なんという答弁はただけの話を言つておる。米澤総裁、部長以上の人がそれだけ行つておるということをお話しておるのです。だから、ごらんない、あなたのことろで品物を買つておる大手と言つたら、大体七割以上がいま挙げた会社でしょう。いま挙げたメーカーが七割以上の品物をおたくへ納めておるでしょう。おたくと言つたら語弊がありますが、公共企業である電電公社に納めておるでしょう。

○平田委員 いまのお話ですと、天下りはあつてよろしいということですね。大臣、そういうことでいいんですか。

○福田(黨)國務大臣 天下りがいいか悪いかという問題は、電氣通信企業のみならず一般的な一つの課題だと存じています。もちろん原則的には、天下りもむしろ業務の遂行が円滑にいくという美点もあると同時に、またいろいろな弊害を生む点

も無視できないと思ひます。この点は私も慎重に具体的な事実に基づいて検討したいと思ひます。

○平田委員 この点でも、いまロッキード疑獄事件が大問題になり、公共企業とそれからいわゆる民間産業、とりわけ関連メーカーとの癒着が問題になるといふ状況のもとで、天下りもまたいいんだという答弁を総裁がなされておるやうな状態では、これは今度組んだ予算だつて、材料をどこから買つておるかチェックをして全部やつたら大変だと思つておる。恐らく大問題が出てくるものだから私の方へ資料を出さないのだらう。私の方は大きな疑惑を持つておるのです。この疑惑は私だけではないのです。大ぜいの人が疑惑を持つておる。電電公社は伏魔殿だと言われている。そういう状態の中にありながら、なおかつしかもロッキード疑獄事件が大問題になつておるというのに、天下りもまた結構なんという答弁はただけの話を言つておる。米澤総裁、部長以上の人がそれだけ行つておるということをお話しておるのです。だから、ごらんない、あなたのことろで品物を買つておる大手と言つたら、大体七割以上がいま挙げた会社でしょう。いま挙げたメーカーが七割以上の品物をおたくへ納めておるでしょう。おたくと言つたら語弊がありますが、公共企業である電電公社に納めておるでしょう。

○平田委員 いまのお話ですと、天下りはあつてよろしいということですね。大臣、そういうことでいいんですか。

○福田(黨)國務大臣 天下りがいいか悪いかという問題は、電氣通信企業のみならず一般的な一つの課題だと存じています。もちろん原則的には、天下りもむしろ業務の遂行が円滑にいくという美点もあると同時に、またいろいろな弊害を生む点

も無視できないと思ひます。この点は私も慎重に具体的な事実に基づいて検討したいと思ひます。

○平田委員 この点でも、いまロッキード疑獄事件が大問題になり、公共企業とそれからいわゆる民間産業、とりわけ関連メーカーとの癒着が問題になるといふ状況のもとで、天下りもまたいいんだという答弁を総裁がなされておるやうな状態では、これは今度組んだ予算だつて、材料をどこから買つておるかチェックをして全部やつたら大変だと思つておる。恐らく大問題が出てくるものだから私の方へ資料を出さないのだらう。私の方は大きな疑惑を持つておるのです。この疑惑は私だけではないのです。大ぜいの人が疑惑を持つておる。電電公社は伏魔殿だと言われている。そういう状態の中にありながら、なおかつしかもロッキード疑獄事件が大問題になつておるというのに、天下りもまた結構なんという答弁はただけの話を言つておる。米澤総裁、部長以上の人がそれだけ行つておるということをお話しておるのです。だから、ごらんない、あなたのことろで品物を買つておる大手と言つたら、大体七割以上がいま挙げた会社でしょう。いま挙げたメーカーが七割以上の品物をおたくへ納めておるでしょう。おたくと言つたら語弊がありますが、公共企業である電電公社に納めておるでしょう。

○平田委員 いまのお話ですと、天下りはあつてよろしいということですね。大臣、そういうことでいいんですか。

○福田(黨)國務大臣 天下りがいいか悪いかという問題は、電氣通信企業のみならず一般的な一つの課題だと存じています。もちろん原則的には、天下りもむしろ業務の遂行が円滑にいくという美点もあると同時に、またいろいろな弊害を生む点

次に移りますけれども、松井電氣通信監理官にお尋ねいたします。

これは設備の耐用年数をめぐる問題です。先ほども質問も出ておりましたけれども、電電公社は主要な機械類の耐用年数を昭和三十六年、四十一年、四十二年と矢張り早に変更してきております。そして電話の主要設備の耐用年数が、昭和二十八年のときは二十四年半だったのです。これが四十三年には約半分の十三年半に縮められているわけですから、まことに不思議な話だと私は考えます。かつて二十四年も使うことができた機械や器材が十三年半しか使えなくなったのはなぜなんだろうかという疑問は、これは私だけではなく、国民一般がやはり持たれる疑問だろうと思うのです。なぜなのか、これを松井監理官の方からお答え願います。

○松井政府委員 公社は、その発足以来、わが国の経済社会構造の変化に伴いまして、通信の需要の変化に即応して常に良質なサービスを提供していくために、電気通信施設の改良、取りかえをしてきたものでございます。したがって、固定資産の耐用年数につきまして、設備の自然損傷などの物理的な寿命のほか、サービスの改善、新技術の導入等による影響などの要因も含めて、総合的に勘案をして決定する必要があるものというふうに考えておる次第でございます。

ただいま先生の御指摘がございましたように、耐用年数につきましては、電電公社におきまして過去何回かにわたって見直しがなされておるのは事実でございます。これらの見直しに当たっては、けさは従来の電電公社の答弁にもございましたが、実態調査の結果を十分検討して見直しをしてきたところでございます。したがって、私どもも今後公社のそういう実態調査に基づきまして、公社の申請に従い認可の手続を考えてまいりたいというふうに考えております。

○平田委員 佐野監理官に少し具体的にお聞きいたしますけれども、まずA型自動交換装置、昭和三十五年まで新しいもので二十四年間使えるとされていたわけですが、それが昭和三十六年になりますと十五年しか使えないということになったの

です。同じ新しいものが、四十一年になりますと今度は十三年間しか使えないということになったのです。どうも理解に苦しむわけですが、技術が進歩したのでもちがが悪くなったのかどうなのか、それから原材料が粗悪になったためにもちが悪くなったのかどうなのか、さらに製造技術が粗雑になったのでもちが悪くなったのかどうなのか、このところをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○佐野政府委員 電電公社の設備の耐用年数の見直しといいますが改定につきましては、いま松井さんの方から説明があったところでございます。いまさらに先生の方から交換機その他具体的な耐用年数の短縮ということについてどういう理由なのかという御質問だと思います。

概要を申し上げますと、交換機あるいはケーブル、それから電話機の耐用年数というものは、公社発足当時は、それまでの電気通信省当時のものをそのまま踏襲しておりました。当時は交換機は二十四年、ケーブルは十八年、それからいま御指摘の電話機は二十年というふうになっておりましたが、三十六年に電電公社が実態調査をいたしました、その結果に基づきまして交換機は十五年、ケーブルは十年、H型、いわゆるステップバイステップの交換機でございます。

それからケーブルは……

○平田委員 いや、A型を聞いていたんだから。○佐野政府委員 はい、A型は十五年でござい

ます。それから電話機十一年というふうに改めました。で、この理由でございますが、これは電気通信省時代の耐用年数というものが実態に沿ってなかった。それから戦争中の素材ということもありまして非常に寿命の短いものもあったことかと思

進んで、昭和四十一年度さらに改定をいたしました、これは調査の結果改定をいたしましたわけですが、交換機は十三年、この中にはもうすでに新しい交換機が入っているかと思いますが、ケーブルは十二年、電話機は九年というふうに改めたものでございます。

それからもう一つは、いままでの改定の中には三十六年の改定、それから四十一年の改定、いま言ったように設備個々のそれぞれの理由のある改定と、もう一つは資産構成の変化というふうな要素も入っているように聞いております。

○平田委員 だめなんです、聞いたことに答えてくれない。耐用年数を何年に変えたかという

ことはわかっているのです。だから私が言っているんだから。しかも一般化するんだからA型というふうにしぼったのです。だめですよ、私が名前をちゃんと挙げて質問しているのですから

ね。聞いておいてもらわないと困るのです。技術が進歩したのでもちが悪くなったのか、原材料が粗悪になったのでもちが悪くなったのか、製造技術が粗雑になったのでもちが悪くなったのか、一体何で三十五年と三十六年でこんなに耐用年数が短くな

らなかならなかなったのかということとを聞いているのです。私は彼に聞いています。あなたが出てきちゃだめだ。

○佐野政府委員 電電公社を監督する立場でござい

ますので公社の方から答えていただきます。○平田委員 何で、あなたは。あなたは電電公社から来た人じゃないの、そうでしょう。あなたは電電公社から郵政省に入っているんだ。監督する立場であり、指導する立場だよ。予算を通してき

す。○平田委員 厳正に審査したら、聞かれたらわかるでしょう。答えなさい。

○佐野政府委員 確かに先生の御指摘のとおり、私は電電公社で、ある専門の技術を担当しておりますけれども、電電公社の電気通信技術と言っても非常に範囲が広うございまして、特にこういう耐用年数とか寿命という問題、またそれそれ専門の考え方があろうかと思ひますので、そういう点につきまして、私の当て推量よりも現実にタッチされている公社の方から御答弁願った方が正しい答えが出るかと思つてそういうふうにお願

いしたわけでございます。○平田委員 予算を通す郵政省が何で一体耐用年数が、たとえばA型自動交換装置の耐用年数が、昭和三十五年まで二十四年間使えますと言っている。翌年になつたら十五年しか使えませんか、こう言っている。何で九年間も短くなったのか、郵政省はどういうふう

に理解してそれでよろしいと言っているのかを聞いています。○佐野政府委員 A型スイッチのお話でございますが、その中にも回転スイッチとか上昇回転スイッチとかいろいろあるかと思ひますが、確かに三十五年以前は二十四年となつておりました。それから三十六年に改定したときに十五年、四十一年に十三年となつております。もちろん私が先

ほど申し述べましたように、戦前から継続して使用しているものの中で、やはり材料その他の関係で、何と申しますか、担当品質の悪いものもあるかと思ひます。それから実際に廃棄されていくわけですが、そういう実績などを調査した上でや

はりこのスイッチは二十四年ほどはたないというふうにもまた推定される場合もあるかと思ひます。それからもう一つは、技術の進歩その他陳腐化して廃棄されるものもあるかと思ひます。そう

いうものを平均いたしました結果、二十四年が十五年になり、十三年になつたことも理由かと思ひますが、先ほど申しましたように、やはり整理区分の関係も一つ入っているようにござい

それから、先ほど先生が三つほど理由を挙げられましたけれども、いわゆるその耐用年数というものは、技術が進歩したから、時代が進んで材料が悪くなったから落ちるというようなことというふうには私は考えておりません。

○平田委員 わかりません。さっぱりわかりません。これは国民の皆さんが聞かれたら、何のことやらわからぬでしょう。

次もかわり合ひがありますから一緒に聞きまされども、自動式交換装置のクロスバー型は、なぜ耐用年数が十九年で、昭和三十六年以降変更してないのかお聞かせいただきたい。あなたは技術屋なんですから、電電公社から出向している人でしょうから、ちゃんとひとつ答えてください。

○佐野(芳)政府委員 確かに四十一年以降十九年と変えておりませんが、クロスバーというのは御存じのように、A型、H型よりもずっと後で開発された方式でございます。戦後、昭和三十年前後からわが国内に普及されたものでございますし、現行方式でございます。技術が非常に進んでおりまして、まだ寿命も来ておりませんし、改定を要するという判断をする段階になってないということでございます。

○平田委員 では架空ケーブル、市内線は、昭和三十五年には十八年、三十六年には十五年、四十一年には十二年、これしかもないということになっていきます。これも不思議なんです。これは、さして変わりないはずなのに、昭和三十五年のときには十八年だったものが、ほとんど短くなって、四十一年には十二年しか使えませんかということになっております。公害がひどくなったのでもちがが悪くなったんですかね。

○佐野(芳)政府委員 もちろん年によって耐用年数が変わるということは、先生御指摘のように、本質的におかしなわけではございません。新しいものが開発されますと、当初からある程度の、いままでの経験則によりまして、推定をいたしますけれども、新しい技術について、ある程度の推測のもとに耐用年数というものを決める場合があるろうか

と思います。いまの御指摘のものは、架空ケーブルといいますが、昔は鉛ケーブルが多かったと思いますが、その後、新しいケーブルだとか、そういう材質その他の変化だとか、損傷によって落とすものだけではなく、実質的にいろんな計画変更とかそれから回線の張りかえだとか、短くなつて使えなくなったとか、廃棄された実績に基づいて平均的に耐用年数を見直すということがあるうかと思ひますので、短くなつてきておるのだというふうに考えます。

○平田委員 これは、いまの話聞いてもわからないのですが、さっきもお話出しましたけれども、一番わかりやすいのでダイヤル式電話機ですけれども、これは一般に黒電話機ですね。昭和三十五年までは二十年寿命があるとされていたわけですが、昭和三十六年になりましたとこれが十一年になつて、四十一年になりましたと九年しかもたない。昭和三十五年のとき二十年使えたものが、六年たった四十一年には半分以下、九年しか使えないというのは、どういうわけですか。何かが変わったものがつくりだされてきているんですか、どうなんですか。

○佐野(芳)政府委員 いま一番わかりやすい一般的な電話機のお話が出ましたけれども、確かに三十五年のときには二十年というふうな設定をされておりました。これは、ある非常に環境のいい場所、静かに非常に上品な、丁寧な使い方をすればあるいは二十年もつというケースもあるうかと思ひますが、現在もあるかもしれせんけれども、その当時は自動式電話機でも卓上型電話機だとか、当時わりあい壁かけ電話機というのが多うございまして、取りはずしといひますか、物を落として壊れるとか、それから最近になりまして、加入者の移動関係といひますか、宿がえだとかそういうことで電話機を動かすというケースが非常に多くなつてきておりますので、そういうことが重なりまして、非常に壊れる数が多くなつて、そういうことから、確かに三十五年は一応二十年というふうに推定して設定した耐用年数ですが、

三十六年以降改定するときには、それまでの実績等を勘案しまして十一年、さらに四十一年に同じような調査をいたしましたときには九年という結果が出たということでございます。

○平田委員 これは大変なことですね。そうすると、電話機半分ぐらいは壊れるんですか。これはまたことに奇妙な話だが、議員会館の私の部屋で使っているのは昭和三十八年のものなんですよ。それから、山中議員のところでも使っているのは昭和三十四年製なんですよ。まだちゃんとしています。役立っています。役割りを果たしています。別にこれだからからなかつたり、聞こえなかつたりすることはないんですよ。そんなに壊れるのですかね。

○佐野(芳)政府委員 お答えします。

先ほど申し上げましたように、いまだまたま例がございました平田先生だとか、山中先生の電話機には、恐らく昭和何年と書いてあるかもしれせん。その電話機につきましては非常に使われ方がよかつたというふうな考えをすべきであつて、もちろん当初最初に耐用年数を決める場合には、普通の物理的な寿命というものは大体これくらいだろうというところで推定するわけですが、実際の耐用年数の運用になりますと、実績というものをとにいたしますものですから、やはり電話機の使われ方、あるいは電話機をあちこち移動するとかというふうなことで、実質的な耐用年数といふものはどうしても短くなる傾向にあるうかと思ひます。

○平田委員 それもあなたの方の説弁なんですよ。実際は、つけたら本当に動かなくなるまで交換なんかしてくれはしないのです。不自由がない限りは使えるだけ使つたらいいのです。話し中に切れてしまつたり何かするやうな状態になつたら、それは困るけれども、何でそれをわざわざ九年というふうにするのか、そうすると、大体二十年が九年になつていきますからね、半分以上は壊れるあるいは取りかえていくことになるのですか。

○佐野(芳)政府委員 何通も繰り返しになります。が、たしか静かに置いておれば壊れない。静かに、大事に使えば長く使えるという電話機でも、移動だとか、それから使ひ人によつて非常に荒っぽく使われるということがございますので、実際的には平均九年ということになっておるわけでございます。

○平田委員 日本人というのは、電話機の扱い方が乱暴なんですか。どうなんですか。アメリカの場合でも、耐用年数は十二年から二十一年というふうになつていいますね。あなたの方はアメリカが好きなんだけれども、イギリスだつてそうでしょう。耐用年数は二十年から二十五年ですよ。これは二体どこに日本の特長があるのか、ちよつと聞かしてくれませんか。

○佐野(芳)政府委員 今度は通話システムの技術的な問題に多少入らうかと思ひますが、日本の電話は御存じのように、全国どこからどこへかけましても、ある一定の音の高さで申しましようか、通話レベルで話ができるようになっておりました、その音の高さを一定に維持するためには、大都市間を結ぶ中継線であるとか、市内に入つてからの市内の中継線あるいは加入者線というやうな伝送路、線路の心線ゲージの設定もありまして、それにまた呼応いたしまして、電話機の感度というものを考へておるわけでございます。だから日本の電話機というのには非常に感度がよくできておりまして、非常にデリケートと申しましようか、その点先生がちよつと例示されましたイギリスとか、アメリカはちよつと私よく覚えておりませんが、そういうところと比べて非常に非常にデリケートで、非常に感度が高いといひますか、そういう差もあるかと思ひます。

○平田委員 とにかくあなたの方の言っているのはどうも納得できない。だから最初に私が言った、電気機器メーカーとの関係というものをどうして考へざるを得ない。というのは、何も電話機だけじゃないのです。全部でしょう。たとえば市内ケーブルにしたら、日本は十二年から十三年、

十年です。それから交換機にしたって、日本が十三年から十九年、これに対してアメリカは二十五年から四十年、イギリスが十六年から二十五年、こういうふうになっているのです。だから、いまの説明をいろいろ聞きましたけれども、とても納得のつく筋合いじゃないし、現実には恐らく皆さん電話を使っていらつしやつて、この電話はうちの嬢れたから取りかえてくれと言つてすつと取りかえてもらったなという人はいないと思うんですよ。これはごくまれだと思ひんです。そういう意味で言へば、やはりあなた方がこの予算を組み立てる際に、この仕組みの中に問題があるというふうに考えざるを得ないですよ。

後で總括的に耐用年数の問題についてはもう一遍触れますけれども、減価償却制度をめぐる問題について、公社は減価償却に当たって定額法をとらないで定率法を採用しているけれども、その根拠は一体何なのか、郵政省側で答えられる人、いますか。

○松井政府委員　ただいま先生御指摘のとおり、電電公社は減価償却の方法といたしまして、有形固定資産につきまして定率法を採用している次第でございます。先生御存じのとおり、電電公社の資産、五兆を超え、一大設備産業でございます。また、きわめて高度な技術革新性がございます。また、機器の陳腐化、不適応化が激しいため、早期に償却しての必要がございます。以上のような観点から、定率法を採用しているところでございます。それなりの理由があるというふうに考えております。

○平田委員　技術革新が日進月歩で非常に早いということになりますと、なぜ減価償却のテンポを早めなければならぬのか、お聞かせいただきたい。

○松井政府委員　技術革新の進展に伴います設

○平田委員　それじゃお聞きしますけれども、電話の場合、これからどのように技術革新が行われていくと考えておられるのか。余りむだなことををやられると困りますからね。どういうふうに技術革新が行われて、そうするとまた償却のテンポはうんと早まっていくことになるのかどうなのか。そのところをひとつお答え願いたい。

○松井政府委員　お答えします。

公社の固定資産の場合、サービスの改善、新技術の導入による既設設備の陳腐化、不適応化に加以えまして、都市構造の変化、あるいは道路整備工事の実施等によりまして、今後とも早期削除の傾向が存続すると思われる次第でございます。定率法により償却不足を防ぐ必要があるわけでございます。

○平田委員　大体電話は行き渡ったと言われておるんです。それで、都市構造がどんどん変わってどんどん変えていかなきゃならないから、この定率法を採用せざるを得ないんだという話になりますね。そういう情勢なんですか。五十一年から五十二年、どんどん都市構造が変わっていくという情勢にあるんですか。

そこで、もうちょっと突っ込んで聞きますけれども、うちから電話局まで市内交換機、市外交換機、市内、市外のケーブル、これらのどこがどういうふうに革新されていくんだろうかということについてお答え願いたい。

○三宅説明員 私ども現在、いま先生のおっしゃいました宅内から電話局までの分、ここで一番困っておりますのは、加入者がだんだんふえてまいります。都市等の高層化等に伴って加入者の数でございますが加入電話の数が増えてまいります。これを埋めてまいりますのに地下にケーブルを埋めてまいるわけでございます。地下も現在では電気、ガス、水道、その他地下鉄、あるいはいろいろな

太さを細くいたしました。これによって同じ太さの管路にたくさん的心線数が入るというような方法を次第にとっていかなければならないのじやないか、こう考えておりますが、これをいたしますと、単に心線を細くしてそれだけで事が済めばよろしいのでございますが、実際上先ほど佐野監理官が申しましたように、通話の感度が悪くなって

く。心線が細くなりました。そのため、電気抵抗が高くなりまして電話の感度が下がってくる。これを補う手段を電話機でやる、あるいはさらに入り口の交換機でやる、あるいはさらに心線を細くすることにも限度がございますので、それ以上になりました場合には、PCMといったような技術を使いまして心線の多量使用をかけていくといったようなふうに、今後の特に都市の場合に多い現象

でございましょうけれども、都市の高層化という
ようなものに対応するため一つをとりましたも、
こういっただ意味で、現在使っております電話機あ
るいはケーブル、交換機、こういっただようなものを
をそのまま使っていけるかどうかということは非
常に問題がございます。そういう場合に、古いもの
のを捨てるのは不経済だ、こう先生はおっしゃる、

恐らくそういう御意見なんだろうと存じますが、非常に無理をして、さらに現在は相当ケープルのための管路、洞道等の増設もやっておりますが、これを錯綜した道路の地下にさらに非常な無理をして工事をしていくよりは、いま申し上げましたような方法で救済していくの方がはるかに経済的になってくる、たとえばこういう面もございまして、こういった面は単に技術の進歩というよりは必要のために新しい技術を生み出していかなければ救済していけないというようなことを考えながら、現在いろいろな新しいものも考えていつている、こういう状態でございます。

○平田委員　いまの話聞いていますと、どこも

情勢なのかどうか。しかも管の中を通していったって実際の管の中はいまはいっぱいで、どうにもならぬのがどこもかしこもそうなのか、特別の部分だけですよ、それが必要なのは、全体から見たらそんな必要ないですよ。ましてや宅内から局までの間、これは下をもぐらしていっていると言うけれども、いまのところまだやはり電柱でやっ

ているのが圧倒的に多いのでしよう。ですからあなたがおっしゃるように全部を変えていかなければならないのだというようにはとても理解することはできないのですよ。だから耐用年数を短くせざるを得ないのでございますとあなた言ったら、これはケープルや何かは十六年のをさらに十年にして、さらに八年にしなければならぬという事になるのですよ。そんなことをやられたらた

まったくのじゃないですよ。またそうなるはずはない。また後でこの問題にも触れますけれども、私の方で考えているのは、償却テンボを速めなければならなかった問題はそれだけじゃないだろう、はかに問題があるのじゃないかということをお聞きしたいわけですよ、ほかに理由があるんだらうと。

大体、営利を目的とする企業の場合には、当然のことですけれども、法則として最大限利潤の追求をやっていくわけですよ。そのためには減価償却の速度を速めなければならぬ。減価償却の速度を速めるのにはやはり大まかに言って二つの側面を持っていると思うのですよ。一つは、やはり総合的な剰余価値を生み出していくということ、これがねらいですね。そして、人よりも先に技術の進んだ機械を入れていく。剰余価値を生み出していくというやり方をとるわけですよ。同時に、さっき電力会社の話が出ましたけれども、償却のテンボを速めていくというのは全部、経費が非常にかかるのでございますという理由にしているの

です。つまり利益を隠していくために償却のテンポを速めるのです。だから、今日までの高度成長、急速な成長が行われた時期にはこれがほとんど採用されていたのです。これでとにかくもうけるだけもうけるという仕事が行われたのです。しかし、これも考えなければならぬ矛盾に突き当たってきているというのが現状なんです。何も電電公社だけじゃないんですよ。減価償却制度全体を見直さなければならぬという事態にいま遭遇しているんですよ。やはりそこを頭に入れておいて物を言ってもらわなければ困ると思うのです。

この減価償却制度を定率制にして償却のテンポを速めて、これが物価をどんどん押し上げていく役割を果たしてきたわけですよ。また管理価格、物価を値上げしていく理由として、原価が高つくんでございまして言うためには、償却のテンポを速める必要があったんですよ。これを高度成長政策の強行された中でどこでも全部やった。だからこらんなさい。電電公社がこの定率制を採用して償却のテンポを速めていった時期というのは、高度成長政策がほとんど進められた時期に合致しているんですよ。

電電公社の場合は公営企業なんです。当然のことながら利潤を追求する必要はないわけなんです。株主に配当する必要もないわけなんです。これはまた許されることではないわけですよ。同時に、独占企業なんです。競争の相手がいないわけですよ。電電公社で全部やっているわけですから。したがって、技術革新が行われるからということ定率制を採用して償却のテンポを速めていかなければならないという理由はないんですよ。電話機でも、九年もついていたって、十三年前、十五年前、二十年前の電話機を使えたら使えよらしい、あたりまえなんです。いま何と言っているのです。政府自身ですら、使い捨て時代は終わったぐらいのことを言っているでしょう。そういう立場から考えたらいまのやり方はやはり考えなければならぬと思うのです。たとえばA型交換

機も使えるだけ使えばよろしいし、新たに電子交換機が出現したにしても現在のクロスバー交換機を使えるだけ使えばよいと思うのです。ケーブルにしてもそうだと思うのです。そうならば、定率法を採用して償却のテンポを速めなければならぬという理屈はないはずなんです。ですから今日の情勢全体から見ても、さっきも技術革新に迫られて、こう言っていたけれども、住宅がどんどんできていって、そしてどんどん普及しなければならぬという状況にあるときは別なんです。いろいろな方法がとられるでしょう。今日の段階では、これは一般的に見直さなければならぬと言われている時期なんです。私は、いまとられている定率法を定額法に変えたところで公共企業体である以上は一向に差支えないというふうに思うのですが、その点どう考えられるのか、これは米澤総裁からお答え願いたいと思います。

○米澤説明員 お答えいたします。電電公社の中の設備はいろいろあります。線路もありますし、機械、それから搬送無線、いろいろあります。それからまた局舎、あるいは工作物いろいろありますが、先ほどきょうの午前の御質問にもありましたけれども、建物、工作物につきましては今後定額法にする問題を積極的に検討したい、こういうふうに思います。

それから線路につきましては、要するに電電公社というのは独占企業でありますし、国民のために事業を運営し発展させるというのが基本でありまして、そのためには能率的な経営をしなければならぬ。能率的な経営ということとは、結局全体の設備に対するアンリアルコストを最小限度にするということでありまして、そのアンリアルコストを最小限にするためにやはり技術革新をどうしても入れていかなくちゃいかぬ。たとえば例を挙げますと、いままで鉛被ケーブルというものをずっと使っておりました。外側が鉛で中が紙、こういうケーブル、これはずっと昔からあったのであります。たとえば電灯線がくっつくところには穴があく。そうすると、ちよつと雨が降りますと

たくさん水が入りましてどんどん障害になる。これを積極的に取りかえるということをやった方がいい。これなんか大きな技術革新だと思えます。それによりまして障害率がヨーロッパのイギリスあたりとは全然比較にならないのであります。アメリカよりも日本がいいと言われている。これは結局プラスチックケーブルを入れたということでありまして、こういうようなことであります。こういう種類のことはこれからまだまだあります。

たとえば搬送関係にいたしましても、いままでやりましたものにチャンネルをふやしていく。そういったしますとアンリアルコストが減ってくる。アンリアルコストの中には、メンテナンスコストのほかにいろいろの利子とかそういうものが入ってまいります。そういうことで、能率的な経営をするという面におきましてやはり定率法をとった方が実際のじやないかというふうに思います。外国によつていろいろの制度が違いますが、たとえは国際電報なんかと比較いたしましても、ああいう電信電話に対しては定率法をとるといふのが世界的な方向でありまして、これがもし民間経営であります。株式配当をしなければならぬというために、見かけ上よい利益を出そうというために、わざと定額法をやっている。しかしその定額法もいろいろの定率法に近づけていくという方向になっておきますので、私は線路、機械等についてはまだ技術革新があり、それが結局能率的な経営ということを考えると定率法でいいんじゃないか。

これまた耐用命数の問題もちよつと触れますと、耐用命数については、これは絶えずその時点で実際に合うように検討すべきだというふうに思っています。たとえば現在電子交換機を入れますが、これの耐用命数がクロスバーより長いわけでありまして、長い耐用命数の電子交換機を入れるというようなこともあります。定額法、定率法をとりましても、耐用命数が同じであれば全体の償却費は同じでございまして、先に償却するか後で償

却するかという違いでありまして、長い期間を考えたれば、結局耐用命数の違いということが全体の償却費に関係するわけでありまして、定額法、定率法を使っても全体の償却額は変わらないということでございます。

○平田委員 たとえば電話機、あれは九年だというのでしよう。九年たつと償却が終えるわけですよ。これどうなんですか。それ以上使っているものについては何か特点があるんですか。つまり償却のテンポを速めたからといって実際に利用している人々から見れば利益にならないのです。定額法でいっても、寿命ももちろん検討すべきであり、償却方法も定額法をやはり採用していった方が一般の皆さんにとってはいいんじゃないかというふうに思うのです。たとえば、電話機を見れば、そこら辺はあなたの方でもやはり考え直してみる必要があるんじゃないかというふうに思うのです。たとえば、償却早く終わったからと言って皆さんのところに還元があるわけじゃないのですから。

○好本説明員 減価償却は、先生すでに御案内のように、耐用命数の年次別に取得価格を配分するという会計上の技法でございます。したがって、定率、定額の問題の前に、御指摘のように耐用命数というものを正しく、妥当な正確な耐用命数を置くということが最も減価償却の前提条件で重要なことでございます。すなわち過大償却もいけない、過小償却もいけない、妥当、正確なる償却をやるといふのが期間計算上最も正しいことであるのでございます。したがって、過大償却にもならないし、過小償却にもならないというためには、耐用命数というものを正確にする必要がございます。これは先ほど来たたびたび御指摘になった点でございます。これを数年に一回、午前中も答弁いたしましたけれども、詳細に実際の実存寿命というものを調べまして、それが現在決まっておりますところの規定上の耐用命数と合っているかどうか、これは長くは長く直す、短く

なれば短く直すことをやってきてまいって
おります。しかし、今後はどうかということは將
来の予測でございませう。耐用年数というものは、
いままでの過去の実績を踏まえて将来の予測とし
てそういう耐用年数を決めておるわけでございま
すから、それが毎年毎年相当詳細に一つ一つ当た
りまして、それを常にフォローアップして現行に
戻すということが最も正しいこととございませう。
けれども、事務上の煩瑣にたえまないので、そのた
めには総合償却をやっておるのでございませう。綜
合償却をやるのは、こういうふうには先生御案内の
ように非常に膨大な設備、物品を持つております
関係上、個別、個別のことはできませんので、電
柱は電柱、A型交換機はA型交換機、クロスバ
ー交換機はクロスバース交換機というふうにくら
べて、それを総合的に管理しておるわけでござい
ますが、そのときに定率法をとるか定額法をとる
か、先生御指摘のように、定率法の場合は同じ耐
用年数期間中におきましてはやや前重になる。定
額法は毎年バーでございませうから、その点は確
かに若干前重になります。ただし、定率法をとっ
ております一番のメリットと言いますのは、総合
償却上は定額法をとりますと、定額法と言いま
すのは先生すでに御案内のように、取得価格をその
耐用年数で割ったものを毎年配分するわけでござ
いませうが、そういういたしますと、耐用年数よりも
早く撤去するものもございませうし、耐用年数を
超えてから撤去するものもございませう。それを平均
的に見て耐用年数よりうんと長く撤去しなかつた
といたしますと、毎年毎年取得価格に同じ率を掛
けてまいりますので、過大償却になります。その
逆の場合は過小償却になるわけでございませうが、定
率法の場合は正味固定資産に同じ率を掛けていく
わけでありませうから、もし実存寿命の方が耐用年
数より短かつた場合、長かつた場合がたとえ起こ
りまして、自動調節作用が行われて、過大償却
にも過小償却にもならないという非常なメリット
がございませうので、定率法の総合償却というの
がそういう適正、妥当な、過大償却にもならない、

過小償却にもならないという点では最もすぐれた
ものである。しかし、前提としては、先生御指摘の
ように耐用年数というものが一番大事なものであ
ろうと思ひます。

さらには今度は、いま言われた耐用年数だけをい
じつてみるのです。たとえば耐用年数を昭和二
十八年当時と同じ二十四年半ということにして、
定額法にしたらもちろん大きな黒字が出ます。い
まあなた方がとっている定率法を採用していった
としても、四十九年度は千四百八十八億円の黒字に
なるのです。五十年年度は四百五十八億円の黒字に
なるのです。

に大騒ぎしなかつた方がいいのです。そういう意
味で、改善していく意思があるかどうか、ひとつ
お聞かせいただきたい。

〇平田委員 過大償却、過小償却いずれになつて
もならないというふうに言われるのですが、それ
はそのとおりなんですか。だけれども、いま電電
公社がやっている定率法を採用して償却のテンポ
を速めていく、これが大体建設を促進していくも
となつていくわけでしょう。これを速めないとい
うと建設に莫大な金をつぎ込んでいくことがで
きないようになつていくのでしょう。そこから電
電公社が高度成長に対応して定率法を採用したい
というのが実態なんじゃないかと思うのですよ。

いま申しましたように、減価償却制度のからく
りというのは一般になるべくわかりにくくしてい
くようになつていくんですね。それはいろんな理
屈言つていませうけれども、わかりにくいようにつ
くられていくのです。しかもこれで償却のテン
ポを速めることによつて投資の財源をつくり出
す。一方で、先ほど申し上げたように、利益を
少なく見せる。こうすることによつて物の生産原
価を高くつり上げていくことができるわけであ
る。何せ原価がこんなに高くつくのですからどう
しても物価を上げていたかなければならませ
ん、こうなつてくる。そのために定率法を採用し
ているんですね。そして投資の額をふやし、テン
ポを速めていくというところにねらいを置いてい
るわけですよ。ですから耐用年数を正当に改めて
定額法を採用すれば電電公社は大黒字になるん
だ。値上げなんかしなかつたって済むんだ。とにか
く楽々経営できるんだというふうに思うのです
よ。ですから私はこの耐用年数、つまり物の寿命
の方を少し勘案すること、ないしは先ほど来言わ
れておりますように、建物をもとより、たとえば
電話機に至るまで、やはり寿命を実際に即したも
のに改善する必要がある。そうすれば今度の値上
げなんかしなかつたって済むのです。電電公社は
左うちわでやっていると済むのです。そういう意味
ふうに考えますけれども、大臣、そういう方向で
指導していく意思があるのかどうか。ここは
ひとつ、国民の皆さんの負担を多くしないとい
うことをたてまえにして改善してもらふ必要がある
と私は思う。今度の予算だつてそうすればこんな

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

たえば昭和四十五年の大蔵省令三十三号、減
価償却資産の耐用年数等に関する省令というのが
出てくるんです。これに基づいて定額法と定率法
とを比べてみますと次のようになります。耐
用年数を十三年として一年間の償却率を定額法で
とりますと七・六％の償却なんですよ。定率法で
とりますと一六・二％になるんです。約二倍の償
却になるのです。これで見ますと、公社が四十
九年度で定率法で六千四百八十三億円の償却をし
ているんですね。これが定額法にしたら三千四
十億円で済むんですよ。これだけを見ましても、
あなた方が四十九年度には千七百五十三億円の赤
字が出たと言つていられるけれども、この赤字もな
くなつて反対に千六百九十億円の黒字になるん
です。五十年年度も、いまのあなた方の定率法でい
つて二千八百十二億円の赤字だと言つておられます
けれども、これを定額法にしますと、逆に千七百七十
億円の黒字になるんですよ。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

次に部門別収支についてお伺ひいたします。
四十八年、四十九年、五十年各年ごとに部門別
収支を明らかにしていただきたいと思ひます。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

〇米澤説明員 お答えいたします。
今回の予算案その他に關しては、減価償却制度
については全然そういうことは考えておりませ
ん。先ほど申し上げましたように、建物の問題に
つきましては、一二年中に実情に合うように直し
たい、そして定額法にすることを前向きに検討し
たい、このように思ひます。

〇平田委員 とにかく今日の情勢のもとで、これ
は電電公社に限らず民間企業に至るまで、この段
階で公共料金値上げ、物価値上げというのを何と
か抑えようとしたら、この減価償却制度にメスを
入れる以外にないのです。みんなそこへいま到
達している、何とかしなければならぬというところ
へ来ているのです。だから、これはもう抜本
的に検討し直してもらふ必要があると思ひます。

が、この四十八、四十九、五十年で電話、電報、データ、テレックス、専用線、この収支をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○中林説明員 お答えいたします。

部門別収支についてでございますが、決算は事業全体を一本で決算をいたしております。ある前提に基づいて部門別に収支を出してある、こういったものでございます。

まず電話につきましては、四十八年度は千五百十億円の赤字でございます。それから四十九年度は四百九十一億の赤字でございます。五十年年度は千三百五十三億の赤字でございます。

次に専用線は、四十八年度は百四十三億の赤字でございます。四十九年度は百四十六億の赤字でございます。それから五十年年度は百六十五億の赤字でございます。

電報が四十八年度は七百七十八億の赤字でございます。四十九年度は九百七十三億の赤字、五十年年度も千八百八億の赤字でございます。

それからデータ通信は、四十八年度は二百四十三億の赤字、四十九年度は三百五億の赤字、五十年年度は三百六十億の赤字でございます。

加入電信は四十八年度は十二億の赤字、四十九年度は四十九億の赤字、それから五十年年度は六十億の赤字、こういうふうになっております。

○平田委員 これらの五十一年度から三十九年、五十三年度までの収支見直しはどうか、これは三月で済かに参議院で山中議員が資料要求をしているんです。そして、出しますと言つて出さないのです。この収支見直しはどうなつていきますか。

○興説明員 お答え申し上げます。

五十一年から五十三年度の収支見直しは、先般御説明したように、総額としては一兆七千二百億の赤字ということになっておりますが、われわれの収支見直しといたしましては、いわゆる事業別に分けましたためにはいろいろな前提が必要でございまして、分計に手間がかかつておくれたわけでございます。

それで、いまその数字を申し上げますと、五十

一年から五十三年の三十九年間で総額は一兆七千二百億でございますが、そのうち電話事業の赤字は一兆二千五百億、電報事業が四千二百億、データ通信事業が五百億のいずれも赤字であります。

○平田委員 最後の五百億の赤字というのは、データ、テレックス、専用線などですね。専用線その他ということですね、その五百億というのは、

○興説明員 お答え申し上げます。

最後のデータ通信事業でございますが、これはデータ通信等でございます。データ通信と、それから加入電信なんかも入っております。

○平田委員 このデータ通信の赤字は幾ら見込んでいますか。

○興説明員 大体二百億を見込んでおります。

○平田委員 予算の中で、データ通信その他でこの赤字を埋めていく見通しを持っていたのじゃないのですか。いままでの説明ですと、今度の値上げが決まりましたらそれに見習ひまして認可料金の分野を引き上げていきます。こういうことになつていたわけですね。だとすれば、データ通信その他の分野でどれくらい値上げを見積もっているのか、そしてどれくらい埋めていくつもりなのか。

○五野説明員 データ通信の三年間の集約した赤字は、いま計画局長が御説明申し上げたとおりでございますが、私たちといたしましてはデータ通信につきましては四十九年の七月に約三〇%値上げをしたわけでございます。その後の状況を見ておりますが、私たちの考えといたしましては大体五十三年度でとんとんになるという見通しで考えております。

○平田委員 たとえば郵便料金値上げをめぐる問題のときでも三種、四種は認可料金。郵政当局はこの認可料金についても収支の展覧というのを国民の皆さんの前に全部明らかにしておるのです。これはいま言われたような点を含めて、私はやはり電電公社の方でもうちよつと見直しをはつきりさせてもらわれないといけないんじゃないか。論議していく上でも大変都合が悪いのです。あ

なたの方で、三年間でデータ通信はいま二百億の赤字が見込まれていると言つけれども、これは値上げをした上でおかつ三年間で二百億の赤字が出るという見通しですか。

○五野説明員 データ通信につきましては先生御承知のように初期投資が非常に多いございまして、初期投資がほとんど統一してまいりまして、それが安定して余り初期投資がないという状態になる場合とそうでない場合と収支が違ってくるわけでございますが、最初は初期投資が多いため収支が非常に悪い。したがって、八年間で収支償上という計算をやつておるわけでございますが、先ほど申し上げました二百四十億の赤字と言いますのは五十一年度、五十二年度でございます。五十三年度は赤字にならないというふうにして私たちは考えておるわけでございます。

○平田委員 どうも数字がちよつと合わないのです。電電公社から出された数字によると、データ通信の赤字は四十八、四十九年の二年間で五百四十八億円なんですね。それで、さらに五十年一年だけで四百二十九億円なんですよ。これは一体どういうことになつておるのか。五十三年は赤字がなくなるということなんですけれども、こういうことになつておるのですか。

○五野説明員 投資の規模によつて違ひますので断定的に言えない点でございますが、私がいま申し上げましたのは先生おっしゃいますように過去の累積赤字も全部消して、それで黒字になるという意味じゃございませんで、五十三年度で単年度で初めて黒字に転化する、こういう意味でございます。

○平田委員 どうもわからないのは五十年一年だけで四百二十四億の赤字になつておるでしょう。それで四十八、四十九年度で五百四十八億円の赤字だったものが五十年一年間で四百二十四億というふうになつておるのです。ばつとふえておるのです。赤字が、これはどう説明されるのですか。

○山内説明員 お答え申し上げます。

確かにこういう数字の見直しにつきましては、

いろいろな仮定の上に立つてやっておりますので、絶対そういうふうになるということを断言することはむづかしいわけでございますが、データ通信について申し上げますと、先ほど先生のおっしゃいました五十年年度四百二十四億の赤字というのはデータと加入電信の合計の赤字でございます。データだけで三百六十億という数字でございます。

それで、四十八年度、四十九年度、五十年年度というふうにしてデータ通信の状況を見てまいりますと、収支率の点で申しまして四十八年度は一七六%、四十九年度は一六四%、五十年年度は一五七%というふうにして、歴年大要好転しておるわけでございます。一方、電話あるいは電報事業を見てまいりますと、この三年間でどの事業も大要赤字がふえて、全体として料金改定をせざるを得ないような状態になつておるといふことも事実でございます。そういう中であつてデータは大要収支率が改善されておるといふことは、この傾向がさらに五十一年度、五十二年度、五十三年度と続くというところでございまして、さらに幾分の認可料金の改定もお願いいたしますというところにおきまして五十三年度においては黒字に到達することができ、かように確信しておる次第でございます。

○平田委員 このあなたの方の数字の出し方もよくないのだ。大変こんがらがつて出されていきますからね。これはまた後であわせて聞きます。

データ通信ともかわり合ひがありますから聞いておきますけれども、ブッシュホンの電話機を売し出すときに、黒電話より早くつけますとかいろいろのことを言つて宣伝して売込んだわけだけれども、最大のセールスポイントというのは、電話機で計算ができますというのがセールスポイントの重点だったわけですね。ダイヤルレス、つまりブッシュホン、計算関係の収支ですけれども、これは一体赤字になつておるのか黒字になつておるのか、四十九年度、五十年年度の数字をひとつお示しいただきたい。

○五野説明員 ダイヤルレスにつきましては、電

話部門の中のまた細部の部門になりますので、収入はわかりませんが支出を分計することが非常にむずかしいわけでございます。それで、当初これを決めましたときには、これは単位料金区域内通話でございますので、一般ですと三分で百八十秒でございまして、これについてはコンピュータの使用がございまして、その面に着目いたしましたので、それで二十一秒七円というふうに定めたわけでございます。これにつきましては、先生お話しございましたように、当初確かにダイヤルレスというのはブッシュホンの目玉といいますが、それから後は短縮ダイヤル等でございますが、ブッシュホンについても最近いろいろな目玉が出たしまして、たとえば国鉄のふどりの窓口の予約とか、こういう新しいサービスが出ております。それから将来的には、銀行等がいま準備をいたしておりますが、銀行の預金残高を照会しますとブッシュホンでアクセスできるというようにもございまして、ダイヤルレスの目玉的な印象が大部分薄れてきておりますが、いずれにしましても、これにつきましては、今回の料金改定等もございまして、非常に分計のむずかしい点はございまして、種々調査いたしまして必要ある場合にはこの二十一秒を改定するというところで考えております。

○平田委員 いまのダイヤルレスは利用者が公社の見込みに反してまことに少ないのです。話にならなかつたのでしよう。あなたの方の予測からしたらうんと少なかつたのじゃないの。そのために、あれはデータ通信を普及するためのまきえさんだというようにことまでが言われるような状況になっているのですよ。

ところで、ダイヤルレスの収支はこれまでではデータ通信の中に入れられていたんですね。あなたは電話部門だと言っているけれども、そうじゃないでしよう。データ通信の中に入れられていた。それが昭和四十九年度からは電話部門に含めるようになったんだというふうに聞いておりますが、これは事実でしよう。

○玉野説明員 ブッシュホンという電話機でア

セスいたしますので、おっしゃるとおり、データから切り離しまして電話部門に入れておるわけでございます。

○平田委員 私が聞いているのは四十八年まではデータ部門でやっていたんでしようというのです。四十九年から電話部門に入れたんでしようというのです。

○玉野説明員 さようでございます。

○平田委員 これは利用率が〇・二%だというふうに言われているんですね。千加入当たり二台というふうに言われているわけですが、非常に少ないんですね。

ところで、なぜデータ部門から電話部門に移したのか。データ部門の赤字を少しでも減らして、その赤字を電話部門に積み込むために電話部門へ移行させたのではないかとように考えられるわけですが、それども、その点どうなんですか。

○玉野説明員 これは、情報を提供するという意味ではデータと似ております。しかし端末機として電話機を使って、ブッシュホンを使って情報を提供するということでございまして、たとえば時報サービスとか、それから天気予報サービス、あるいはもうものも電話サービスになっておりますので、それと同様のものではないかと考えて入れてわけでございます。別にデータの赤字を減らすとか、そういう意図があつたわけでもございせん。といいますのは、先生もう御承知だと思ひますが、年間収入が大体一億程度のものでございまして、これも順次ふえておりますが、四十九年度で一億でございまして、五十年年度は一億四千万というふうに少しずつ利用者数が増えてはまいておるわけでございます。

○平田委員 ダイヤルレスは音声通信じゃないんですね。符号でしよう。したがって、これは電話部門に入れるということ自身もおかしいんです。やはり最初にデータ部門に入れていたようにデータ通信の一種なんですからデータ部門に含めておくべきだというふうに考えますが、どうですか。

○玉野説明員 先ほど申し上げましたように、天

気予報サービスとか時報と同じような種類のものであると私どもは考えておるわけでございます。このダイヤルレスにつきましても、電話機に伝わってくる場合は符号で来るわけではございせん。音声で言ってくるわけではございせんから、その辺は、天気予報サービス、時報サービスも音声で電話機に伝えているのと同じというふうに考えているわけでございます。

○平田委員 それは、向こうのコンピュータに入る場合は音声じゃないんですね。別に、電話局で聞いていて、それでコンピュータに入れて計算をして返してあげるといふ仕組みじゃないでしよう。直接コンピュータへつないでいるわけでは。

○玉野説明員 その点につきましては、最近出てまいりましたサービスで、これは最初から電話に入っておりますが、たとえば国鉄の「ふどりの窓口」の予約のサービスがあります。これなども、おっしゃる通りに、ブッシュホンでブッシュを押して符号でコンピュータに打ち込みまして、それで返ってくるのは音声で返ってくるというやり方になっておるわけでございます。ふどりの窓口」の予約と同じような方法でございます。

○平田委員 いずれにしてもこれはやはりダイヤルレスという場合は音声通信ではないわけですから、データ部門に含めておいて、余りもうからぬものはみんな電話部門に回してしまえなどというふうに思ふのでないかと。余りもうからぬことが大事だと思ふのです。

それで、四十九年度のデータ部門の項目ごとの支出をひとつお聞かせいただきたい。人件費、減価償却費、金融費用、物件費その他。それから物件費その他の内訳、営業費、保全費、管理費、運賃、共通費。そして管理費の中の研究開発費、それについても明らかにしていただきたい。これはあらかじめお願いしてありますから、数字はすぐ出るでしよう。

○中林説明員 お答えいたします。

四十九年度のデータ部門の項目別の数字でござ

います。これは支出額の全体が七百八十四億円でございまして、この内訳は、労務費が百六十三億、減価償却費が三百七十七億、それから金融費用が百四十一億、その他が百三億、こういうふうになっております。

なお、その他の事業費の百三億の内訳でございまして、これは分計のまた分計で非常に困難な数字でございまして、非常に大胆な前提でこれを分けますと、営業費が七億、施設保全費が二十四億、共通費が十六億、管理費が三十億、受託業務費が十八億、租税公課が八億、こういうふうになっております。

それから研究費につきましては、これは研究の段階でそれが電話部門の役に立つのかあるいはデータの役に立つのか、いろいろそれを分けるというところは非常に困難な状況でございまして、仮にこれを通信施設費の固定資産の割合で分計をするということに相なりますと、データ部門の分計は約九億というところに相なります。四十九年度の研究施設費は全部で損益が二百二十四億、それから建設が百六十九億で、合わせて三百九十三億でございまして、

○平田委員 いまの数字でちょっとわかりにくいのですが、データ関係の研究費と大体考えられる総額は約八十億になっているんじゃないですか。というのは、情報処理方式だとかあるいは情報通信用入出力機器だとかいうものを全部合わせますと、私の方で、出された資料に基づいてずっと決算を、四十九年度の予算書ですがこれを検討いたしますと、データ部門の研究費というのが約八十億になるんですね。これは違ひますか。資料が違ひのな。

○三宅説明員 ただいま経理局長がお答えいたしました九億というの、全体の研究費を固定資産の価格別に分計した数字でございまして、それに対して、先生がおっしゃいましたのは恐らく、私どもの方の研究所で研究しておりますものを、項目別に情報処理方式その他といういろいろござい

ます。ただ、通研で研究しておりますものの中には、たとえ情報処理方式という部門の中で仕事をやっておりますも、その結果が電子交換機にはね返ってくるといったような、これは一つの例でございまして、必ずしも研究の大項目そのものが全部直ちにデータ通信へつながるとも言えない。私どもの研究所でやっております場合には、各部門にはね返る程度がそれぞれいろいろございまして、そこにごさいます金額そのものが必ずしもデータだけの研究費ということにはならない、こういうふうな私どもは考えております。

○平田委員 いま考えておりますと言われましたけれども、これはどう見てもやはりデータ部門の研究費です。約八十億になります。情報通信用入出力機器十一億でしょう。これだけで十一億です。それから記憶装置四億余りですね。画像通信方式だけで七億を超えています。こういうものはデータ通信部門じゃないのですか。

○三宅説明員 ただいまおっしゃいました中で、まず画像通信はデータ通信部門ではございせん。全然別の部門として私ども考えておるわけでございます。今後の新しい分野として考えておるわけでございます。それから、たとえば情報処理関係の研究費を使っております中に超LSI等がございまして、これはでき上がりしました場合に、もちろんコンピュータにも使われますが、その他一般の通信にも相当大きな利用価値があるであろう、非常に革命的なものであろう、こういうふうにも考えておりますし、またICメモリーも、これはコンピュータにも使いますが、むしろ電子交換機に、今年度末ぐらいからはこの方式に切りかえましてICメモリーを採用していくというふうな、いろいろな部門へ研究結果がはね返ってくるわけでございます。

○平田委員 はね返るといふのは結果なんですよ。たとえばこれだつて情報処理方式の分野で四十六億でしょう。あなたはまた何か言うだろうけれども、それは何かの事例を研究すればいろいろところで活用できますから、そればかりじゃな

いのですという理屈を言い出したら切りがないので、さつぱりとデータ通信部門の研究費になるのですと答えたらどうなんですか。

○山内説明員 お答えいたします。

確かにございまして、それらのものはデータ通信の研究開発費として大要活用されるものでございまして。しかしながら、たゞいま三宅総務理事からも御答弁申し上げましたとおり、同時にそういう情報処理の研究は電子交換の研究であるとかあるいは搬送装置の近代化の研究であるとかというものに非常に役立っております。たとえば、その貢献の程度で申しますと、固定資産の額の方に、要するに電子交換機が公社において非常にたくさん使われておりますので、そちらの方にはね返る分の方がむしろ大きいというふうな御理解いただければよろしいのではないかと思います。

○平田委員 言い方というのはいろいろあるものだと思いますけれども、とにかく、データ通信部門でもって研究した研究というのは、これはいろいろな分野へ活用できます。あたりまえなんです、そんなことは。主として何のためにやっているかと言え、データ通信部門のためにやっているの、そこだけのはっきりさせておいてもらいたいと思うのです。

次は、データ通信は各システムごとにコンピュータの予備機を備えています。この予備機の料金回収だけでも、四分の一しか対象にしていない。したがって、四分の三は料金回収をしていない。この分は当然データ通信の減価償却分として償却されず、未回収金になって、現在部内でも大問題になっている。これはあなた方も知らないはずはないだろうと思うのです。一体この未回収金というのは幾らになるのか。この予備機の四分の三相当の減価償却はデータ通信から外してあるのかどうか。もしそうなら、どこに入れてあるのか。この三点についてお答えいただきたい。

○山内説明員 お答え申し上げます。

ただいまの件につきましては、先生にちよつと

誤解がございまして、その四分の二という数字は、最初の段階でデータ通信の制度の御認可を郵政省さんにいただきましたときに、料金算定の基礎として考えました数字でございまして。予備機というものは、いろいろなシステムに共通の予備機として使えることになるであろう、それが大体四システムの一つぐらいの予備機で済むであろうと当初想定をいたしまして、したがって一つのシステムからは四分の一ずつ回収していけばよろしいというふうなことで、最初の料金を決めていただいたわけですね。ですから、その分の減価償却は当然全額を償却するわけでございます。この点につきましてはどこにも隠しておりませんで、全部データ通信の減価償却費の中にいたしまして、確かに四システムの一つの予備機を置くというところは、やや当初の算定が甘かった点がございまして、現状においてはこれは直して全部いただくようにしておりますので、料金面においても問題はございません。

○平田委員 いまごときとつとしたので、何を言ったかわかりませんが、四十九年度は、未回収金は百八億円になると思うのですが、間違いないですか。

○玉野説明員 先ほど申し上げましたように、予備機につきましては四分の一ということで料金を計算しておるわけでございます。残りの四分の三は減価償却をしておらないのではなくて、これは共通に使うという意味でございまして、減価償却は全部しておるわけでございます。したがって、減価償却の無計上というのではないわけでございます。全部計上いたしておるわけ、いま先生がおっしゃった数字は、ちよつと私たちが記憶にございせんのでよくわからないわけでございますが……。

○平田委員 そうすると、四分の一の分だけしかいただかなければ、勢い残りの四分の三というのはどういうことになるのですか。

○玉野説明員 たとえば設備で四つございまして、それぞれに予備機をつけないで予備機を共通に使うというふうにしていただくと、四分の一ずつの予備機で間に合うという想定をやったわけでございます。遊んでいるという意味ではございせん。いわゆる共通分担割合といいますが、そういうことで予備機を四分の一ずつで分けたわけでございます。

○平田委員 どうもこれもちよつとわかりません。何だか矢張り早に終われという催促が来ているけれども、公社は、データ通信の収支は八年たてばとんとんになる、こう言ってきたのです。八年たつととんとんになるというのは、先ほどの五十三年度になつたら単年度ととんとん、黒字に転化するところまで持っていけますということの意味ですか、どうなんですか。それは八年と合致するのですか。

○玉野説明員 五十三年度というのは、先ほどちよつと説明が舌足らずだったのだと思いますが、八年といふのは、一つのシステムについてそれが八年間で黒字になる、こういう意味でございまして、大体四年たちますと黒字になってくる。そうすると、新しい二年、三年のシステムがたぐさんございまして赤字が多くなりますし、四年を超えたシステムが多くなりますと黒字になってくるという、いわゆる割合でそうなってくるの、ございまして、これがばばバランスしてきて、五十三年度になつてきますと、平均的に四年ちよつとぐらいのものになってまいりますので大体黒字に転ずる、こういう意味でございまして。

○平田委員 それは永遠に黒字に転じない仕組みだね。数がふえていくの、新しい物がふえていけば赤字になるのですから。古い物が新しい物より多くなれば赤字にならない。ところが、計算上はそうだけれども、現実にはそうはいかないのです。それこそその分野においては日進月歩技術の発達がありまして、さらにさらにという要求があつて、もう四年たつたかなという

に初めに入れたのは更新しなければならぬという時代にあなた方は遭遇しているんじゃないですか。これは一体どうなんですか。いまデータ通信について更改してくれというか、かえてくれ、改めてくれという要求はどれくらい出ていますか。どれくらい入れかえてくれというが出ていますか。

○山内説明員 最後の御質問について正確な回答をするのは大変困難でございますが、システム規模が不足になりました、これを解決する方法といたしまして、そのシステム全体を取りかえる方法と、それからそれにプラスをいたしましてさらに寿命を延ばす方法というのがあることがございまして、これはそれぞれのユーザーさんと御相談の上やらせていただいておりますので、現段階で確定的にこれは更改する、これは増設で賄うというように数字を申し上げることは困難でございます。もう少し詳しく調べまして後で御説明に上がりたいと思います。

○平田委員 いま出てくるのは、私の方の調査によれば北海道銀行、これは五年目、それから近畿相互銀行、これが五年目、大阪府信用金庫協会、これが五年目、千葉銀行、四年目、東京信用金庫、これが五年目、全国銀行協会、これが六年目。全部、これでは間に合わないからかえてもらいたいというふうな要求が出てくるんじゃないですか。だめですよ。これは八年になったらべいします。なんの気のきいたことを言っているの、これは全然だめなんです。これ以外に早くから出ているのはどれだけあるの。ほとんどでしょう。

○山内説明員 お答えいたします。

ただいま先生のおっしゃられましたのは、大体ユーザーさんからの申し入れがあつて、ほぼそのとおり実行しているものでございまして、確かにそのとおりでございます。そういうものがございまして、われわれの方も当初から考えておりました、ハードウェアにつきましては、たとえば五年でもって全国銀行協会のシステムがかわりますと、その撤去いたしましたハードウェアは別なシステムに使用して、そちらの方でさらに何年

か使っていく、かようなシステムを使っておりますし、ソフトウェアにつきましては、残りました分を次の新しいシステムのソフトウェアに、同じ北海道銀行なら北海道銀行で使いますので、継続していただくところでもってまた回収していくということになっておりますので、回収漏れになることはないというふうに確信しております。

○平田委員 古くなったものを使いますというところがあるのですか。あなたはぜひふんその場逃れのことを言うんじゃないの。遠藤総務理事から教わりながら言っているのはだめなんです、あの人の言うことは当てにならないことが多いから。これは実際には出ているのですよ。そうすると古いものを値段をちゃんと一人前にして引き取りますと、言う人はいけませんよ。よしんば使う人がいたとしたって大割引をしない限り引き取りません。これを使えるようなところは新しいシステムを入れなければ仕事ができないところですよ。こんなその場逃れのことを言っているの、だめですよ。それじゃ八年使わないで五年間、四年間、六年間で交換せざるを得なくなったという場合は、交換した分を償却できないわけですから、これの分はどこかで何かで賄うのですか。

○山内説明員 ただいまのお話でございましてけれども、一遍撤去されたものはもう使い物にならぬとおっしゃいますけれども、これは十分使えるの、ございまして、たとえば北海道銀行でお使いになったシステムというものは、次に公社の料金計算機のシステムとして使います、料金計算機というものは公社でもどんどんふやしていかざるを得ないので、こちらに使ってまいりますとか、あるいは大阪府信用金庫協会が出てまいりましたものにつきましまして、これを他の信用組合の小さいシステムの方に使ってまいります。こういうようなことを実施しておりますので、御心配になるようなことはございせんということでございます。

○平田委員 じゃいままでどこでこのものをどこに回したかわかりますか。答えてください。

ないはずですよ。公社がみんな引き取っているのだよ。

○山内説明員 もう一度繰り返して申し上げますけれども、いま私が御説明申し上げましたとおり、私も全部の撤去転用計画について由で覚えておりませんので、例としては大変少ないかもしれませんが、御指摘になりました北海道銀行のものは料金計算システムに使いますし、それから片方の方で出てまいりました大阪府信用金庫協会のものは信用組合で使う、かようなものが一つの例だと思っております。その他のものについては例だと思つておりまして、過不足なく使つていくように計画いたしております。

○平田委員 あなたの前の、朴木さんというデータ本部長は、そうですね、あなたの前です。あのデータ本部長が言っているのですよ。これ困っちゃった、どうにもならぬ。データ本部長自身が言っているのですから、これはきつとまだデータ本部長時代でしょう。

「四十二年ころから始めた各種システムが予想以上に伸びて、現在のセンター能力ではバンクが懸念されております。システム更改の設計に平均三年を要するので、昨年サービスイシットした全銀システムの更改をいまから検討し始めておりますし、東京・大阪の信金システム、その他のバンクシステムも相次いで更改を迫られている状況にあり、すでに更改の設計作業に入っているものも幾つかあります。この更改に当たっては、ユーザーも公社も負担増にならないことが大事ですが、現状は必ずしもうまくいっているとはいえず、この点、将来のコンピュータシステムは、数年使った後に初期の三倍ぐらいまで能力が経済的に拡張できるという柔軟性を持ったシステムが必要であります。」というように言っている。困難だというふうに後で言っているのですよ。これが実態なんだ。

○山内説明員 確かに朴木——私も存じませんが、雑誌が何かに出た記事かと思いますが、一応そういう問題があるという指摘であらうと思ひます。

す。そういう問題があることは私も承知しております。まして、かわりましてデータ本部長になりましてから、そういう問題を解決すべくいろいろなことを考えてまいりまして、先ほど御説明したような撤去されたものについても転用計画をほぼ完全につくりまして、御心配されなくてもいいような対策を打つたつもりでございますので、いま手元に資料を持っておりませんので、詳しくは別途先生のところへ撤去転用計画をお持ちして御説明いたしたいと思ひます。

○平田委員 データ通信の場合、このシステムは大体寿命、耐用年数はどれくらいになっているのですか。

○山内説明員 耐用年数は八年でございます。

○平田委員 八年しかもたないものを五年、六年使つて新しいところへ持つていきますと、あなた筋が通ると思つておられるのですか。その場逃れの答弁をしなさんや、あなた。

○山内説明員 先ほど来たたびたび御説明がございましたとおり、耐用年数というのは平均的な実用寿命でございます。物理的な寿命ではございません。ですから、たとえば電話機というようにものを申しまして、確かに先生のところでお使いになつていて電話機は十数年使つておられる。それからそれ以外のところで、大変使いが荒かったためにわずかの期間でだめになつていくものもある。その平均値が耐用寿命でございます。私が申し上げました八年というデータ通信の寿命も平均寿命でございますので、実際問題として、これに手を入れますと直せばさらに使えるわけでございます。しかしながら、この部門も電信電話よりもさらに技術革新の非常に多い部門でございますので、恐らくどうしてもそういうふうに使えないというふうなものも生じてくるであらうというふうなことも考えまして、実用寿命八年というふうな計算しているわけでございます。

○平田委員 非常に密度の濃い機械なんですね。それで、しかも何百万台、何千万台とあるのじゃないのですよ。数えるほどしかないのです。これ

の平均寿命が八年だと言っているのです。あな
た、まだつくり始めたばかりですよ。その平均寿
命が八年なんですよ。どっちが本当なのか。八年
しか寿命がないというのがそのなか、それはま
だ使うことができるのです、寿命はもっとずっと
長いのですというのが本当なのか、どっちなん
です。

○北原説明員 お答えします。

ただいま山内本部長が御説明しましたとおり、
私たちの計算をしております基本は八年でやっ
ています。この八年は、IBMが世界じゅうにこの
コンピュータシステムを提供していく過程にお
きまして出している基本ベースになっておりま
す。したがって、やはりこういうものを準用
してまいりませんと、データ通信というものは公
社だけの専用でございまして、民間との競合の
立場にもございまして、したがって料金算定は、
そうしたIBMを基本にして算定しております。

そこで、先生御指摘のとえは北海道銀行、千
葉銀行等が八年に満たずしてバンクする、それ
で更改する。もともとこれはユーザの北海道銀行、
千葉銀行と相談しまして、八年先に扱うトラク
量にふさわしいコンピュータを相談して選ぶわ
けでございまして、それが、銀行の方が大変便利に
これを使うために、トラクタがバンクして五年で
もう一ぱいになってしまった。そうすると三年残
るわけです。三年は未償却になっております。こ
の三年の未償却分を私たちはどこかに持ってい
て償却をして、それによって企業の収支をとらな
ければならないわけです。そういう計算で転用計
画を重視し、それをやっておるということござ
いますので、先ほどから申し上げておる八年とい
うものは、その物理的寿命でなくてそういうI
BMの世界のコンピュータサービスの基準を
ベースにしておるということで御了解いただき
たい。また、それをベースにして計算してござ
いますから、三年残った未償却部分については別
のところに転用して、そこで回収しておることも
御了承いただきたいと思います。

○伊藤委員長 平田先生、どうぞひとつ御結論に
お入りいただきたいと思ひます。委員長から特
にお願いを申し上げます。

○平田委員 いまデータ通信問題で答弁がありま
したけれども、これは通話話じゃないですよ。中
古がどれほど安いのか知りませんが、入れてから
大体三年か四年しかもちませんと言われて、それ
を金を出して買入人はいないでしよう。後売れな
いもの。新しいもので三年しか使っていないと言
えば売れるかもしれないが、それが八年たつた
らもう後は売れませんかということになるので、非
常に高くつくか、あるいは電電公社が中古だから
というのでうんと投げ売りをするか、どっちか
です。いま計画とおっしゃいましたけれども、現実
には進んでいないようでありまして、これはそ
う簡単なものじゃないというふうには私に考えるわ
けです。使えるようにするのは、相当手をかけ
なければできないだろうというふうに思ふので
す。ですから結局は高くつくわけなんです。八年
間でペイしますということと何となくつじつまを合
わせがためにあなた方は無理をされているから、
時間がかかっているというのです。もっと簡単に、
確かに困っていますという話で済んでしまふもの
を、八年間でペイしますと言っている関係から何
とかんとか言い回しをしようとするものですか
ら、えらい時間がかかるわけですよ。幾ら時間を
かけたってこれは信用できないですよ。一方で自
分たちの都合のいいときには何年でももちますと
言つて、一方でもちませんと言ふのですから、
これはどう考へたつてそのまゝ素直にはいそいで
すかといいたくわけにはまいりません。とにかく
五十年で五億に近しい赤字をデータ通信で
出している。いま公社が公表しているよりもは
るかに大きい赤字になっているであらうというふう
に考へているわけですよ。

私どもは再三にわたつて部門別の収支を明らか
にすること、その計算の根拠を示すことを要求し
てきました。ところが、電電公社はその点ではま
ことに不誠実の上ない。いままで各官庁に対し

て、あるいは公共企業に対して資料の提出を要求
しましたけれども、電電公社が一番悪いです。そ
ういう意味では、これはやはり国民に真実を隠す
というように考へざるを得ないのです。資料を
出しなさいと言つたら、赤字だけ抜き出して赤字
でございましてという資料だけ持ってくる。なぜ
それが赤字になったか、そしてどれくらい問題が
あるのかということまで明らかにしたものはない
も出してこない。そうしておいて一方では、パン
フレットに見るように、もう早く値上げしてもら
わないとバンクしますから大変でございましてと
国民を脅迫しているようなのだと思ふのです。
こんなことで国民が納得するはずはないと思ふの
です。しかも、国会での審議を十分にしてい
う仕事を妨げていることになると思ふので
す。データ通信初め部門別収支、その計算方法と
その根拠を直ちに明らかにすべきだというように
考へますが、私どもが資料を要求して出てい
ない分、中身については幾ら赤字でございませ
んと言つて出してきたつてどうにもならないので
す。こういうふうになつてどうだから赤字になる
という数字を出さなければ検討のしようがないの
ですよ。そういう意味では、私が論議していく上
でも大変な苦勞をせざるを得なかつた。そしてき
のうになつてからこそごそと一定数のものを持
てきますからゆうべはまた徹夜です。おととい
少し持つてきた。おとといの徹夜でまたゆうべ
徹夜ですよ。とにかく十分な審議ができる準備
を与えないのです。こういうやり方は、私はとに
かく根本から改めなければならぬというように
思ふのです。そういう意味で、米澤総裁、私も
寝かされないうち大変苦勞しました。もっと早く出
してくれればむかしなくても済んだのですよ。
そういう点で、ひとつ積極的に資料の面でも協力
してもらわなければならぬと思ふのです。総裁
の見解を聞かしてください。

○米澤説明員 お答えいたします。
ただいまお話がございましたが、なるべく資料
を出すように努力いたしたいと思ひます。

○平田委員 私は、この質問で、電電公社の住宅
の電話がふえたから赤字だというのじゃなくて、
やり方によつて、財政や経営のやり方を改善す
ることによつてこれは解決できるもので、住宅赤
字論なんて言つてあそこを焦点を置いた宣伝とい
うのは偽りだから、これはやめるべきだといふ
うに思ふのです。まだ私も時間をかけて十分に審
議したいところなんですけれども、とにかく早く
やめるように、早くやめるようにと矢張り早の催
促でございまして。国民の疑問に答えるためには、
まだ問題がたくさん残されていると私は思ふので
す。委員長が何ですか、職権でもって発言中止を
命令することのないようにしていただきたいとい
ふ脅迫も来ておりますが……。

○伊藤委員長 間もなくさうさせていた
きたいと思います。

○平田委員 そんなわけで、とにかく十分な審議
ができないのは残念です。私は、委員会がさらに
審議を十分に尽くせるだけの時間をとるよう
に強く要求します。

また、値上げ法案の審議に当たつて、電電公社
が資料の提出を怠つて審議に困難な状況をわざと
つくり出してきまして、このことを指摘して、い
まも米澤総裁が言われましたように、今後国民の
前にすべてを明らかにして、秘密主義的なやり方
を克服することを強く要求します。

私が指摘してまいりましたように、公社の減価
償却制度を改めただけでも今回の値上げはしな
くても済むものであります。制度を改善して値上げ
法案を撤回するように要求します。

ロッキード疑獄事件が示すように、金権政治の
根柢を断ち切つて、清潔な政治をつくり上げるた
めに、公社の幹部の関連民間企業への天下りをや
めて、関連企業と公社との関係を正すべきである
と考へます。電電公社の大企業本位の姿勢を改め、
国民本位の事業を進めることを要求し、公共料金
等物価値上げに反対する圧倒的多数の国民の立場
からこの値上げ法案に反対することを明らかにし
て、私の質問を終わります。(拍手)

○伊藤委員長 田中昭二君。

○田中(昭)委員 最初に事務的なこともまづながらお聞きしますから、簡単明瞭に答えていただきます。

まず確認の意味から、五十年年度の決算での公社の赤字額は幾らでしょうか。

○中林説明員 五十年年度の公社の赤字は二千八百十二億でございます。

○田中(昭)委員 そうしますと、四十九年、五十年年度の赤字の試算がこの説明書の中に載っておりますが、この説明書では四千九百億ということになっておりますね。この四千九百億が料金改定の必要額という大事な算定の基礎になっております。そうしますと、四十九、五十年年度の赤字が確定しておりますが、この赤字は四千九百億にはならないわけですが、これはどうすればいいんですか。

○興説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘のように五十年年度決算が出まして、これと四十九年度の赤字を合わせますと、大体われわれの推定では四千五百六十億ぐらいになるかと思っております。したがって、われわれがことしの二月にお示ししました料金改定案のベースになつておりますいわゆる四九五〇の赤字、四千九百億というものは約三百五十億ほどは減ることになつております。したがって、その分だけ赤字が減つたことになるわけですが、その反面、実際はまだ計算は詳細にしておりますが、いろいろまたプラスの要素も出てまいりますので、それを合わせればいわゆるトータルとしてはそれほど影響はないものと思っております。

○田中(昭)委員 はっきりしたものであっても減らさなくて、まだほか何か操作するものがあるからというようなことでは私は了解できません。一つ指摘しておきます。公社はそんなふうに、三百億とか四百億とかいう金は問題ないのですか。そういうことが多々ありますけれども、先ほどからいろいろ議論を聞いておりましたが、そういう公社の姿勢といえますか、千億、二千億は金じゃないんだというような、そういう御発言はありま

せんけれども、それをうかがわれるような御答弁があつておるようですから、まあ一応事務的なことを先に聞いておきます。

それでは五十二年、五十三年年度の三カ年の赤字が一兆七千二百四十億と出ておりますが、この各年度の年度ごとの赤字はそれぞれ幾らずつになりますか。

○玉野説明員 五十一年年度の全事業の赤字が四千七百三十億、五十二年度が五千六百六十億、それから五十三年度が六千八百五十億で、三カ年合計で一兆七千二百四十億、こういうふうになっておると思ひます。

○田中(昭)委員 五十一年二月の計画ですか、新しい計画説明のこの説明書なんか見ていると、この計画での料金改定額の必要額を充当するため値上げが必要になってくるわけですね。この五十二年二月の収支の見通しの中での改定の時期というのはいつでございますか。

○玉野説明員 改定の時期はことしの六月一日から考えております。

○田中(昭)委員 総裁、これがいま案件がここにかつておるわけですが、いつごろからこの改定額でやろうと思つておられますか。

○米澤説明員 お答えいたします。

六月一日に実施するということで計画を立てております。この問題に對しまして本年度の損益勘定の中での料金改定による増収額が五千二百二十五億円。それから資金全体といたしましては、そのほかに設備料五万円を八万円にするという、これは資本勘定に入つてまいります。それをいれまして、これは一カ月いろいろスタートのときにずれるという問題がございますので、六百五十億円金が必要ということになります。ところが一方におきまして、十月一日の時点において考えますと、この六百五十億円のほかに大規模な建設工事を二〇%切らなくちゃならぬ、すなわち加入電話にいたしまして約五十万ぐらゐの工事をずらすということにおきまして、その分で三千五百億円影響してくると

いうことでございます。すなわち六月一日から十月一日までで三千五百億円出てくる。しかし一方公社におきましても節約をしなければなりませんから、その分だけは引いて資金の欠陥を補つていく、こういうことでございます。

○田中(昭)委員 私が聞いたのは、いま延びておりますね。いつごろから改定しようと思つておりますかというのを聞いたわけですね。実施時期です。そうしますと、先ほど六百五十億という数字も出ましたが、五十一年の六月から十一月までの赤字はその四千七百三十億の半分を見ればいいんですか。それとも違った数字であれば、その六カ月間の中の一カ月平均は幾らの赤字になりますか。

○遠藤説明員 先ほど営業局長がお話ししたのは、いわゆる原案でございますね。原案の計画を申し上げたわけですね。いま田中先生の御指摘の点は、六月一日実施が現在まで延びておりますが、それが先ほど総裁が申し上げましたように、損益勘定と資本勘定を合わせて毎月六百五十億、こういう形で欠陥が出ております。したがって、六、七、八、九、十ですと、いまの時点では十ですが、五カ月をそれに掛けますと大体の資金欠陥が出るわけでございます。したがって、先ほど御質問がございましたように、いつからこれを実施するかということは、私どもと申しますよりは、もう一日も早く国会でお認めいただいて、一日も早く実施していただきたい、こういうふうに思つておるわけでございます。

○田中(昭)委員 どうも私の指摘とは違つた数字がいま出たわけでございます。当初の原案には大体月平均四百億、ところがいま遠藤総務なりまた総裁からは大体六百五十億にまたふえるんだ、こういう御説明です。一応それはそのまゝおきます。そこで、いまのそういう五十一年度末の赤字の推定は一カ月に平均した場合に差額が出るというのはどういうことでしょうか。

○玉野説明員 五十一年度予算におきましては料金改定を見込みまして、それで収入を見込んでお

るわけでございます。したがって、その料金改定による増収見込みを損益では五千二百二十五億、そのほかに設備料として六百億見込んでおるわけでございますが、それで五千八百億を見込んでおるわけでございます。したがって、それを一カ月に直していきまして、先ほど遠藤総務が申し上げましたように六百五十億になるというところで、一カ月おくれるごとに六百五十億ずつ収入欠陥が起きてくるということでございます。

○田中(昭)委員 よく理解できないところもありませんが、五十一年度の一カ月分の赤字が大幅に上がったということになれば、当初の原案がでたらめなのか、ずさんなのか、どういうことになりますか。

○玉野説明員 私の取り違ひかもしれませんが、当初原案でも、先ほど言いましたように、五十一年度の料金改定の増収見込み額を入れておりますので、料金改定がおくれるとその分だけ減収になつてくるということを申し上げたわけなのでございます。ですから、計画は前のおりでござい

ます。

○田中(昭)委員 いや、計画が同じならば、金額が一年間に四千七百億だったわけでしょう。それを分析してみると、六月のときは大体四百億足らずくらいになる。ところが現在十月、十一月に見ると、それが六百五十億になる。どうもそういう水増しされたような改定必要額ということ、そういうことはきちつと整合して原案を出すべきだと私は思ひますが、郵政省、公社からもそれぞれお答え願ひたいと思ひます。

○玉野説明員 トータルを割つた場合に、そういうふうに一カ月平均にならないじゃないかというお話かと思ひますが、これは私の説明不足でえらい申しわけなかったのですが、施行後一カ月間、施行日に一斉にできませんので、刻んでやりますので、当初は収入が少ないわけでございます。全部できませんから。それからもう一つ、公衆電話なんかは施行後四カ月工事期間が要するということが、公衆電話の改定はそれだけまたおくれるわけ

でございます。それで、最初の部分は少のうございますので、たとえば当初予定しておる六月、七月、八月の収入はそれ分だけ少なくなりますから、それで大体九月ごろから完全に収入が入ってくるようになるわけでございます。そのときの完全に収入が入ってくる分が六百五十億というふうに入らしたわけでございます。したがって、おくれましては、その完全収入のところはそれよりも少ないので、それで六百五十億分ずつ減っていく、こういう意味でございます。

○田中(昭)委員 郵政省はそれでいいのですか。
○佐野(芳)政府委員 いま玉野理事の申し述べたとおりでございます。

○田中(昭)委員 公社は今後の経営見通しをどういうふうにお持ちになっておられますか。

○米澤(明)委員 お答えいたします。

電電公社といたしまして国民のために電信電話事業を運営、発展させるというのが基本的な考え方でございます。そしてこれまで進めてまいりました昭和五十二年度末までに電話の申し込みを解消する、これを一つの目標にしております。それからまた、五十三年度末までは全国の自動を一〇〇%自動化するというのを考えております。そして今度の料金値上げをお願いする場合には三カ年の計画を立てました。三カ年というのは、結局、第五次五カ年計画の中で二年、すなわち五十一、五十二年、それに一年延長して、これは自動改式がまだ残っておりますから、その一年を足した五十二年、その五十二年までの間にわたって投資並びに収入、支出というものを決めまして、決めましたというの、経済成長が安定成長に変わっておりますから、そういうような条件を入れます、その予測を立てた結果、先ほど申し上げましたような、郵政省から出ておりますように料金改定をお願いしておることです。

なお、その際に、技術革新の成果を建設の中におきまして五千億円、建設投資を削減するというのを考えておりますし、それからまた、実際の

運営に当たりまして、できるだけ経費の節減を図っていくということにしております。

○田中(昭)委員 第五次五カ年計画というのが見直しの形で出てきたわけですが、その後の長期計画についてはどのような策定をなさっているのでしょうか。

○興(明)委員 お答えいたします。

第五次五カ年計画は昭和四十八年から昭和五十二年までの五年間でございまして、これは現在進行中でございまして、午前中もお話ししましたように、いろいろな情勢が変わりましたので、現実には五十一、五十二年、五十三年度の三年間を通じた計画を立てまして、これに基づきまして料金改定をお願いしておりますし、これでもうまいというところでございまして。

○田中(昭)委員 私が質問したのは、その後の計画の策定の基本方針、それから整備目標、計画の内容について聞きたい。

○興(明)委員 お答え申し上げます。

その件につきましては実は今後の問題でございまして、現在、五十三年度までと申しましたけれども、これは実は数字から申しますと第六次計画に入るわけでございまして、したがって、われわれといたしましてはできるだけ早く、具体的には来年の夏くらいまでは一応五十三年度以降の長期計画を立てたいと考えております。

その場合、まだ内容については詳しく議論しておりませんが、恐らく大体的な基調といたしましては、五十二年度末で積滞が解消いたしましたとしても、その後もさらに新しい需要が出てまいりますので、そういったものにに対応することはもちろん、あるいは残っております自動改式局は全部やりまうとかあるいはその他地域集団電話の解消とかいろいろな問題に取り組んでいきたいと思っております。

○田中(昭)委員 この第五次五カ年計画というのは国の新経済発展計画ですか、そういうものに即応してデータ通信の拡充、整備とかそれから総合電気通信網の形成、そういうのが主要目標、大きな柱になっておりますが、先ほども言われましたように、データ通信整備、拡充ということが経営上の圧迫の要因になっておるのではないかと、こう思いますが、いかがでしょうか。

ただいまの三カ年間の五十一、五十二年、五十三年度の計画について申し上げます、これは大体総額五兆円でございますが、そのうちデータ通信の占めるシェアは大体五%程度でございます、決してそんな多いものではございません。いわゆる九三%は電話に投資するわけでございまして、これは大体五兆円の中の五兆円と同等でございます、そして、そういった方向は今後変わらないかと思っております。したがって、その程度のデータ通信というものはやはり今後必要ではなからうかと考えております。

○田中(昭)委員 公社の言う数%というのは金額が大きいのですから、それはまた後で触れるとしまして、いま建設投資を四千三百億ですか、減額したとおっしゃいましたね。その内容はどのようなふうになっておりますか。

○米澤(明)委員 お答えいたします。

詳しくは関係の局長から答弁させていただきますが、建設投資におきまして三カ年間で削減するものは、線路関係、それから機械関係、伝送関係それぞれでございます。

伝送関係は同軸ケーブルのチャンネルをふやすこと、それからマイクロウェーブにつきましてはやはり二千七百チャンネルまでチャンネルをふやしていくこと、それから交換機につきましてはクロスバー交換機C400というものを、それからなおこれはオペレーティングコストが安くなる電子交換機を入れていく、それから線路にしましてはプラスチックケーブルの最新化を図っていく、こういうことでございまして。

なお詳しくは局長から答弁させていただきます。

○田中(昭)委員 暇が要っているようでございまして、私の方から申し上げて確認したいと思っております。

電話部門の投資中に加入電話の増設に係る投資を約三千七百億ですか、それからブッシュホンや五万、ビル電話を二万、データ通信を六百億で、これだけ減らす。これが四千三百億の部門別の内容でよろしい、違いますか。違えば説明してください。いま私は差を言ったのですけれども。

○興(明)委員 御返事をおくれて申しわけありません。最初の案では五兆四千億でございまして、これが五兆四百億になっておりますが、その差額は、電話が三千七百億、データ通信二百二十億、画像通信二十億の減でございまして、総額約四千億を減らしております。

○田中(昭)委員 大体四千三百億とか四千億とかいまの細かい数字はそれにしまして、その説明の中に「当面の建設計画について」というのがございまして、その中で、データ通信については「需要に応じて整備を行う」というふうになっておりますが、これはどういうことですか。

○興(明)委員 お答え申し上げます。

当面の建設計画の中にも確かにそういうようなことを言っておりますが、データ通信にはいろいろな部門がございまして、われわれといたしましては、データ通信はいわゆる企業向けと言われているけれども、現実にはいろいろな医療、環境、流通等の社会福祉型のデータ通信もございまして、あるいは企業がお使いになるものもございまして、あるいは、こういったものについてはやはり時代の要請に応じて計画していく。その内容は極力われわれとしてはしぼったつもりでございまして、先ほど申し上げたことで、総額といたしましては二千七百億程度というものを考えておるわけでございまして。

○田中(昭)委員 いまのことは抽象的に言えば延ばしていただきたいということも含まれておりますね。違いますか。

そうしますと、もう一つあれですが、この資料の中のやはり同じ「部門別建設投資」の中の「主要整備水準」というのが、前の五十年十一月の分に説明があったのですけれども、二分分にはこれ

○田中(昭)委員 ちよつとそれだけでは、わかつたようなわからぬような、私の質問に素直に答えてないですね、次のことまで答えられたから、まあ無理でしょうね。

それでは、いまの公衆法の第六十八条で規定する法定料金と認可料金の役割は何を基準にして区別するのですか。

○松井政府委員 お答えいたします。

公衆電気通信法におきます基本的かつ普遍的なサービスの料金につきましては、これを法定料金として公衆法上別表におきまして料金額その他を法定しているところでございます。

その他の料金につきましては、公衆法第六十八条二項によりまして、公社が郵政大臣の認可を受けて定めるといふふうに規定されております。

○田中(昭)委員 余りきちつとは了解できません。

今度は専用回線の料金ですが、これは別表第六を削っておりますね。これはどうしてですか。

○松井政府委員 専用回線の料金の限度額を法の別表から削除している次第でございます。いま先生の御指摘のとおりでございます。

これは、この法律が制定されました当時、専用のサービスの利用実態というものは主として電話の専用等であつたわけでございますが、今日におきましては各種の利用がなされるようになりまして、たとえばファクシミリであるとかデータ通信であるとか、いろいろな著しい変化を来している次第でございます。したがって、この基準になつております待時通話の料金を基準として定めることは適当でございませぬ。かつまた、専用サービスの種類がはなはだ多くなりまして、その種類ごとに限度額を設けることも実情に即さないといふようなこともございまして、法定料金を崩すという意図ではございませんが、そういう次第で削除した次第でございます。

○田中(昭)委員 だんだんわからなくなつてきましたけれども、今回この専用線を法定から外すことは、公共料金の法定主義から認可へという、そ

ういう意向に沿つてなし崩しで認可料金の方に持つていったというふうな感じがしてならないのです。これはどうですか。

○遠藤説明員 いま監理官が言われたのと全く同じでございますが、もう少し詳しく申し上げますと、当時この公衆法ができて第六でございまして、たときは、電話も待時通話が主なもので現在のようになり自動が余り普及しておらなかった。それから専用線につきましても、先ほど監理官が言われましたように電話通信のものが主でございまして、したがって、ここにございまして「六、〇〇倍以内において」という規定ができたわけでございます。

ところが今日におきましては御案内のように待時通話の六千倍というのはいくつもの価格基準として自動ができてまいりますと余り意味がない。それから電話通信だけではなくていろいろな規格またいろいろな機能を持つ回線の専用がふえてまいります。したがって、電話専用だけの規格を決めるよりはそれぞれの機能に合った料金を決めていただく方がいいのではないかと。

で、私どもはこれは法定とは申しませんが、御案内のように第六は六千倍というところだけ、料金の基準のところだけが決められてあるわけでありまして、これによつて私どもは、かねてから言われておりますように高規格のものについてはもっと上げるとかというのを考えておりまして、決して不当に安くするとかあるいは不当に高くするということを考えるものではございませぬ。

そういうことで、郵政省にお願いをし、先ほど監理官が言われたような趣旨で、今回の法律改正から第六を除いていただけたわけでございます。○田中(昭)委員 いまおっしゃることは、それなりの理屈、公社側に立つた理屈をおっしゃつておるので、結局は認可の方に移行するといふような結果になるわけですね。いまそうじゃないといふような御説明がございましたけれども、郵政大臣、私は、こういう重要なものを審議会や何かで論議を尽くすなり、そういうことによつて国民がよ

く認識できるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○福田(篤)國務大臣 お説のとおりだと思います。

○田中(昭)委員 大臣もそのとおりということでございますから、これをもう一遍審議会なり何なりにかけるような御検討をいただいてということ、その質問をせぬでもないようになりまして、十分ひとつ、通信監理官の方と公社の方は、いまの大臣の御発言の趣旨をそれこそ前向きに御検討いただいて、改正案を提出するなり何なりしてもらわなければいけないのじゃないかと思ひます。

○遠藤説明員 これは大事な問題でございますから私から申し上げますが、改正法律案の中の別表の第六をあれいたしたものは、待時通話の六千倍以内において、こう書いてございまして、あとごちやごちや書いてありますが、そこは問題ないのでございませぬ。たとえば東京、大阪間の待時通話の料金は現在幾らかというふうなことを考えましても、これは非常に非現行なものでございまして、したがって、私どもはこれによつて法定料金を認可料金に落とすとあるいは案にするという意図は全くないのでございまして、ですから、いまの大臣の御発言も、この法律の改正そのものについて私どもは申し上げておるとおりでございます。

ただ、その結果、私どもが認可申請をいたします各規格の専用料金につきましては、先ほど午前中に田中先生から言われました、国民生活全体に影響のあるものについては慎重に郵政審議会にかけられる、こういう御方針のようでございますので、その場で皆様、一般の方に御理解いただけるような料金にあるいはそれによつて修正されることはあると思ひますが、この法律の改正そのものにつきましては、その趣旨であつて、その点を大臣が否定されたものではないと私は、はなはだ遺憾であります。そう思つております。

○田中(昭)委員 遠藤総務理事はいまそうおっしゃいましたけれども、私は、国民の側に立つて、大臣の御答弁の方が当然だと思ひます。そんなふうに先取りして——先取りしてといひますと、

せつかく法定から外したから外した後はもう認可料金になつて、これは国民生活に重要なんだから審議会にかけられたいじゃないか、そういう物の言い方には私ははなはだ理解できません、納得もできません。大臣、よく聞いておいてください。この認可料金を審議会にかけることだけでも、この前参考人の意見を聞きまして、認可料金どころか法定料金も認可料金も全部審議会にかけるべきではないか、そういう意見がほとんどだったのです。それはその参考人の意見の中に、認可料金だけを審議会にかけるなんというのはおかしい、いまこういう物価上昇のときでいろいろ生活を圧迫するやうなこともあるから全部かけるべきである、そういうふうな国民は思つておるのに、国民では認可料金の一部分をかけるという議論をすることはおかしい、こういう貴重な意見があつたのです。これを大臣、いかが思われますか。まず総裁からの御意見をお伺ひしたい。

○福田(篤)國務大臣 これは先ほどお答えしましたとおり、審議会にかけるという方向でひとつ検討させていただきます。

なおまた、先ほど来資料提出について御注意がございましたが、審議に差し支えがあるといへば非常に大事なことでございまして、強く要求をされる資料は速やかに出すように、この際お答えしておきます。

○米澤説明員 お答えいたします。

認可料金につきましては先ほど来大臣から御答弁がございましたが、公社といたしましては、大臣のその認可料金を審議会にかけるという方針を受けて処理したいと思ひます。

○田中(昭)委員 私も余り専門家でございませぬから、いま大臣のおっしゃつたことを余り細かくここで確約をしようと思ひませんので、いづれにしろ、公社を監督する郵政省に国民が納得するやうな方向で行政をやつてもらへばいいわけでございます。ところが往々にしていままでは、そういうことがこの委員会で論議をされ、やると言われたことすらやらないという、そういう根本的な問

題を私は問題にしたわけであって、今後そういうことのないようにひとつしていただきたい、こう思います。

そこで聞きますと、警察とか新聞、放送、マスコミ等の専用回線の料金については他の専用料金よりも低く定めることができるとしておるようでございますが、その理由は何ですか。

○玉野説明員 専用線の中で警察、消防及び新聞につきましては、郵政大臣の認可を得まして割引することができるようになっております。したがって、これにつきましては、従来国につきましては距離段階によって違いますが、三五%から六七%引き、これは警察、消防でございますが、それから新聞につきましては二四%から四五%引き、こういうふうになっておったわけでございます。しかしこの割引率は過去に長い経過がございます。それでこれは順次修正していく必要があるというのを考えまして、私たちの方では昨年の七月に警察、消防につきましては二四%から五〇%というふうに直したわけでございます。それから新聞につきましては、さらに一三%から二五%引きというふうに修正いたしました。この割引の幅でございますが、これは順次縮めていきたというふうな国等にもお願いしまして今後持っていきたいと思っております。

○田中(昭)委員 大した理由はないようでございますね。規定にあるからというのですが……。さらに、今後専用料金は、郵政大臣の認可を受けて、その原価を下らない範囲内において定めることとしておるが、その原価はどういう算定になりますか。

○玉野説明員 原価を割りますともちろん赤字になってまいりますので、赤字にならない範囲ということでわれわれは考えておるわけでございますが、これは個々の場合ではございませんで専用料全体のことでございまして、専用料全体は現在六八%で三二%の黒字になっておるわけでございます。しかし黒字だからといって、割

引の幅が余りにも多いのは問題であるということと関係方面にもお願いいたしまして、割引率を常識的な線に持っていくということを私たちとしていたしておるということをお願い申し上げたわけでございます。

○田中(昭)委員 料金体系に入りたいのですが、その前にサービスの問題に入りたいと思っております。

公社はサービスを大要中心にした事業運営と思っておりますが、このサービス改善にはどのように努力してまいりますか。

○川崎説明員 お答えいたします。

ただいまサービスと申されましたので、ちょっと漠然としておりますのでつかみかねますが、電報のサービスもございまして窓口の受付の状況のサービスマンもございまして、料金の苦情の問題もございまして、それから保全関係のいろいろと故障修理ということもございまして、一般……

○田中(昭)委員 確かにそうでございます。私が抽象的なことを聞きましたから、それではいまいかに具体的に一つの問題に絞りましょう。

最後におっしゃった料金の苦情、大要これには問題も多いと思いますが、大体料金などの問い合わせ、苦情についてはどのように処置をしてその実態はどういうふうになっておりますか。

○川崎説明員 お答えいたします。

ただいまの御質問の度数料金の申告の状況でございますが、われわれ四十六年度当時から毎四半期、状況を本社に集めております。その結果によりますと、最近は一カ月一万加入当たりの件数に帰納いたしますと、三・六八というふうな度数申告の状況でございます。そういう度数申告が窓口に参加するものですから、そういうことに対してはわれわれ一番最優先に当たっておりまして、現場の管理者または電話局長等が率先して当たるようにという指導をいたしております。

○田中(昭)委員 まずシステムから説明してくれませんか。件数なんかまだ私は言っていないので

すから。いま私の問いに正確に。どういう処置をし、その処置をしたものはどういう実態になっておるか。実態と言ったから件数を言われたのかも知れませんが、料金苦情に対する——現場へまず料金苦情言ってきたらね。それはどういうふうなシステムで処理されておりますか。

○川崎説明員 まず、それでは料金の請求書の発行のことから若干触れますと、請求書を発行いたしませんかというようにお苦情が発生する場合がございます。それが窓口へ参りますと、まず責任者がなるべく会うようにいたしております。そして責任者がその内容につきましてまず聞きまして、その度数料金の前月に比べて多いの少ないのとかいうような議論に対しては懇切、丁寧に御説明するということになっておりますが、大部分のお方は現在の料金の仕組みを、たとえば十月份の料金の請求書ならば前月の九月の度数料という過去の度数料が上がつておるといのが忘れておられたり何かしまして、そういう料金月の間違いを発見されたりして、大部分の方はおわかりになってお帰りになります。われわれはそういう度数の問い合わせに対しては件数を集計いたしますし、また電話局長は必ず責任を持ってそういう度数申告にはいつも把握をするような態度で臨むようにという指導をいたしております。

○田中(昭)委員 そのことについて、私、事前に申し上げまして、いただいている資料によりますと、大体いまおっしゃったようなことですから、もう一遍確認しながらあれしますが、料金の苦情の処理システムということで御返事いただいておりますが、結局現場においては正確な料金請求に努めておる、まあ抽象的ですけどもね。その内容としては、いま言われたように管理者がやるのかいろいろなことがあるようですが、管理者は必ずその処理状況を電話局長に報告をしております。それから現場の電話局より上部の機関であります通信部等においては、そういう集計をとって必要な処置を講じておる。それからまた本社では

ちゃんと指導をしておる、その指導の通達というものを配りましたのですけれども、まず料金請求にはミスがやはりあるということを一応書いてありますようにですね。そして「基本作業の励行」とか「利用度数によるチェックの徹底」とか「指導講習会の実施」とか、こうなっております。一番わかりやすいのは、「問合せに対する応対」というものが通達に出ておりますが、その「問合せに対する応待」ということを通達の中から取り上げてみますと、一番は「問合せがあった場合は、原則として管理者が責任をもって応待すること。」これは言葉で言えばそういうことですがね。二番目には「こう書いてあるんですね。『機械を絶対視する』ような応待は行わないこと。『こういうことを通達に書く』ということは、現場機関ではこれと逆なことが行われているということですね。まず一つ一つ聞きましようか。

○川崎説明員 ただいまの御指摘のように、機械を絶対視する向きが現場において散見されました。たとえばそれはコンピュータだから間違いないとか、機械計算だから間違いないとか、こういうような応待をいたしまして、新聞投書等にもあらわれた事実が散見されたので、そういうことはだめだということとで、去年、絶対にそういうことのないようにということの通達を改めて出した次第でございます。

○田中(昭)委員 そうしますと、私はやっぱりそういう通達の裏には、現場での苦情の正確なる実態それから処理というのがどうも公社の一方的な処置によってなされるためにお客さんの不満が相当あるんじゃないか、こう思うのですが、この点はどうでしょうか。

○川崎説明員 お答えいたします。先ほどお答えを先いたしてしまいましたけれども、いまの苦情がどの程度あるかというふうなお話にも関連するかと思っておりますが、一カ月一万加入当たり大体三・六八というふうな苦情が一応ございまして、先ほどお答えいたしましたように、さらにそういう苦情処理に当たりましていろいろと御

説明いたします……

○田中(昭)委員　そうじゃないの。私の質問はそうじゃないの。わからなければもう一度言いましょう。

あなたの方でこういう通達を出すですね。機械は絶対間違いないというようなことを改めて通達を出さなければならぬということは、そういう機械は絶対間違いないですという説明を現場でして、それに対していろんな実態があるわけでしよう。件数じゃないんです。私は件数はまた別な議論をしなければならぬと思っています。そういう苦情の実態の中に、機械だから間違いないというようなことがいままであったというのでしよう。あったということは、あったからそういうことを言わないようにと言っているんでしょう。そのあったところの実態というものをどういうふうに把握していますかと、こう言っているんです。

○川崎説明員 私はありましたと申しましたが、散見されたということを申し上げて、普通はそういうことはないわけでございますが、たまにそういう問題が散見されております。それを申し上げたのです。

○田中昭委員　たまにじゃありませんよ。この委員会でもどれだけ指摘されましたか。この料金苦情についてお客が困ったことについては、投書を集めればどのくらい集まりますか。この投書さえあなたは実態握っていないじゃないですか。そういう抽象的なことを言うのであれば、それでは私が申し上げましょう。この実態に対する取り組み方を私は現場でいろいろ聞いてきました。具体例を申し上げます。

あなたの方のこの処理システムの中に管理者の云々と書いてありますね。いいですか。管理者なものが責任を持ってというのが、その苦情処理をする経過の中で、公社側の一方的な姿勢とか、すなわちお客さんの方に間違いがあるような説明があつて、そのことが料金苦情のトラブルを起こしているんですよ。ないと言えますか、それが。ないと言えますか。管理者と責任者と機関長が全部間違

いがないようなことをやっていますか。

○遠藤説明員 これは田中先生、私どもこの委員会でも何回も伺いましたように、この数年間、料金の苦情が非常に多くなったことは事実であります。中には非常に激しく間違ひがありまして、新聞あるいは週刊誌等に出たケースも、私どもよく覚えております。ただそのころは確かにいま業管理局長が申しましたように、現場の料金の応対が第一次応対的にコンピュータでやっておりますから間違ひはありません、こういうようなことをやっておくことはまず間違ひでありまして、コンピュータといえども――明石の例などでは、コンピュータは間違つてないのですけれども配線が間違つておつたとか、あるいは手作業部分で間違つておるといふようなことは幾らもあるので、そういう応対をしないように、いま業管理局が申しましたように、かつてのような、機械でやっておりますから誤りはございませんと言う前に、まず責任者の管理者が会つてその話の中身を伺う。そして、料金請求書というのは非常にわかりにくい点がございまして、度教科という言葉もそうでございまして、料金月という言葉もある意味では公費の請求書といへば大体十月一日から三十日が常識でございまして、ある料金月のところでは九月の二十五日から十月の二十四日までをいっておりますから、そういったような点をよく懇切に説明をしろ、こういう指導をいたしまして、そして従来やつておりませんでした、料金担当者を全部地方、中央の学園に集めてそういったトレーニングをやりましたのが、たしか数年前から計画的にやつて今日ではほぼ終わつておるのでございますが、そういう形で私どもとしてはこの問題について当委員会でも御指摘になった点についてできるだけの努力をやつてきておるつもりでございまして。

○田中(昭)委員 私は、こういう細かい問題全部、質問の前にある程度の通告はしているんですよ。それをそのとおりお答えにならないから、私がまた順序立てて言わなければならない。いま総務理

事が言われましたけれども、そのずつと言われる中の、本当に現場で管理者が責任を持って、相手の立場に立つて全部やっているかという点、そうじゃない。その証拠に、管理者の人でも機械にはミスがないというようなことを言っていて、そういうことがトラブルの原因になっているというのがあったでしょう、こう言っているんです。あなた、出てきましたか。

それでは第二点。これは全国に全部あるかどうか知りませんが、苦情処理委員会というものを設けて、その委員会で苦情があったものについては処理をしておる。ところが、この苦情処理委員会も公社の内部のものだけなんです。お客さんの方のことは全然配慮してない。これではせっかくの苦情処理委員会も、外から見ればお客さんの不満は解消されないで残る。その残ることが問題なんです。せっかく苦情処理委員会というものをつくったならば、そのお客さんの不満が八〇%とか九〇%とかだんだん少なくなつて、そういうのがないようにするのが処理委員会でしょう。それとも公社だけに都合のいいような処理をするための苦情処理委員会ですか。そういう事実があるのでしょう。説明は要りません、そのとおりなんですから。

もう一つは、この処理が不適当なまま、現物機関長には全然報告されない事例もありますよ。私に見てきました。これは一年間にならないのですが、これだけの投書を全部見ましても、苦情を持ってきたときに、公社の方に間違いがあるかわかりませんから調べてみますと一遍でも言った記事は全然ないじゃないですか。一番最初にあるこの記事は、同じ場所に二つの家があって、電話線は二本引張つてある。この隣同士の家が間違つて来ていると言ひんです。AのところのものがBのところに行く、BのものがAのところに行く。それから二人の奥さんが話し合つて、これはうちのものと間違つておりましょう、こういうことで、現場に言ったところが、現場ではそんな間違いはありません。電話線二本行つておつて度数計に絶対に間

違ひありません。こういうことを言っておるのですよ。その内容を一つ一つ見れば、本当に公社の通達の指導みたいに、管理者がまず会ってよく聞く。よく聞くどころか、現実には、まず係長の段階で、電話で話しておった。ところが出て来いというから行つた。ところがその係長がいらないから、引き継ぎは何もなされていない。こういうことは全国にたくさんあるじゃないですか、事例を挙げれば。そういう問題は料金トラブルにまだ至らない問題でしょう。これはクレーム委員会にかけてやつたから間違いないと言つて説明をして、実際徹底的に追及したらやはり公社側にミスがあつた。これも同じようなことですね、四件ぐらい出ていますけれども、計器の間違いがありながら、一方的に公社の方で間違いないのだと言つて、今度はその人が正確に自分のかけた回数とかそういうことを全部調べて突き合わせて初めて機械の間違いを認める。こんな間違いが三件投書の中に出ていますよ。このうちの二件はとうとう解決できないのです、そういう電話番号がないと言つて。間違ひだと言っている実在人物がおつて何でそういうことが言えますか。ですから、私はここでこういう議論をすることが——ただ言葉でうまいぐあいに説明されて、ああ、そうですか、そういうことが多いのですよ。ですからいま私が言つた三つの問題ですね。苦情処理委員会の問題、管理者の問題、もう先ほど言いましたから言いませんが、それから現場機関長に全部苦情処理が報告されておると言えますか。それだけお答えください。理由はどういうのですから。

○遠藤説明員　確かに私どものところも現場機関が三千幾つございます。営業の窓口にするだけでもっと多いと思います。また管理者の数も何万人とおるわけでございまして、一片の通達あるいは一回の訓練でそういうことが一〇〇％実行されておるといいうぐあいには私も思いません。またそういうことを私どもも耳にしたことがございます。

いま先生御指摘の投書につきましては、私まだ拝見しておりませんのですが、見せていただくこ

とができれば私どもの方で個々に実情を調査してお答えをしてもよろしいかと思いますが、ただ数年前から、この問題につきましては、業管局も、先ほど申し上げましたように、これに全力投球をしておる形でございます。したがって、一般的な統計的な数字を申し上げることは、決して私どもの責任を免れるために申し上げるのじゃないのですけれども、統計的な数字としては私どもはだんだんよくなっていると思う。ただし、全国に仮に一件か二件でも、そういう悪いのがあれば私どもの公社の信用にもかかりますし、公社のサービス全体にも影響のあることです。私どもはその点についてはさらにこれを緩めないでやっていきたいと思いますが、先生の御指摘のようなことは恐らく私はあると思います。私もそう思います。しかしもう少し時間をかけていただいて、トレーニングをしあるいはいろいろな実例によってやっていくことを、時間をかけていただければ、さらに今後のサービスの問題としての御質問でございますから、私どもはそれが公社の今後の大きなサービスの問題になるだろうということは痛感をしていただいております。

○田中(昭)委員 委員長にお願いますけれども、私は時間が、それこそ最初言いましたように、本当に、いまの問題一つ解決するでも徹底的に私も理解し、公社側も理解してもらうためには、こういうことをやっておいたら何時間でもかかるのです。私はいまでも資料が不備なものについてはまだ残しておるでしょう。料金体系でもまだはずしておるのです。その辺を、せっかく遠藤総務理事が言われたことをもう一回私が私なりに下手な解釈でやりますと、公社も一生懸命努力しておるのだから、管理者の中にも一件か二件かそういうものはあるだろう、だがそれは待ってください、今後の指導によって直します、こういう言い方ですね。これは私が指摘するまでもなく、公社はみずからそういうことをやらなければならない社会的責任があるわけですよ。私はそれを言っているのじゃない。

苦情処理委員会をつくった、その苦情処理委員会が公社のためにも加入者のために本当に機能しておると言えますか。そのお答えはないじゃないですか。それから、現場機関長に全部苦情が報告されていなければ、先ほど担当者の方は全部全国の集計しておるといっても、その集計には漏れるのです。そうでしょう。違いますか。ですから、現場機関長に報告されてないものはないと言いつけるか。処理委員会は、私が言ったようなことで、お客さんから見れば公社の部内者だけで一方的にやっているのじゃない、その処理委員会を本当に加入者のためになるように、また公社のためになるように機能するにはどういうことを検討すべきか、落ち度がないか、こういうことを言っておるわけです。

ですから、それはもう御返事いただくまでもないでしょうから、その次でございますけれども、いざいざしろお客さんの不満が残ったものを、そのまま——料金の誤りが公社側にあるものについては、公社の責任、先ほど信用問題にも触れましたけれども、公社が今後国民とともに発展していく上においては大事な問題である。この対策を考えても、私がいま考えておるようなこと以上のことがあってもいいかもしれませんが、その社会的責任を果たすということから考えれば、その対策として、公社側に誤りのあったことは全部公表する、そのくらいは処置をとっても、完全とは言えないけれども一つの方法ではなからうか、私はこう思います。これは総裁もずっと聞いていただきたまいたから、ひとついまままでこういう国民の大変な不満が残っておるものに対して、幾らかでも安心できるような方向での御返答をいただきたいと思っております。

○米澤説明員 お答えいたします。ただいま御指摘ありましたような件につきまして、これは非常に重大な問題でありますので真剣に取り組みます。方法といたしましてはいろいろ御提案ございましたが、そういうものも含めまして、早急に措置をいたしたいと思っております。した

がって、ただいま御指摘ありました苦情の処理の仕方、それからまた管理者に対する報告、そういう点、それからもう一つは、前からよく問題になりましたたとえば度設計監査装置をもっと活用する……(田中(昭)委員「それはまたあとでやりませう」と呼ぶ)——そうですか。そういう問題を含めまして、やりたいと思っております。

○田中(昭)委員 この苦情の問題で、最後にしますから大臣からも、私平易な問題を提起してありますから、これはわかっていただけたらと思いますので、御答弁いただきます。

この苦情処理について、先ほどからずっと、こういうようなシステムをつくって管理者の云々とか、それから不親切にならないようにとかいろいろあります、そういう御答弁がございましたが、現実の状況では、この苦情の実態に対してはお客さんから見れば大変疑問と不満が残るのです。そういう完全でないような現状を見ますと、現状でいまま言ったようにいろいろな措置をやりますけれども、ずっと不満が増大しておるのです。公社に間違いがないとか、こういう立場でやってきていくという事実はいまお述べになったわけですから、だんだんこの不満が増大している。ということ、増大しなくてもこういう問題は、いま総裁もおっしゃるとおり大事なサービスの問題で、それがサービスの低下を来すということになるわけですよ。そういうサービスの低下のもとに料金値上げをしようとしても、私は国民の共感と呼べないと思うのです。妥当でないと思っております。

大臣、いかがでございますでしょうか。

○福田(篤)国務大臣 料金の値上げも、結局するところは国民各位に対するサービスの向上でございますから、私は最初の役所における訓示におきましてははっきり申し上げたことは、郵政省の仕事を国民に対するサービスに徹底しなければいけません、いわゆるお役所仕事を絶対やってはいけない、あくまで国民へのサービスを念頭に置いて、徹底したそういう精神を貫いてやるということを最初に訓示したくらいでございますので、御指摘の点

は絶無を期して、やはり公社の立場からあらゆる工夫をこらしてそういう不満が起らないように、また、起こった場合には直ちに解決するようにあらゆる手段を講ずるべきであらうと考えます。

○田中(昭)委員 国民の共感を呼ばないような状態で料金改定をいま現実に迫られているわけですね。はなはだ残念でございますが、これはそこまで大臣に要求することは無理かと思っております。

ここでまたちょっと問題を変えて、本社の方からたくさん各局長さんたちもお見えになっておりますから、ここで経費の節減ということ、これはやはり赤字であれば経費の節減——先ほど総裁もちょっとおっしゃいましたが、一層努力しなければいけぬと思っておりますけれども、ひとつ簡単に、各局でどういった経費の節減があるのか、項目だけでも結構ですから述べていただきたいと思います。

○長田説明員 お答えいたします。

私は現在、建設勘定工事の執行を所管しておりますわけでございますが、私、今年度は一兆五千億という建設勘定予算の執行を命ぜられておるわけでございます。この中で、現在五十一年度から五十三年度まで三カ年間にわたり建設勘定投資の要するに節減とは何かということについて御説明したいと思っております。

先般総裁からお答え申し上げましたように、五十一年度から五十三年度まで三カ年間で新技術を導入することによります投資額の節減を五千億見込んでおります。この内訳を概略御説明申し上げますと、まず長距離の伝送路の関係でございますが、特にこの辺はいわゆるエレクトロニクスによります新技術の革新の非常に著しいところでございまして、十年前の技術で申しますと、従来マイクロウェーブの方式では一システム当たり四百八十回線の回線がとれておったわけでございますが、現在では二千七百回線の回線を一システム当たりとれるというふうなことで、これはとりもなおさず現在四ギガヘルツ、五ギガヘルツ、六ギガヘルツというふうなマイクロウェーブの長距離幹

線をつくっておりますが、こういうような波が同じ中継所で同じアンテナを使って送受することができるといふようなことで、非常に基礎設備の投資の節約に役立っております。

それから同じくもう一つは、同軸ケーブル方式でございます。これは十年前の技術におきまして大体九百六十回線の回線が上り下り二チューブでとれるということでしたが、これは現在は二千七百回線ないし一万八百回線が二チューブでとれる、これは倍率にいたしますと十倍以上の回線の使用効率ということで、伝送路自体が非常に安くなつてまいりました、したがって回線当たりのコストが非常に安くなつてきております。大体こういう長距離伝送路関係で節約できると見込んでおります額は現在二千五百億でございます。

それから次は交換機でございますが、十年前はまだクロスバー交換機というものが導入される当初でございまして、どうやら部分的に導入されるという時期でございました。現在ではクロスバー方式は全面的に導入されておりますし、さらには現在電子交換機も部分的に導入されている時期になっておりますが、非常にこれも小型化、経済化ということで、大体交換機関係で一千五百億ほどの節約になると考えております。

なお、そのほかのケーブル等につきましては、十年前といえますものはほとんどいわゆる鉛被ケーブルでございましたが、現在はこれが全部プラスチックケーブルになりましたし、さらに〇・三ミリのというような非常に細い心線のケーブルも使えるというようなことになっております。この関係でいわゆる経済化、それから障害の発生率の減少というようなことがございまして、これで大体一千億の経費節約ができるというふうに考えております。

以上、この三年間で五千億の投資の削減でございますが、大体これのね返りといはしましていわゆる損益勘定面では大体三カ年間で千六百億ほどの経費の節約につながるというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○玉野説明員 ばらばらで申し上げるのも何でございますので、あと、まとめて申し上げます。まず、先ほど申し上げました施設局長のとも関連いたしました、自動改式とか設備の近代化、これによりまして、近代化したとしますと障害率が減るとか、こういうことになりまして補修費が減るとか、そういうような関連で約千四百二十億、三年間で節約を予定いたしております。

それから、そのほかに関係の合理化等を行いました。電報は一一五で受け付けておりますが、これをなるべく統合いたしまして、集約率を上げるといふこと。それからもう一つは、配達でございますが、これは民間の方に委託した場合の方が合理的な場合が非常に多いとございまして、これを委託する。現在委託しておるものがございますが、これをさらに拡大するということ、約百八十億節約できると思っております。

それからさらに、電話番号簿につきましてもございしますが、これは発行いたしました場合に、従来は全部配つておたのですが、これを希望者にだけ配るということで冊数が節約できます。それからもう一つは、発行周期が毎年でございしましたが、これを一年半かに延ばしてございしますが、さらにこれを二年までに延ばす。その間には訂正版をある程度お配りするといふようなやり方とか、あるいはこれは分冊いたしますと部数が減りますので、これで節約ができるとかいうようなことを考えまして、七百六十億ほど考えております。

それから、先ほど料金で問題になりましたが、料金請求書をいまかなりはがき形式にいたしまして発行しておりますが、あれにいたしますと非常にまた節約ができるわけでございます。そういうようなものの拡大とかそれによりまして七百四十億考えております。したがって、以上合計いたしますと三千一百億になるわけでございますが、それから先ほど施設局長が申し上げました新

技術による投資の削減、これによりまして償却費、利子の節約が千六百億ございしますので、合わせまして四千七百億というふうに考えております。

○田中(昭)委員 各局長さんにはもう少し細かく説明したかったらと思ひますけれども、一応まとめてやつていただきますから、これで一応私の方から申し上げますが、総裁、今度の改定額についていろいろ勉強の中で、この委員会でも議論になった中で、やはり物価の上昇、高度成長という中での人件費の増加といふもの、いまのうちにいろいろな技術革新等で職員全部、三十万ぐらいの方が努力しておられることは、私は努力してないとは申し上げません。努力していただいて技術革新も合理化も行われて、先ほどのようないろいろな計画、経費節約といふものも出てきていると思ひますが、ただ、この赤字ということになってみまして議論されますのは、人件費とかそれから先ほどの減価償却の問題とか、それから利子負担が多くなつたとか、こういう項目があります。これは私の認識に間違いはないと思ひます。そこで、これは単刀直入に言つて、こういう言葉で表現していかどうかわかりませんが、私はそのまます許していただくといはしますと、そういう人件費、減価償却費、それから利子負担その他何節約できるものといふものが、細かいけれども、何か触れられなかったといふような感じもしますけれども、一応余りいい言葉ではありませぬけれども、私が公社の実態の中で感じたことをそのまま言わしていただきますと、どうも無理といふますか、むちゃといふますか、むちゃな労働力を使つて、これはすく人件費に関連する問題ですね、そしてそこにむだな経費がふえておる。人件費でありませぬ。それに関連したむだな経費がふえる。そしてお客さんに対しては不満を残すといふようなことが公社の現状の中で、現場で、ないと言へるでしょうか。

○米澤説明員 お答えいたします。

先ほど、今後三カ年間に對しまして建設投資あるいは損益の中で節約を図るといふことを申し上げ

げました。そのほか、まだ細かいことを言いますと、たとえば利子負担を減らすために借金をする場合に最も安く金を借りるとか、あるいは電力を節約いたしましてやるとか、いろいろございしますが、それは省略いたしまして、いま人件費のことでございしますが、マクロ的に言いますと、生産性、いわゆる公社に働いてる全職員と公社にある全電話機、働いてる電話機の比率をとりますと、これはヨーロッパの先進三カ国に比べてむしろ日本の方がはるかによくなつております。アメリカとはほぼ対等といふことでございしますが、マクロ的にはそうであつてもミクロ的にはいろいろ問題があると思ひます。したがって、そういう問題につきましましては労働組合ともいろいろ話をしながら改善したいといふふうに思ひます。

〔委員長退席、加藤(常)委員長代理着席〕
確かにおっしゃる通りに、ミクロ的にはいろいろ問題がある。たとえば技術革新で非常に障害が減つていふところにわいかに人がよけいいるかわりに、たとえば営業部門等で非常に忙しといふところに人がいない。そういう問題につきましては配置転換とかいろいろ問題もございしますので、労働組合ともよく話し合いながら進めていきたいといふふうに思ひます。

○田中(昭)委員 そこで一つの問題をいまからまた提起します。これは先ほどの苦情の問題とちよつと関係する度数計の問題ですけれども、加入電話の度数計に對して、全国の、いま三千万台近いですが、異常度数といふのを調べてあります。この異常度数を調べておるといふのはどういう目的ですか。

○川崎説明員 お答えいたします。

異常度数といふのはたとえば前月支払いたしました金額に對しまして今月の請求の金額が非常に大きいといふふうに加算者の方で判断された場合に、そういう調べの要求が出てくるわけでございます。それでわれわれはある程度その異常度数の基準を決めまして、使用度数の非常に少ない方はちよつと使ひましても、電気、ガス、水道と違ひ

ましてばつと度数が非常にかさむ場合もござい
ますので、前月と比べて非常に多くなるこ
ともございしますが、そういうものの過去の例から
見まして、全部それを調査すれば一番よろしいの
ですが、とにかく三千万加入もございしますもので
すから、ある一定の基準、たとえば前月に比べま
して月に二百度ぐらい使う人ならば前月の五倍程
度というふうな一つの基準を、事務用、住宅用別々
につくりまして、その基準に該当するものにつ
きまして、どういふ事情でこの度数がかさむかと
いうことについてよくチェックをするようにして
おります。

○田中(昭)委員 いまちょっと不思議に思いまし
たけれども、普通の度数計の五倍くらいとおっ
しゃったけれども、これは間違いではないですか。こ
れは一緒に答えてもらいます、もう時間が足りま
せんから。私はそうではないと思うのです。私が
いままで聞いた範囲では大体二倍、下はゼロのも
のを異常度数と見てやっています、こういうふう
に聞いております。これは後で訂正してください、
もう一つありますから。ですから、この異常度数
を調べているのは三千万加入の中でのどのくらい
やっておるのですか。これは関連してくるから、
本当は全部やらなければいけないのですね。

○川崎説明員 いまのところ、統計をとりますと、
一万加入当りに帰納いたしまして、一月に百六
十五件でございます。

○田中(昭)委員 そういうことではなくて、三千
万加入の中のどのくらいを、全体を調べているの
ですか。

○川崎説明員 全部調べるわけにはまいりません
から、調べる対象を——いまの百六十五というの
は一万加入当たりですから、三千倍しますと約四
十五、六万と申しますか、そのぐらいの加入者の
分を毎月調べておるといふことでございます。

○田中(昭)委員 先ほどの五倍は訂正せぬでいい
のですか。また後でどこかで訂正してもらいま
しょう。

それではこの三千万台の中で四十六万回ある異

常度数を調べるために人件費はどのくらいかか
りましょうか。

○川崎説明員 ただいまコンピューターの電算化
局と手作業局と二種類のものに全国分れておりま
すが、大体発行、集計に約五千人手作業局にはお
ります。それからコンピューターの方の電算化局
に三千人でございますから、いまのマクロで申し
ますと八千人というものが直接、請求のみの事務
に当たっておりますから、八千人に三百万円程度
の人件費を掛ければ年間二百四十億になるうかと
思います。

その五倍の方は、先ほど先生に東京の例がある
いは出たかと思いますが、東京の例は過去六カ月
間のうちの最高の度数に比しまして二倍程度上
がったというふうな場合にはそれをチェックする
ということが出ておりますが、一般的に申しまし
て、過去の統計値から申しまして度数の低い加入
者に対しては五倍、それからたとえば月に千
度以上使うというところにつきましては三倍とか
いうふうな順序でもってやっております。

○田中(昭)委員 こちらの質問のあれも悪かった
かもしれません。いま大体二百四十億くらいと言
いますが、私がもう少し聞きかかったのは、この
異常度数の調査を全然やらない場合と異常度数の
調査をやる場合と——やらない場合は人件費がゼ
ロと見た場合ですね。異常度数の調査をやると、
それではそのために二百四十億ぐらいの人件費が
要するのですか。

○川崎説明員 私が申し上げましたのは、そうい
う発行、集計関係に従事しておる人の人件費全部
を申し上げたわけでございます、そういう人々
が同時に異常増減の度数につきましてのチェック
に携わるといふことでございます。

○田中(昭)委員 私の質問に答えてください。わ
かりませんか。

○川崎説明員 ですから、異常増減が——どう
言ったらよろしいのですか、通常の意味の発行を
して集計をするという業務が一方においてござい
まして、それからそれを集計をして請求書を出す

場合に異常増減に気がつきまして、それにつきま
して調査をやるのですから、同じ人がやるという
ことになりまして、まあちょっと、半分半分とな
れば、その半分ということに——そういう計算
でございます。

○田中(昭)委員 それは人件費だけではなくては
か費用も要りますから、どういふふうなことに
なりますか、私はこの調査が今度はお客さんのた
めにはなっているだろうかという疑問が一つある
のです。ですから、それはちょっと省きます、こ
ういふことでははつきりした返答はできないで
しょうから。

大体いまのようなことを頭に入れたら、総裁、
この異常度数の調査により、電話の加入者に対す
る適正な料金請求がなされておるでしょうか。異
常度数を調べて間違いがなかったということで、
加入者に本当の適正料金の請求が行っているかと断
言できますか。

○米澤説明員 お答えいたします。

詳しくはまた、局長があるいは補足するかもしれ
ませんが、ただいま料金の間違いの中には、い
わゆる人為的な面、いわゆる営業ラインといいま
すか、そういう面と、それから保守的な面と、二
つございます。このチェックするというのは、機
械の問題と、それから営業面と両方含めてやる方
法でありまして、もっといい方法があれば、私は
そういうものを採用することは望ましいと思いま
す。

それからもう一つは、保全の方の問題に関しま
しては、現在度数計監査装置というふうなもの
がございまして、こういうものをもつと活用する
というのも一つの方法ではないかというふうに考
えます。

○田中(昭)委員 こちらは単純ですから、私が質
問したことにだけにお答えいただいた方がスミズ
にいくと思うのです。

私は、そういう異常度数によって、たとえば異
常度数を調べた、そしてそれに間違いがないとい
うところで請求が行きますね。そうしますと、そ

の請求が正しいものでないという証拠に——正し
いものでない証拠というよりも、正しいものでな
いという現実が二段階に分かれてあるのですね。
これは私ちょっと言葉で申し上げますと、こうい
うことです。たとえば東京なら東京の十万加入な
ら十万加入の中で一万加入の異常度数を調べたと
しますね。そうすると、その一万加入ぐらいの異
常度数を調べた中に、大体二割か三割五分、一万
の場合は千五百か二千ですか、そういう異常度数
があるようなことを、この記録で私いたいたいてお
りますが、仮に二千なら二千、異常度数で一応
チェックされます。一万加入の中の二千ぐらいを
異常度数で調べて、よくチェックしてみると、そ
の二千ぐらいの中に、いま総裁がおっしゃった、
機械の故障というふうな誤りには聞いています
が、機械の故障による誤りが何ぼ、それから人為
的な誤りによって何ぼ、こうやって、それがまた
チェックされるそうなんです。修正されるわけですね。
そして間違いのないというところで請求書を書くそ
うです。ところがその請求書を発行した後、先ほ
どの苦情を言ってきたものの結果を分析します
と、また機械の故障と人為的な誤りがあるという
のです。そこを私は言っているのです。異常度数を
調べた、チェックをしたからこれで間違いはないと
思って請求書を出される。ところがその請求書が
出された後にお客さんから苦情を言ってくる、調
べてみるとまた機械の故障と人為的な誤りが出てく
る。というところは、異常度数の調査をやっておる
からと言って、適正な料金の請求がなされていな
いというところで、そこを私は言ったわけですね。
わかっていただいたでしょうか。違いますか。

○遠藤説明員 専門的でなく常識的にお答えをい
たしますが、異常度数と申しますのは、たとえば
私なら私のうちが毎月一万円払っている、ところが
今月のは急に二万円になったというときには、
だれしもこれは高いと思うわけです。それは請求
書をそのまま発行しますと、大体十人のうち八人
までは、急に二万円になったのはおかしいじやな
いか、いままで一万円だったのに、こういうこと

になります。そこで、請求書発行の前にそういうものについては一応機械も調べ、あるいは人為的なエラーがないかどうかを電話局で調べておし出すわけでありまして、私はそれによつてたとえば数字の読み取り作業なんかも違ってくる場合がありますから、請求書発行前にそういうトラブルの要因になるようなものが相当除かれておるということは事実だと思つたのです。これは事実だと思つた。ただし、それをチェックをして出したからといって、その中にいま田中先生御指摘のように、来られまして最終までがんばれるというものがあるかどうかということになると、これは必ずしも皆無でないというお答えをしないくちやいけないかと思つた。しかし私は、それを数年前から料金の苦情のときに公社としてまずやみ鉄砲みたいにく出すのではなくて、あらかじめそういう異常度数についてはよく調べてから出せ、こういうことを指導している、こういうことでございまして、それは私はやはりサービス業として非常に大事なことでないか、こう思つております。

○田中昭委員 遠藤さん、お疲れのところ、いまそういう説明では私の説明したことの手前の方の説明になつてしまふのです。總裁よく聞いておいてください。専門家だからといって説明していただきまして、こういうむだな説明は、いやむだな説明とは言いません。前の方の説明ですから、ひとつやめてください。私が言っていることが、実際現場で行われていることが事実でなければそこで言ってください。しかし、事実を言っているわけでしょう。それは事実だと、こう認めてもらえないわけでは。そうすると、異常度数という手をかけて、二百四十億かけるか五百億かけるか知りませんが、そういう調査をして、そして適正だろうと思つて出した料金請求がまた間違ひがある、人為的事故と機械の故障と。ということは、正確な、適正な料金請求じゃなかったでしょう、こう言っているわけです。——わかつてもらつたようでござい

から、次にいきます。

その適正な料金請求がなされない理由の一つに、いま申し上げたような度数計自体の故障などによる誤つた料金請求がいくつございませう。それからさらに、人為的な誤りも加つておられます。これは人為的な、いろいろなものがあるでしょう。それは人間ですから、度数計を見間違ひたり書き損なつたり、それはいろいろあると思つた。そういう事実が加つて間違ひという事実がある。もう少し厳格に言いますと、異常度数の基準以内、いわゆる二倍にもなつていなくて、先ほどの五倍にもなつていなくて、異常度数として調査されなかつた部分です。東京で言えば二倍ということですから、二倍になつていなくても一・二倍とか一・五倍のものは異常度数とはならないのです。その中にもやはり機械の故障、人為的故障が考えられます。これはなお多いと思つた。異常度数でチェックする分はチェックされますから、その分だけは除きますけれども、その分の誤りや請求書発行後に誤るといふのが二つ重なつてくる場合があるでしょう。こういう誤りがないとは言えないし、この事実は、すべて適正料金で請求されてないという証拠であります。細かいようですけれども、三千万加入の電話加入は先ほど、当初見せましたように、そういうことがあります。やはり私は現場では一応間違ひがないと言ふことを考へてみます。ですから、この誤りというものは、全部異常度数の関係なんか全然あらわれてきていない誤りもあります。

まあ、そういうことでわかつていただきましたから続けますが、適正料金でなされてない、すなわち過大な請求がなされたり——電話局にやかましく言うていっても、機械、コンピュータにミスはないと言つてこられるからと言ふ人もおられるかもしれません。一遍行つて帰ってくる人もおられるかもしれない。過大な請求がそのまゝになつておつたり、今度逆に機械の故障で不足があるのだけども、その不足の請求が行つてない場合もある

でしょう。そうしますと、三千万台のうち、この不足になつた料金請求を私は一遍ぐらひ公社の中で調査してみたいと思つた。そういうものは正されたら、値上げは必要ないかもしれない。ね、どうでしょう。それにすぐ結びつけるとだめだ、よく検討します。と言われるから困るけれども、どうでしょう。それで一応、そういう間違ひがなされて、適正な料金じゃない、これはお認めいただけますか。

○川崎説明員 ただいま先生の御指摘のように、確かに事前に調査したものに対して、ほんのわずかでございませうけれども、またもう一度現場の窓口で苦情が発生するということもござい

それをちよつと率で申し上げますと、(田中(昭)委員「何かあるのですか」と呼ぶ)いや、これは全国的なあれでございませうが、百六十五というのが一加入当たり大体調べる一カ月当たりの異常増減度数の調査の対象になるものでございませうが、そのうちのほとんどが機械的、人為的に異常がないというふうに公社で判断いたしました。百六十五の中であつて〇・六三というもののだけが過ちを見つけるといふことになるわけでございます。

それからもう一つ、請求書を出しまして、確かに漏れたものが苦情がたまつて、それは率は大体〇・〇七でございませうから、確かに先生のいま御指摘のように、われわれは事前の異常増減チェックを十分調査いたしますけれども、それで発見したものの九分の一程度と申しませうか、それがやはり苦情で出るといふことは事実でございませう。で、今後ともさらにそういうもののミスのないような徹底の仕方をしたいというふうに考へております。(田中(昭)委員「それじゃ答弁になつていません。それは件数が多いんです。請求書発行後に間違ひというのにも相当あるんですよ」と呼ぶ)〇遠藤説明員 いま先生のおっしゃつたように、そういうのは非常に数が少ないが、確かに間違ひでございませう。しかしそういうものは、いま局長

が申しましたようにあります。

それから逆に取り不足の分です。これも理論的に言えば、苦情を言つてこられてそれだけあるのだから、つまりプラス面のエラーがあるのだからマイナス面がそれと同じぐらひあるのじゃないか、それを計算して全部また後から徴収すれば料金値上げはしなくてもいい、こういうお話でございませうが、実は私はそれはやめておられません。(田中(昭)委員「実態を調べてみなければいけない」と呼ぶ)ですけれども、機械の方の検査基準でもって大体わかるのでございませうが、それはやつておられません。もうそれをやるよりも、何と申しますか、現在の多過ぎる苦情の応付の方に重点を置いてやつておるわけで、いわんや取り不足だからと言つて追つかけていくと取るといふようなことは、こつちがもう一〇〇%済んで大手を振つて歩ける時代になつてからやりますべきことじゃないかと思つてはいます。

○田中(昭)委員 私、最初にむづかしい労働力と言ひましたね。その辺は何も私、数字的に一センチの間違ひもないようにしてと言つてはいるのじゃないのです。やつた調査なら調査が、本場に調査なされて、公社のためにお客さんのためにも喜ばれるような状況に逐次なつておれば、公社の赤字を幾らかでも減らすようなことになる、そういうことを考へるべきじゃないか、結論はこういうことです。私は疑う気持ちはないのですけれども、この異常度数を調べた件数を四十八年と五十年をとつてみると、中身は同じだけれども表題が違ふのです。四十八年のときには「四十八年度異常度数件数とその処理状況」とところが五十年に出してきたのは、中身は同じだけれども私は信用しますけれども、中身の同じものを表題は「五十年年度利用度数による事前調査件数とその処理状況」。この領収書発行の後に交えがあるのも違ひのです。「五十年年度度数料金の発生状況」、これにははつきり「度数料金の事故発生状況」、領収書発行前には機械故障がこのくらいあつた、人為的故障がこのくらいあつた、内容はこういうふう

なっている。ですから、先ほどから根本的な公社の体質の問題といえますが、疑わざるを得ないような、何も同じものならば表題も同じものでいいのだからと思うのですけれども、どうもこの異常な数の処理件数というのは、表題を変えてくるというふうなことも問題でしようし……。いま申し上げましたように、正しい請求がなされてないとするならば、またその異常な数の調査は人件費が二百四十億要って、そのほかの経費も要りましようが、そういうのはやはりむだとは言えません。異常な数の調査でもそのほかのチェックをやっても機械の故障、人為的誤り、そういうのは残る、そして請求が適正になされてない、そうならばその関係の費用は私はむだだろうというふうな気持ちをするのです。

それともう一つは、この機械の故障というのは努力されておるわけには減っています。これは東京の分だけでございますけれども、全国で調べたらどういふふうな結果が出るか知りませんが、人為的故障は一万加入当たりわりあい減っているようですね。たとえここに減っておりますが、四十八年と五十年ではミスの発生件数はふえています。これはやはり加入がふえているからだろうと思えますが、機械の誤りは一万加入当たり四十八年が〇・二、これは五十年も同じく〇・二、これは新宿局です。隣の千代田局は四十八年は〇・一、五十年は〇・三と三倍ふえた。これはただ何局かのあれですからあれですけれども、いわゆる機械の故障が減っていないというこれは一つの今後考えてもらわなければならない問題だろう、私はこう思います。まあ一概にむだと私は申し上げましたけれども、これは何とかなるものでしょうか、何とかならないものでしょうか。

○米澤説明員 お答えいたします。
ただいまいろいろ御意見ございますが、私もこの問題について専門家でございせんので、内部で十分検討させていただきます。ちよつとここで直ちにいいとか悪いとか申し上げるのは、これはかなり専門的な問題でございます

し、研究させていただきたい、このように思っています。

○田中(昭)委員 これは研究されてその結果がどう出るか知りませんが、私はお客さんが喜ぶようなことにはならないと思う。機械の故障ですからね。残念でなりませんけれども(もういい)と呼ぶ者あり) できればかりで時間をとっておつても仕方ありません。

先ほどの経費の節減でもう一つ二つ――いまのはどうしてもやはりござりますが、理事の先輩からそういうお話が出ておりますからあれしまして、経費節減の中で、減価償却と利子負担が大変ふえてきた、これが先ほどの五十年十二月の説明のときには書いてあるのです。住宅用電話一台加入当たり減価償却これこれ。ところが今度の新しい説明書には書いてないのです。私の方から資料を照会するとき一台当たりの原価に占める各費用の費目を要求してもこれは出されません。たまたま五十年十二月の説明には、一台当たりの収入支出を説明するために減価償却費と利子負担が幾ら、これが全然ふえております。こういう説明がある。それが新しい説明にはないのです。そういうことですが、それはそれなりの意味があつて削られたのでしようが、いずれにしろこちらから、一台当たりの事務用、住宅用の、収入は出るけれども、費用が出ないということ、大分要求したのですけれどもこれが出ませんでした。説明書には前の分にはあつて新しいものになつたということをひとつ指摘しておきます。

そこで、利子負担がずつとふえるということ、公社は莫大な資産を持っております。特に固定資産は莫大なものがあります。そうすると、企業というものが経費を節約するという意味においては、そういうものを担保にして低利な利子で支払うというふうなことは経費節減にならないのでしようか、そういうことができないのかどうか、これはどうでしょうか。

○好本説明員 資金調達に借入金あるいは債券発行の場合は、できる限り低利、有利な条件でやる

ことをやっておりますが、ただいまの債券発行に關しましては、公社法によりましていわゆる公社の全資産がゼネラルモーゲージとして一般的な担保というところで債券を発行しておるわけでござい

○田中(昭)委員 いまの説明では、私が問題提起したにもかかわらず御答弁が余り簡略に過ぎております。
〔加藤(常)委員長代理退席、三ツ林委員長代理着席〕
これが民間企業であれば、仮に公社の持つておる資産ぐらゐの企業として見た場合、十分利子の支払いに軽減される、私はそういう方法があろうと思ひますので指摘しておきます。
次に、私も公社のことにおいてはいろいろ勉強させてもらつておりますが、いろんなところで公社のOBの方々とお話しする機会がございます。そのたびにいろいろなお話を聞くわけですが、その方から一つの問題点として、いまの公社の行き方といひますか、特に人件費に關する労働を中心にした意見が出ます。それはどういふことかと言ひますと、自分たちが若いときには、建設工事なんかを直接自分たちがやつた。具体的なことで自分たちが電柱に上つてやつた。そういうことは経験があるから、自分が公社である程度の幹部になつたときに、そういう建設工事についてはよく事情がわかる。工事内容もよくわかる。ところがいまの公社のシステムでは、建設工事がほとんど、九〇%ですか、外注になつております。したがつて、新しい職員がそういう経験を經ずして幹部になつていった場合に、その工事を検査するとか、工事の内容を見るときに、そういう場合にいろいろな弊害があるように思ひます。私は、公社の将来のためを思つて、OBの方で、要するに、重要な事項を指摘していただいて、こういうふうに思ひましたものですから、ここで述べたわけ

です。
そこで聞きたいのは、人件費の拡大、こういうものと建設工事を外注しないシステム、いわゆる直営と云うものでございますが、そういうことをやれば、職員の将来のためにも、公社の全体の士氣も上がるし、希望も持てる、私はこういうふうに思ひますが、そういう意味での外注費の節約といふのはできないものでしょうか。
○三宅説明員 お答え申し上げます。
ただいま先生、外注工事が全工事の九九%ぐらゐ、ちよつと申しましたが、ちよつと私、いま正確な数字は把握はいたしておりますが、いわゆる直営工事の比率はもう少しある、こういうふう

に存じております。
そこで、確かに現在請負に出します工事の方が量的に相当多くなつております。しかし、各通信局及び各通信部には工事部隊を置きまして、ここでは直営工事をやっております。そしてこの直営工事は、同時に、新しい技術面の職員の訓練あるいはそういう工事の実態に職員を触れさせまして、将来、設計あるいは工事の監督といったような面まで全部経験が反映できるように、直営工事といふものを現在ある程度確保できるようにという形でやつてまいつております。

具体的に申しますと、電子交換機の開局のための自動機械の工事等は、現在までは相当部分が、半分以上のものが直営工事で行われていて、いろいろな例もあるわけでございます。職員の将来への技能の確保と申しますか、そういうために直営工事をやっております。ただ、それでは直営工事と請負工事、どちらが全体的に節約になるかというところは、必ずしもどちらがどちらとも申せません。公社に現在おります人間を工事に使ひますれば確かにその分だけ請負の方の人件費を持たなくてはよくなるわけですから安くなるということになります。公社に現在おります人間をふやして直営工事をやつたのでは、これは同じことになつてまいります。そこらの点で、人件費といひますか、相対的にどちらがコストが安い、これは早急にはちよつと申し上げかねますけれども、そういう意味で、先ほど申し上げましたような意味での直営工事の確保という点については、わ

れわれいろいろ努力をしておるところでございます。

○田中(昭)委員 総裁、OBの方のほとんどの意見は、公社に対する大事な警告だと思いますが、そういうふうな受けとめるべきだと私は思いますし、機会がありましたらまたそういう意味で御検討もいただきたい、このようにお願いいたします。

そこで、むだな経費とか云々という問題に関連してもう二つばかり残っております。公社の土地、建物という固定資産が膨大であることは先ほど言いましたが、その土地、建物等が適正に利用されておるでしょうか。簡単に、おるならおる、おらないならおらないで結構です。

○好本説明員 お答えいたします。

土地、建物は有効に利、活用されるべきではございますが、遊休財産、遊休資産というふうなものには非常に少ない。(田中(昭)委員「それは後で触れますから」と呼ぶ)有効に利用されておるといふふうに考えております。

○田中(昭)委員 特に土地について、いまちよつとおっしゃいましたが、膨大な額になっております。

〔三ツ林委員長代理退席、委員長着席〕

その上にさらに公社は、具体的に言いますと、郵便局がなくなりましてその土地を買ったり、とにかくどんどん年々取得が行われておるようでございますが、その中で問題はいまおっしゃった未利用地というのが出てくるわけです。その未利用地は有効利用、管理が正當な状態になされておるかどうかが、私はどうもむだが大分、ただで損しておるような——いわゆる計算というのとはそんな感情論よりも数字ですから、むだな、有効利用されてないといふれば、その分は私はいまの節約の対象になる問題だと思えます。そういうことをよく聞きますが、その辺、有効利用されてないというふうなものはないでしょうか。

○三宅説明員 現古、確かに公社は毎年相当な土地を購入いたしております。これは大体電話局敷地に充てるものが大部分でございますが、この電

話局敷地は、御承知のように大体その加入者の分布の重心になる位置に電話局を置きますのが線路のコストが一番安くなるということがございまして、場所的に非常に限られてまいります。しかも、ある程度の坪数を必要とする、電話局のためには相当広い土地が必要でございます。そういうこととのために、大体その電話局の建設の三年前には土地の確保にかかるということをしていたしております。したがって、その土地の選定をやりまして適当な土地が見つかりましたら、三年前に買うというふうなことを現在までずっとやってきております。

その点で、二年間の、いわばその土地が未利用に終わるということも、将来その土地が得られませんでした場合のことを考えますと決してむだではない。これも五年、十年先のものを買ったのであれば、また未利用、未活用ということでおしかりを受けるかもしれないが、ただか三年前ぐらいのことでございますので、むしろ先のことを、その土地が得られなかった場合のことを想定いたしますと、この方が経済的であろうというふうに私も考えております。

○田中(昭)委員 何通も注意するようでございしますが、余り先走って御答弁いただかぬようにしませんと、次の質問が……

それで、未利用地については私も調査させてもらいました。それは公社の方にもわかっておると思いますが、はつきり申し上げまして昭和五十年の十月現在で関東地方の未利用地が何件で、広さは何平方メートル、坪数で大体どのくらいあるか、また一件当たりの平均未利用地の坪数はどのくらいになりますか、お聞かせ願いたい。

○長田説明員 申しわけございませんが、いま手元に資料を持っておりませんので、すぐ取り寄せます。

○田中(昭)委員 私が公社から調査して出してもらった資料がありますから、それでそれでやります。関東地方で大体五十件ぐらいと、こう出ておりますけれども、私はこれが全部だとは思いません。——間違えました。五十九件で約三十五万

平米。

内容はいろいろありますが、いまお答えになった中の問題で、三年ぐらいを目安に先行取得しておる、こういうお話でございましたけれども、この問題はちよつと後に譲りまして、私が五十年十月に調べて、その管理計画、内容を見てみますと、大変ずさんなものであります。ですから、それを指摘しましたところが、その未利用地のほとんど大半はその後計画に従って着工計画がおります、また着工しました、こういう報告があったのです。

これもわかってないと思えますから、それじゃ私の方から申し上げますと、五十九件のうちで着工したのは——調べましてたつた半年ぐらいの間です、去年の十月からことしの五月です、そのたつた半年の間にこの六十件近い中の四十件くらいは、いやそれは着工しましたとか着工計画がおります、こういう報告になったのです。私は、事の真実よりも、そういうふうな指摘して半年もたたないうちにそういう大半を、実は着工の計画があったのだというふうなことを出して、そういう物の考え方に問題があるのじゃないかろうか、こういうふうな気持ちが出てまいりました。それが一点、それに対する御答弁。

それから、先ほど三年とか、こういうふうにおっしゃいましたけれども、中には十年も五十年も前に取得した未利用地があります。それだけを指摘すればこれは何にも問題が進みません。これは五十年五月に調べてもらった分です。見てください。これはほとんど「五十年着工」と書いてある。その前のものはもうほとんど何もない。これは「電話用」と書いてあるだけで着工とかないとか全然ない。そこで、一々それじゃ五十年前のものかどうか、十年前のものはどうかと聞いていきますと時間がありませんから、ただ、そういう未利用地の中には、細かくというか、実際見ていきますとさらにそういうものがあるということと、指摘して半年後には大半は着工したというふうなことになる、こういう問題。

それで、わずかに着工する計画があるということになれば、その着工する建設投資というのは五十年には大体何ほどになるのでしょうか。この四十件に近い「五十年着工」「五十年着工済」というのが出てきました。これの建設投資というのはどのくらいの金額になりますか。五十二年も出てきております、五十三年もあります。ですから、五十年が何ほどの建設投資、五十二年が何ほどの建設投資とわかりますか。

○長田説明員 まことに恐れ入りますが、現在資料を持っておりませんので、すぐお答えできるようにいたします。

○田中(昭)委員 それじゃ総裁に、いまの詳細はわからぬけれども、いずれにしろそういう方向にあることはわかります。五十年の十月に私が調べて指摘して、おおよそ六十件ぐらい出ましたね、それが半年後に全部着工するということになった。それは建設投資が過大投資であるというふうな言われても、その部分だけですよね、そういうふうに国民から見れば見えるのじゃないかと思えますが、いかがでしょうか。

○長田説明員 お答え申し上げます。

私、昨年先生から資料の御要求がございましてお出ししましたときには、たしかその現在で未利用地である土地を出せというふうな御指摘ではなかったかと思えます。それで、実はそのときには、その後の着工予定、利用計画等は特にお示しをしないで、先生の御指示のとおり資料をたしか出したのだというふうに承っております。それで、先生からまたお尋ねもございましたので、その後判明いたしました着工の予定について追加していろいろ御説明を申し上げたというふうに聞いております。

○田中(昭)委員 いま、施設局長のお答えもそのとおりだろうと思えますが、これはやはり先ほど別な方がお答えになった、三年ぐらい前に先行投資しているということと、十年も五十年も前に取得したものがまだ未利用になっているというこの問題はまだ残るわけです。

ですから、これは残してもう一遍繰返すに
尋ねますが、こういう未利用地が常識からは考
えられないような——いわゆる公社の先行取得に
しましても、三年か五年くらい前ならば買うこと
もあるでしょう。ところが、十年とか五十年もそ
のまま放置されておる、こういう適正な処理が行
われないことは、費用がむだに要ったということ
になります。ということは、その未利用地の固
定資産税相当額は公社は払っておりませんかと言
うと払っておるでしょう。払っておりませんか。
未利用であろうと使っておるものであろうとそ
れは払っておるはずで、払っておるのですが、
それじゃその土地に対しては、とにかく未利用で
あろうと何であろうとちゃんと交付金が交付さ
れ、その管理費も要るでしょうね。そうしますと
それはもう完全にむだな経費ですよ。そのような
冗費を当然削減してやらなきゃならぬものをや
らないという、そういうことを国民に判断を求め
るならばどういふことになるか。先ほど言いまし
たように、そういうものをちゃんとして赤字が出
るならば値上げをしない、こういう議論になっ
てくる、いかがでしょうが総裁。

○米澤説明員 お答えいたします。

確かに御指摘のような点があれば早急に処理を
いたします。実はこの問題はときどき定期的に、
たとえば三年に一回とかあるいは二年に一回と
か、全体を検討するようにやられているわけでご
ざいます。特にこのしの一には料金値上げを
国民の皆様が要望し、また法案を出していただく
以上、経営の姿勢を一層厳しくしろということ
を強く言って、各通信局でやらしておるのでござ
います。私もちょっといま資料を見ておりませ
んけれども、もしそういうものがあると思えば、直
ちに処理をするようにいたしたいと思えます。
○田中昭 委員長、まだ大分質問が残って
おりますが、もう三回も四回もこういうふうな御
要求があるのでありますが、どういふふうにし
ましようか。

いま、ずっといろいろ御答弁いただいたもので

も、私がいろいろ指摘したことは大体総裁も幹部
の方も認めて、むだなものは省こう、要らぬ経費
は削ろう、そういうことでございまして、それは
もういま明らかになったわけですね。ですから、こ
ういふことになりましたと、いま公社が赤字を埋め
るために、赤字を出しましてそれが料金改定の必
要額だ、こう言っておるものは、金額の多少にか
かわらず変わってくることは現実です。ですから、
その点についてはもう少し、こうやって質問も大
分残っておりますし——委員長、本当ですよ。こ
れはさつきやめた分ですから。データ通信とこっ
ちは料金の体系の合理化の問題。ですからきよう
は、物理的にももう時間も来ておりますから、最
後にもう一つ、それではまとめて総裁と大臣にお
尋ねして終わりたいと思えます。

先ほどから言いますように、サービスの低下、
アンバランス、そうして公社の社会的責任の欠如
といえますか、こういう現状は、総裁も大体いま
議論した問題についてはお認めいただいたと思
いますが、せんだってからの参考人の意見もその
うなことがございまして、六人の参考意見の中
には、四人は反対で二人の賛成者も条件つきでござ
いました。これはもう総裁も御存じのとおりでござ
います。値上げ賛成の立場であっても、無条件
賛成ではなく、いろいろな指摘しましたような
事項についてその根本的解決を見た上で、いわゆ
る条件つきでの議論もございまして、それを考え
れば、当然私は今度の値上げについては再考し、
撤回すべきではないかと思いますが、ひとつ総裁
と大臣の御所見をお聞かせ願いたいと思えます。
○米澤説明員 時間があれば詳しく申し上げま
すけれども、いろいろ御指摘ありました問題は早急
に処理をいたしたいと思えます。

ただ、今度の料金法案につきましては、すでに
六月一日ということをお願いしてありますし、現
在でもこれが延びていることによりまして、公社
自体の問題、それからまた関連いたします産業の
中の中小企業等にも重大な影響が出ておりますの
で、早急にこの法案の御審議をお願いしたいとい

うふうに思います。
○福田(黨)国務大臣 まことに貴重ないろいろな
諸点につきまして御指摘いただきました。御趣旨
に沿ってあらゆる工夫をこらして、サービス改善、
その他の点について全力を挙げてまいりたいと存
じます。

なお、今般の料金改定は、せっかく御存じのと
おり、どうしてもこれを今国会で成立をせしめな
ければ、電電公社の事業経営が決定的な打撃を受
ける、非常に深刻な状況でございまして、格段
の御理解と御支援をいただきまして、ぜひともこ
の国会で成立できますようお願い申し上げる次第
でございます。

○田中(昭)委員長 私はこれで質問をやめると言っ
たわけじゃございませんで、いまの総裁の御答弁
と大臣の答弁次第では、まだこれだけ減価償却の
問題とか料金体系の問題とか、それから先ほどの
データ通信の問題も全部残っておりますから、い
まの御答弁では大変不満でございまして、ですから、
これは委員長にお願いして、また別の時間を与え
ていただいて質問をするということで、きょうは
一応終わっておきます。ようございまして。

○伊藤委員長 同僚議員の御質問も次回に予定さ
れておりますので、その際にまたよろしくお願
いしたいと思います。

小沢貞孝君。

○小沢(貞)委員 質問順序等とまっております
ので、思いつくままに若干質問いたしたいと思
います。

今度の改定の中には料金体系を合理化しよう、
直そう、こういうことが全然含まれておらないと
思います。学者その他の参考人の意見を聞いたと
きにも、たしかどなたか学者からそういう発言が
あったと思いますが、遠距離はど割り高くなつて
いる。たとえば一区内の通話料は七円、それを
たとえば東京・福岡間千キロの場合には七十二倍
になつて、こういうことがあるわけでありま
す。昔は交換機がいて一々接続していた、こうい
うことでコストも高かつたからこういうことは

あながち否定できなかったと思うのだけれども、
最近では全く機械化されて、コストからいってこ
の料金体系はおかしいではないか、こういう問題
があるわけでありまして、これはいつか近いうちに
直そうとする意思があるわけでしょうか。

○米澤説明員 お答えいたします。

ただいま御指摘がありましたし、また参考人の
意見聴取の中にもそういう議論がございまして、
この問題は今後の問題として十分考えなければな
らぬ問題だと思えます。そういうことで、今回は
現在出している法案でお願いしたいと思えます。け
れども、できるだけ近い将来にこの問題は取り組
みたいというふうに考えております。私の方とい
たしまして、郵政省にこの問題をお願いしてい
きたいと思っております。

○小沢(貞)委員 これは遠距離を安くし近距離を
高くする、総体的に安くするだけならなおいいわ
けですが、したがって相対的には近距離は高い、
こういうことになっていくわけですね。そのときは
法案を出すわけですか。どういふふうにするわけ
ですか。

○遠藤説明員 これは具体的にはいろいろ方法が
あると思えます。たとえば夜間の割引というよう
な形でやります場合には郵政大臣の認可で済ま
す。しかし段階を減らし、あるいはいま先生おし
やいましたように最終的に遠距離を下げ近距離を
上げていくということになりますと、この法律の
別表を改正するということになりますので、現在
の法律体系から言えはまた法律改正をお願いしな
くてはいけません、こういうううあになります。

○小沢(貞)委員 法律を改正しなければならぬ
ということになれば、なぜこの機会に一緒にやら
ないか、これはだれが考えても当然のことだと思
うのです。遠距離の通話をふやすことは、利用が
多くなるから、したがって収入はふえる、こうい
う利点もたしか参考人が供述しておったような気
がするわけですね。今回上げておいて、またこの料
率を直すのも近く出そう、こういうわけですか。
○遠藤説明員 参考人のたしか法政大学の力石先

生がそういうことをおっしゃったと思うのです。これは遠距離を下ればそこへ通話が集中してふえるということをおっしゃっているのですが、これは統計的にそういうことは果たして断言できるかどうか。俗に言う薄利多売というのを先生はおっしゃって居るのですが、必ずしも現在の状況で遠距離通話というものが企業以外の面では、一般庶民としてはそうふえておりません、だんだんふえる傾向ではございますが、したがって、私どもとしては今日の財務状況を改善し経営基盤を確立する段階では、少しこれは危険が多過ぎるというので、いろいろ検討いたしました。今回は先ほど総裁申し上げましたように見送りました。そして割引制度を、夜間割引ですね、あの制度を少し延ばしていく、こういう過程の中で遠距離に一般の住宅電話なり庶民の通話が伸びていって、そしていわゆる薄利多売の状態がある程度自信ができた段階でやるのが筋じゃないか。その前に、もう一つは十三段階の縮小という問題もあろうかと思ひます。そういう問題も含めて次の機会に譲りたい、こういうふうくあいに思っておるわけでございます。

○小沢(員)委員 この法律改正がもし今国会で通った場合、実施するまでにどのくらいの期間が要するか知れませんが、たとえば十二月一日とか一月一日とか、基本料金は四カ月から三カ月ばかり、わずかな期間暫定的に五割で、来年四月に目いっぱい上がる、こういうふうになった法律案ですが、基本料金は今回分だけ上げておいて、来年四月分は全然切り離して、そのときにいまの料金改定と一緒に再提案する。そうなれば審議する方もまことにすっきりするし、いいのではないかと。この際、そういうことをお考えになりませんか。どうですか。

○米澤説明員 お答えいたします。ただいま遠藤総務理事も答えましたように、遠距離を下げてどのくらいトラフィックが伸びるかというのはいくらも、少し将来性の問題を見ないとわからないので、とても明年というわけ

にはいかないと思ひます。したがって、この問題は私たちがとても重要な研究課題だとは思ひますけれども、いまおっしゃったように明年というわけにいきませんので、やはりこれは少し先の問題として処理させていただきたいと思ひます。

○小沢(員)委員 これはちょっと脱線しちやうのだけれども、値上げの時期が来年一月一日なら一月一日といたします。そうすると、いまの法律の出し方だと、四月分だけ基本料金の値上げが半分であつて、その次に四月一日から倍になるわけですね。何か国民をだますみたいな提案の仕方なのだけれども、これを切り離して、来年料金改定をするときに、遠距離を安くするときに一回基本料を上げる、この方が法律の出し方としてはすっきりするのではないかと。だから、それを切り離す意思はないか、こういうことを言っているわけ

です。

○遠藤説明員 一つには、いまの遠距離通話を来年から安くするということとはちよつといふ考へておりません。いま総裁が申しましたように、いろいろなデータを集めてもうしばらく研究しなかつたという問題だと思ひますので、来年から安くするということは考へておりません。それから、基本料につきますのは、六月実施といふの時点とちよつと違つては、ここでお願ひいたしますが、私どもとしては、ここでお願ひいたしますときに三カ年間の計画を立ててお願ひをいたしておきます。したがって、基本料につきますのは当初から最初五割、昭和五十二年度から倍、こういうことであれをいたしておりますので、今日通話料と一緒にされれば確かにそういうお話もあるかと思ひますが、基本料にいたしましても五割、それから倍という法律の形を変えるのはお許しを願ひたい、こういうふうに思つております。

○小沢(員)委員 これは値上げ案を出して、政府の物価抑制策が何かで引込めたりしたことが、ある。われわれも説明を聞いたことがあるのだが、昭和四十九年ですか、前の案があつた。あのとき

には、使つても使わなくても一つの電話について二千元という案をたしか聞かされたような気がするわけですが、これがどうして基本料を上げようというふうに変わつてきたわけですか。そのいきさつをひとつ説明していただきたいと思ひます。

○遠藤説明員 あれは定額通話料という形でした。使つても使わなくてもというところになつて、二千元まではその中で使へる、使わなくても二千元はいたします、こういう案を定額通話料という形で政府に出したわけでありましたが、その案がだめなつて、先ほど総裁が答えましたように、昨年は諸般の事情から料金値上げそのものが見送りになりましたので、それは見送りになりました。今回も出し直しますときにその点も考えましたが、これは実はある意味では非常にいい案なんです、非常にわかりにくいという点が一つございします。

というのは、電話料金の体系は、基本料と通話料という二本立てでやつてゐるのは日本だけではなく、世界主要国ほとんど全部がそうでございます。そこへ、ある意味では日本独特と言えるかもわかりませんが、そういうふうなものを持ち込むというところについては、やはり国民一般の方々がなかなか理解しがたいのじゃないか、従来の基本料、通話料という形でいつた方がわかりやすいのじゃないか、こういうことで今回は基本料のアップと通話料のアップという形で出しまして、いまの定額通話料というものは公社から政府にお願ひします段階で変更いたしましたわけでございます。

○小沢(員)委員 私はこの席でたびたび申し上げてゐるわけですが、電報の赤字です。これは赤字のものを切ることを合理化につながるが、それに従事してゐる人のこともあるので、どうしても段階的にこれをやめていくという方法をいまから考えなければならぬのではないかと、こういうふうに私は考へるわけですが、

昭和五十二年ですか、第五次五カ年計画が終つてゐるころになると積滞もなくなる、もう電話の希望

はほとんど満たされる、そういう状態になればそのころからもう電報は廃止していくという方向をとらなければならぬのではないかと、私は素人考へてそう考へるわけですが、どういう方法でか、ある地域を限定するとか、電話の普及した地域をとるか、ある地域ずつ段階的に減らしていくということをしなれば、これに従事してゐる人の問題から大変な問題になつていくのではないかと。これはいまから具体的に考へなければいけないのではないかと。今度の値上げのとき電報をびしやつとやめさせれば、赤字二千億とか一千何百億と聞いておつたのだが、それだけでも浮くのではないかと考へるわけですが、私は電報は即時廃止論者です。しかし、現実としてはなかなかそうはいかないとするならば、やはりある年次を早々明示して、町村によつてはもう全戸に電話が入つてゐるところがあるわけですから、そういう関係の局から廃止していくとか、目標を定めて順次三カ年、五カ年計画で廃止していく、こういう方向をとらなければならぬのではないかと考へるのですが、どうですか。

○米澤説明員 お答えいたします。

いまの電報の問題につきましては、確かに御指摘のような点があると思ひます。ただ、これを実施する時期、その方法等につきましては、たとえば郵政省と一緒に、いまメールグラムというわけの配達郵便物がやる、アメリカの郵便公社とウエスタンユニオンがやつてゐるような、そういうメールグラムというののも一つの方法であるかもしれない。それからもう一つは、電報の場合には電話ではできない記録通信の面が残つておりました、特に中小企業がこの電報で相当記録通信をやつてゐる、こういう面がございします。ただ赤字だからといって、あるいは電報が普及したからといって直ちにやれない面もございします。したがって、いま御指摘のように、自動改式が終つて五十三年度の時点あたりでこの問題をどうしようかというふうなことを考へたいと思ひますが、メールグラムにつきましては

○松井政府委員　ただいま電電公社總裁からの答弁もございましたが、現在電報は年間に約四千五百万通でございますが、この中には、慶弔電報等もございますが、生活に直結した、「チキトク」であるとか、そういうたぐいの電報もあるわけでございます。そういうパーセントもかなりに上っておるわけでございますが、現在これを廃止するということは国民生活に対しても脅威を与えるというふうに考えておりまして、現段階で廃止するのは適当でないと考えておる次第でございます。

しかしながら、今後の問題といたしまして、公社の電話が全国的に相当の普及をし、そういった懸念がなくなる時代、あるいは先ほど申しましたように、現在郵政省あるいは電電公社等で検討いたしておりますが、電子郵便等、これにかわる措置が行われる段階になりますれば発展的に解消するということもあろうかと考える次第でございます。

○小沢(員委員)二つ質問したいんだが、五十三年の時点で考えると言わないで、いまから計画を立ててやっていったらどうか、私の言うのはこういうわけなんです。赤字で、もうこんなものはやめるにこしたことはないわけです。どうしても存続する理由として中小企業の記録性とかなんとかおっしゃっているんだけれども、そういうことはほかの方法で幾らでも賄うことができるのではないかと私は思うわけです。速達郵便でも出せるしどうにでもなるわけです。それがなくなればなくなつたで、それは対応ができるはずだと思ひます。だから、そういうこともあって、電話の普及した場所から実施する計画を立てて三力年あるいは四力年で廃止する、そういう計画をいまから立てるべきじゃないか、こういうことが一つ。

それから、これも参考人か何かで私も聞きか

○遠藤説明員 いま郵政省からも、公社の總裁からも答弁がございましたが、確かにおっしゃるように、私どもとしてすでにもう五カ年先ぐらいまでの計画は一応つくっております。そして、まず電電公社自体としてできる合理化といいますが、サービスの面でございますね、たとえば夜間の配達の問題。これは配達が一番あれでございます。

あるいは窓口の受付、人を使うところも窓口の受付でございしますが、一・一五五というのを、先ほどちょっとお話が出ましたようにだんだん統合していくとか、公社自体としてできるものはこの一、二年の間にできるだけやっていきたい。もちろん、これにつきましても労働問題が絡みますから公社の一方的なぐあいにはいかないかと思いますが、

公社自体としてやっていくようにしたいと思うのでありますが、最終的には、御案内のように郵政省に委託しております委託局の人員費と申しますか、電報業務という問題が一番大きな問題でございます。この問題につきましては、先ほど監理官もおっしゃいましたように、五十二、三年ごろに、わが社の自動化の計画が終わりました後で郵政省とやっていくように、いまからだんだん話を進めております。いつぞや先生から、ある地域、たとえば東京なら東京からやめたいいいじゃないか、こういうお話がございましたが、私どもは、そういう縦割りでやめていくことはむずかしいと思うのです。というのは、着信の局が東京でありましたも、そこへ来る電報というのは全国からくまなく参りますし、発信を東京にいたしましたも、今度は配達するのは全国どこでもございますからそ

夜間配産の問題あるいは一一五五の統合につきましては、公社だけでできる問題でございますからできるだけ早くやりたい、こういうぐあいに思っております。

それから、略号の問題は、私も参考人の御意見で伺いました。大変結構な御意見だと思います。

ただ御存じのように、略号は普慶弔電報にあったわけですが、それよりは、二%か三%であります。

やはり電報というものを残していく。最後に残るのは、そういう電話のない方々の間の通信の最低

限としての「チチキトク」というたぐいの電報、これについては略号を残しまして料金面でも考慮

する、こういうようなことを考慮すべきじゃないかと思ひます。ただ、あれは慶弔電報に使つてお

りました。慶弔電報というのは一種の儀礼的なものでございますし、これは公共料金という概念に

入り得ないものだと思つておりますから復活するつもりはございませんが、そういう形で、

いわゆるシビルミマム的な電報の最終のものには略号制度を使い、あるいはそれに対する料金も

できるだけ低廉なものでいけるようにしたい、こういうことをいま研究をさしております。

○小沢(貞)委員 時期は別としても、廃止の方向に向かつて研究しやう、こういう方向だ

けははっきりしたわけです。
それで、たびたび聞いてじきに忘れてしまうの

だが、これに従事する人が郵政省と電電公社で何人いるのか、それをどうように配置転換を

やっていく考えであるか、それをお尋ねしたいわけです。

○玉野説明員 具体的な数字、ラウンドでござい
ますが、公社側といたしましては、電報受付、中

わけてございますが、それでペイする方法が見つかれば、そちらの方で使えます。それから電報がほとんど減つてまいりますれば、私の方は加入者がどんどんふえておりますし、営業その他いろいろございますので、転用の余地は十分あると思っております。

○小沢(貞)委員 私は、どんな人がふえていつてしまつて、第五次五年計画が終わつて建設要

員が余ってくる、また電報を廃止する、こういうことになってくると配置転換で要員過剰みたいな

状態が出てくる、そのことを心配するわけです。そういう立場に立つて最近の要員の状況をお尋ね

したいわけで、私資料を持っていないので、この五カ年ぐらいでいいわけですから、ちょっと読み

上げていただきたい。絶対数はどのくらいふえてきたか、毎年どのくらい採用しているか、毎年ど

のぐらゐの減耗というのか自然退職なり定年退職なり死亡なりあるか、ちよつと五年ばかりをそこ

で読み上げてもらいたいと思う。

○玉野説明員 電報だけについて申し上げます

と、先般来も御説明申し上げたかもしれませんが、三十九年度の九千万通を最高にいたしました毎年

減っておりますので、電報の要員がふえるということはないと思います。

それで全体の要員でございますが、定員の増といたしましては、過去には一万人とか、こういう

ふえ方をいたしておりますが、最近では大体五千名程度の増員でございます。これは、五千名から

四千八百名とかいうふうには増要員というのは順次減つてまいっております。それから退職補充でこ

さいますが、これもかつては一人ぐらいござい
ましたが、現在では退職は六、七千人程度でござ

います。したがって、増員が五千名といたしまして退職が五千名といたしますと、採用は一万

名、こういうような方向になってまいるわけでご

ざいます。

それで最後にくだいようでございますが、先ほど申し上げましたように、電報の方は年々通数が二、三百万通ずつ落ちてまいっておりますので、電報の要員がふくれて後で落ちるという心配はございません。年々少しずつ減ってまいっているという状況でございます。

○小沢(真)委員 そうすると、補充が六、七千名で増員が五千名ということは一、万ないし一万二千名ずつ採用している、こういうことですが、毎年一万人ずつ採用しているということですか。だから、この五カ年ぐらゐ、絶対数の何万人、何万人というのを挙げて見せてもらいたいと思う。

○玉野説明員 いまの数字でまいりますと、大体五十一年度から五十三年度にかけましては、いま申し上げた一万人足らずの採用ということで推移するのではないかと考えております。

○小沢(真)委員 五年前くらいから、幾人減耗していき、どれだけふえた、絶対数はどれだけになったと、ちょっと読み上げてくれませんか。

○山本説明員 ただいまの御質問に対して、四十五年から絶対数をお答え申し上げますと、四十五年が二十七万三千、四十六年が二十八万二千、四十七年が二十八万八千、四十八年が二十九万八千、四十九年が三十一万四千、五十年が三十一万七千五百、こういうことでそれぞれの差が毎年の純増数になるわけであります。ちょっと数字が出ておりませんが、大体七、八千人くらいが純増数でございます。

○小沢(真)委員 この人件費の割合はだんだんふえていて、三十何%になっているが、人員の増の割合に従って大体ふえているでしょう。

○山本説明員 ごく最近の時点における人件費の割合は、総支出に対して三三・五%ぐらゐ、三四%を切っております。最近ふえておりますのは、要員の増というのむろん影響いたしておりますが、それ以上に、昭和四十九年の三〇%近いベアスアップによる影響というものが非常に大きく人件費率のアップに影響してあるというふうに考え

るわけであります。

○小沢(真)委員 第五次五カ年計画が五十二年で終わって、積滞がなくなる、こういうことになれば、建設工事がずつと減ってしまうわけでしょう。それから、いまの電報の問題もある。また、合理化もしなければならぬ。たぐさんの問題があるが、やはり問題は、人をこんなふうにしていてしまつていいか、こういうことだと思ふ。もう三十一万七千、この十年ばかりの間に倍増するほどふえてきているのだが、こうしてふやしていつていいかという問題に私は大変疑問を持つわけです。これは採用を抑制するなり何なりして人をふやさぬ方法、そういうことを考えなければいかぬのじゃないか。基本的にはそう思うのですが、どうでしょうか。このふえ方を見ると、私は大変な事態だと思うのです。

○米澤説明員 お答えいたします。

ただいま御指摘がありましたように、公社全体といたしまして、能率的经营をするという点から、人件費の問題は非常に重要な問題だと思ひます。ただ、マクロ的に言いますと、独占企業でございますから、日本の中ではほかのものと比較するわけにいきませんけれども、外国の例と比較してみますと、むしろ日本はアメリカにはば匹敵する、そして、ヨーロッパの西独、フランス、イギリスよりも日本の方が、これは電報も含めて生産性が高い、この事実は一応御理解願いたいと思ひます。

ただ、これからだんだん電話の積滞が解消した後でも、しかし、日本はまだ人口増がございますし、それから核家族化も進むということになりますと、やはり電話は二百から二百五十万の間は毎年ふえるのではないかとふに思ひますので、電話の普及がゼロになるわけではありませぬ。やはり相当な数がある。しかし、確かに御指摘のように、人の採用というのは十分慎重にするようにしたい。先ほど営業局長が申し上げましたように、この三年間の人の採用数も、いままでのようにはふえないというふうには思っておりますが、

ただ、まだ郵政省から、自動化することによって配置転換問題が起こりまして、その人を私たちの方で受け入れるというところがございますから、こういうような面の増加というものは当然起こつてまいりますが、全般的には積滞解消後におきましては、確かに要員の増加というものは大分様子が変わってくるのじゃないかというふうに思ひます。

○小沢(真)委員 私が見てもらつてびっくり仰天したのだが、いまでもそういうことをやっているのかどうか。修繕部門があつて、電話機あるいは交換機の修繕をやつていた。そういうものはまだやつてはいるわけですか。

○三宅説明員 かつて、確かに先生おっしゃいますように、機械類の修理を工場で行つておりました。現在は工場外注をいたしております。修理は全部外注をいたしております。

○小沢(真)委員 続いて、保守に従事している者は、概略言ふとどのぐらゐの人員になるわけでしょう。これは私の質問が素人の質問だから、適当な分類でお答えをいただければいいが、第五次五カ年計画で、建設に従事する者、保守に従事する者、営業に従事する者、その他管理部門というのですか、そういう分け方で大別すると、どういうぐらゐになつて、どのぐらゐの割合で従事しているのでしょうか。どういふ分類の仕方がいいのか、私の聞きたいのは、保守にどのぐらゐ従事して、建設にどのぐらゐ従事して、営業にどのぐらゐ従事しているか、少なくともそういう割合を聞きたいわけですが。

○玉野説明員 五十年で申し上げますと、保守要員が約十三万五千ぐらゐでございます。それから通信局とか本社とか管理共通でございますが、これが約二万五千でございます。それから建設勘定、いわゆる建設工事等に従事しておりますのが約二万四千程度でございます。それから、営業関係に従事しております者が全体で約十二万程度でございます。これは数が多いうように見えますが、実はこの中には運用が入つておまして、いわゆる

るオペレーター、それから度敷計を見るとき、そういうトラフィック監査をやる要員がございまして、これがそのうち七万ございまして、したがうして、純然たる営業要員をいふと、これは三万五千人ぐらゐになつてまいります。

○小沢(真)委員 保守に従事する者と営業に従事する者、これが圧倒的多数になつておるわけですが、営業というのはこういうのも入つておるわけですか。たとえば、私たちの家にプッシュホンを買つてくれないか、こういうふうにつけてくる人がいるが、そういうのも営業の中に入つておるわけですか。

○玉野説明員 そういうセールスマンも営業の中に入つております。

○小沢(真)委員 これは電電公社でどうしても売らなければいけない仕事ですか。だれかに販売させてはいけないのですか。どのぐらゐのうちに売らなければいけません。これは公社の職員が売らなければいけないのですか。

○玉野説明員 先生のおっしゃるところは私も大体見当がついておるのですが、確かに電話局の所在地からいまして、そういうセールスに向いておるようなところに営業があるわけじゃございませんし、営業につきましても、責任は公社が持つけれども、あるいはいまおっしゃつたような委託的な販売をやるという形で、直営の人間を少なくしていくという道は今後私どもも考えなくちゃいけない点で、現にいろいろ計画しておるわけですが。

ただ、こういう点はあると思ひます。たとえば、都会ではそういうことはできませんが、今度は逆に田舎に参りますと、営業的に成り立たないものですから、そういうことを引き受ける人もないし、ほつておきますと、同じサービスをやはり田舎ではできないというところはやはり直営でやらなくちゃいけないのではないかと、直営というか、公社の人間が参りまして、ですから都会と田舎も違ひますが、確におっしゃるようなことは従来

これはみんな独占企業で、公社のマークをつけた人間がやらないと何か悪いようなことを言っておりましたが、こういう点については今後経営の合理化という点から相当思い切った制度を改革して、まあ俗に言えば一台売って幾ら手数料を払うという形でやっていく道を研究して、一部は今年度あたりからでも実現してみたい、こういうぐあいだに思っております。

○小沢(員)委員 それじゃブッシュホンを買った、あの営業をやっているのは、一部は民間に任せてやることをとしかからやるわけですか。はい、わかりました。そんなことは私は高給取りの電電公社の職員がやらなくていいんじゃないか。何万人いるか知らないが、そういう者を、やはり電電公社だかどういいう人だか資格のある人に売らせる、それを管理、監督する、こういうことでしかるべきだ、こう思うわけです。だから、としかからやるというならばひとつその方向で、私は、要するにこれに人を一万人も一万五千人も採用するのをやめなさいと、こういうことなんです。

それから料金の徴収も公社の人がやっておりますか。これは何人ぐらいやっているか。この営業の十二万人のうち、料金徴収を直接やって回って歩いている人は幾人いるか。

○五野説明員 先生御承知のように、請求書は私の方で発行いたしますが、料金を納めていただくのは郵便局でも銀行でも全部よくなっております。ただ、一部納期を過ぎますと督促の關係がございますので、一部ある一定期間おくれますと電話局へ納めていただくというふうにいたしておりますが、もうほとんどは銀行、郵便局で納めていただいておりますので、その料金を受け取る事務だと思いますが、これは公社でなくてほとんど外部と、こういうふうにお考えいただいた方がいいと思います。

○小沢(員)委員 この前聞いたのは、たしか自動振り込みが七五%、こう聞いたが、そうですか。これは一軒一軒徴収に行くのがあるわけですか。

何%ぐらいで何人ぐらいそういうことに従事しているわけですか。

○川崎説明員 お答えいたします。

ただいまの中で料金関係の人が、発行、集計とかそれから自動運用の調査とかいろいろな概念で入れますと一万七千人おります。それで、特に収納関係となりますとぐっと少なくなりまして、先ほどちょっと御説明いたしました発行とか集計が八千人とか自動運用が三千人といいますが、そういうのを引きますと、あと数千人、五、六千人というものが窓口におつて、収納関係とか消し込み関係をやるといふことでございます。

それからいま七五%が銀行等のあれに入るといふ、銀行振り込みと申しますか、入っておりますが、または郵便局の窓口とかそういうところに入るわけでございます。

ちょっと細かくなりますけれども、大体納期を過ぎて二十日ぐらいたちますと、通常御承知のように通話停止というのをやるのでございますが、その時点ぐらいたちますと、もう未収金というの是非常に少なくなります。このごろの統計を見ますと、全体で二十億ちょっと、二十五、六億でございますが、納期を過ぎて一カ月ぐらいたちましたものはもう二十億程度の未収金である。それを、通話停止をとんどんかけて、電話督促等をしていまして、さらに落ちまして、もうその半分以下になつてしまつていく状況でございます。

○小沢(員)委員 私は未収のこととはまた後で聞きたいと思つていますが、人が幾人従事しているか。たとえば電力会社は、自分のところの職員では集金をしていないわけですか。公社みたいなお役所は自分でやっているか、それは幾人やっていくか、こういうわけですか。だから、そういうものは電力会社みたいなにはかに任せられる余地があるんじゃないか、こういうことを言っているわけですか。

○遠藤説明員 わかりました。料金の事務と申しましても、度敷料を撮影する段階から始まりまして、請求書その他を入れたら、いま兼管局長が答えましたように、一万数千人お

ります。そのうち、かつては御案内のように料金を納めるのは電電公社の窓口かあるいは郵便局だったというのを銀行に持っていってただけで、大分ふえるべき人が減つたと私は思うのです。しかし、さらにたとえば度敷料の撮影ですとか請求書の発行事務ですとか、あるいは私どもは集金はやっておりませんから歩く人はいませんが、督促だとか、そういうのをよそに任せれば、いわゆる電電公社の職員は少なくて済むんじゃないか、こういうことをおっしゃつておられるのだと思つてござ

います。しかし、この問題につきましては、これは先ほどの委託販売の問題もそうなんですが、私どもが責任を持つてやるという関係で、郵政大臣の御認可をいただいてやる問題であります。私は、この料金の問題につきましては、今日の段階で、先ほど公明党の田中先生がおっしゃいました、ああいうような苦情がいろいろ出ている段階で、これを外の人の手にこういう請求とかあるいは督促とか——督促というのはいわゆる通話停止に關連いたしますから、そういうことをよそに任せるとは、いまの段階では少し早い、やはりこれは、公社のいまの料金の問題が非常に重要な問題になつていく段階では、少し早いんじゃないかと思つた。

ただ、それだからといって、人を節約する余地がないわけではございませんで、たとえば一カ月ごと請求しているものを二カ月請求するとか、あるいは前払い制度をして、基本料あたりについては割引をしてでも一週に、たとえば会社なんかはもう年間でも一回に、たとえば少額の割引でもいいと思うのです。ですから、そういう料金の制度そのものについて郵政省の御認可さえいただければ、そういう面で人の面は相当助かる。そういうことは私どもは郵政にぜひお願いをしたいと思つて、いま私どもの案をつくりつつ郵政と折衝しておりますが、その請求事務、発行事務あるいは督促事務というものをよその人に任せるとは、いまの段階ではやはり控えるべきじゃないか、もうしばらくしてからではないか、私はこういうぐあいに思っております。

○小沢(員)委員 郵政省の認可さえあればやろうと言うから、いいことはすぐやった方がいいと思ふ。NHKは、一年分納めれば幾ら割引、半年分納めれば幾ら割引とあるわけですか。だから、そういうことを極力合理化して、その間の金利をどれだけ割り引くかということはまた計算すればいいわけですから、それは郵政省、やる意思がありますか。直ちにできることはやった方がいいと思ふ。

それからいま一つは、督促事務。電電公社の職員は四時になればもう集金に行きませんから、それが民間にやらしてもらえないかという、逆のことなんです。後は課長かだれかしが残つておらぬで、だれもやってくれないから、昼間休んでいてどうしようもない。夜うちへ帰ってくる。そのときは電電公社の人は四時から仕事をやらぬ。残つてゐる人は課長かだれかだから、そういうことがちつとも収納に役立たないから、むしろほかの人に任した方がいいんじゃないかと、逆な意味から言っているわけなんです。

○遠藤説明員 先ほど申し上げましたのは、収納事務あるいは督促事務全体についての話でありまして、いま先生から御指摘のありましたのは、そのうち時間外ですとか、そのほかたたとえば土曜日、日曜日というのが、週休二日になりますとやはり料金を納められたりする機会が非常に多日になつてまいります。そういう時期につきましては、あるいはそういう時間帯については確かにそのままそこで受け取つて翌日公社へそのまま封印でもして持つてくる。間違いないようにする。こういう道は考えなくちゃいけないと思つた。これは現在研究中であります。

具体的に申し上げますと、非常に忙しいところで、たとえば銀座のようなところですね。例が悪いかもわかりませんが、銀座は大体五時過ぎにお客さんがお金を持つてくるのが多いわけですから、銀行も閉まつておる、電話局も閉まつておる。そのときにどこかでともかく料金を受け取つて、月曜日までして、月曜日に電話局へそのまま持つてきてもらうというのを、ある機関、信用できる機

関に頼む、こういうようなことはいま研究をさせておきます。そういう時間帯あるいは場所的にそういうものは考えて合理化をしたい、こういうふうに思っております。

○小沢(貞)委員 それじゃ、郵政省聞いていないからもう一回。

NHKの料金は一年分全納すれば割り引く、半年分全納すれば割り引く、電電公社のもそういうようにしたならばせめて収納費、金利負担、それぐらゐのものを割り引いて全納できる制度を、これは郵政省さえ許可すればすぐできる、こういうわけ。そういう合理化をすぐできることだからやらないうか、こう言っている。

○遠藤説明員 これは小沢先生、誤解があるといけません。私どもの方で郵政に認可を出しておいて、郵政がなかなか認可をしておらぬというのではございせん。いまこういう問題につきましては私どもの方でまず研究をいたしまして、こういうことで郵政省に認可を求めるといふその前段階のところをいま研究しております。恐らく、私はそういうものを合理的に持つていけば現在の郵政省は必ず認可をしてくださると思っておりますから、いままだ持つていないのにそういうことは……(小沢(貞)委員「それではいいつ持つていくか、それを聞かせていただきたい」と呼ぶ)ですから、これは今年度中にやるといふことで、実は私どもの方の毎年の事業計画の中に織り込んであります。

○小沢(貞)委員 それじゃ、それは持つていったら郵政ですぐ許可してもらおう、いいですな。大臣、後はどうも答弁していただきたい。

それから、保守に従事する者十三万五千人、こういうわけですね。これは保守の何かできるようなある会社にやらせて監督をする、みずから保守をする、そういうぐあいに分かれていますが、分かれていないならば人員その他を聞かせてもらいたいです。

○植田説明員 お答えいたします。保守の従事十三万人のほかに、私どもすでに開

通工事とか移転工事とか、私どもでサービスオーダー工事と言っているわけですが、そういう加入者の宅内への工事、それからもう一つは離島、僻地等の障害修理、そういうことについては外部の方にお願いしております。サービスオーダー工事でも申ししますと、全体の件数の半分ぐらゐは外部の専門の方々に作業をお願いしておりますわけでございます。

○小沢(貞)委員 これも人員が絶対増一万何千人もふえていくから私は言うわけで、こういうものももつと、たとえば保守公社というものでよろしい、電電のOBの人が先に立ってやるのもよろしい、あるいは民間会社の適当な資格ある者にやらせてもよろしい、もつと電電公社の職員みずからやらないうでやる方途というものを開いていくことをお考えにはなりませんか。

○米澤説明員 お答えいたします。この問題は研究問題として、いま直ちにここでいいますのは、一つこういう問題がございまして、これはたとえば土曜、日曜のいわゆる休日のようなときにどうするかというところがございまして、いま直ちにここでどうしようといふことを申し上げかねます。ただ、先ほど保全局長が言いましたように、現在の保守の中でもいわゆる諸負会社等に相当いろいろお願いしている点もございまして、これは形は公社がやっておりまして、いわゆる契約とかいうことでやっておりますので、この辺はどういうふうに全体を整理していくかというふうなことを考えております。

○小沢(貞)委員 私はその絶対増というものをなるべく少なくしていかねば将来困るんではないか、こういう立場から言っているわけですね。ですから、保守にしても絶対増をしない、なるべく下請あるいはOBの人で小さい公社をつくつてもよろしい、そういうことで外注をしていくという体制を整えていく、これは民間会社みんなやっていることなんだから。大コンビナートへ行つ

たつて、その保守は自分のところの職員がやっちゃいけない。これは別会社の人をみんな下請でやっていると。それと同じことを電電公社はできないはずはないと思う。一万何千人ずつふやしてい

くその体制では私は将来行き詰まると思うので、少なくとも漸新的にそういう移行の道を考えていかなければいけないのじゃないか。

いま一つは、管理体制二万五千といふ聞きまし

た。これはかねてから私は主張しておつたが、電電公社は技術革新の最先端に在るわけでありま

す。何で通信部、通信局、この二段階を設けなければいけないかというところについて最初から

私は疑問に思っているわけですね。多少の権限その他はあるにしても、たとえば私の方の信越電通

電局のそのすぐ下に長野電通通信部がある、新潟電通通信部があるわけですね。だから、局という段階をやめるか、部という段階をやめるか、少なくともいまのお役所の体制というものはみんなそう

なっている。大蔵省しかり、通産省しかり。そう

なっているが、技術革新の最先端に在る電電公社は率先をして三段階制を二段階制にして十分対応できるんじゃないか。これは私は管理部門に二万五千人も三万人も使わないで済むような、これも漸進的にやらなければいけないと思うから、そういうことで管理部門の人も少なくすることができ

るんじゃないか、こう思うわけですね。これは再三にわたる私の主張なんです、研究してみませんか。

○米澤説明員 お答えいたします。確かに信越電通通信局あたりから見ますと、あるいは北陸とかから見ますと、あるいはそういう問題が起るかもしれない。この問題は今後五年計画が終わった時点で確かに公社の経営そのもの、公社の自主性の問題もございまして、それ

からそういう能率経営の問題もございまして、それ

余り研究研究と言つて申しわけないのでござい

まなくて、地域差もございまして、公社の自主性、それから地域差、そういうこともあわせて研

究させていただきますと思ひます。

○小沢(貞)委員 それで、建設が二万四千いて、第五次五年計画が終わつたらこの人員をどうする

か、こういう問題も出てくると思うのだが、私は安易に先ほどのようにふやしているその安易な

経営体制、これは民間ではとうてい考えられない

こと、本当ですよ。民間ではこんな安易な経営体

制なんて全く考えられない。だから私は異常だと思つて

いるのです。だから、民間が努力してあれだけ合理化をやっているというところまでやれとは私は言わねが、少なくとも管理体制、建設部門が終わつたらどうする、営業だって私が申し上げたようなこと。電力会社はみんなほかの人が集金をして

いるわけですね。みずから保守しているところはないわけですから、ある一部は直営でやつて、ある一部は保守公社でも何でもよいと私は思ふ。考え方はいろいろあると思ひますから、民間にやらせるか、OBなり何なりに公社をつくらせてやらせるか、いづれにしても直営部門と三部門でいいから、それがどれだけどつちが能率が上がるかという競争関係に置くようなことをするなどしてこの人員をふやすのをとにかく、将来合理化で減らさなければいけないという時期が来るんじゃないかと思ふから、そのことをいまからはっきり目標を立てて、ふやすべき人員を、一万何千人もふやしていくという安易な経営体制というものに徹底的にメスを入れなければいけない、こう思うわけですね。そういう意味においては、私は最後に言おうと思つていたんだけれども、もつと民間人なり何なりがこの公共企業体の経営についてメスを加えるような、うちの春日委員長が本会議で言つていたんだけれども、ああいうようなどこかでチェックするものがないと安易な経営に私はなつていくんではないか、こう思ひますから、この人員を安易にふやしていくことをやめなさい。これに対しては根本的なメスを加えて、方法を講じなさい。どうでしょう。これは郵政大臣もひとつそのことは真剣に考えてもらいたい。先ほどの答弁と一緒に。

○福田(憲)國務大臣 電電公社の業務の合理化、近代化については全く同感でございます。まだ就任日浅くして具体的な確信は持てませんけれども、いままでのやり方で果たしてやっていけるかどうか。具体的に申しますと、法的にも委託業務は認めておりますけれども、広い意味の委託範囲を広げるということも趣旨として賛成でございます。

同時にまた、先ほど電報の問題も出ましたけれども、私個人の考えとしては、大体三年をめどにこうした時代おくれなシステムは変えるべきじゃないか。技術革新の時代でありますし、恐らく後ほど専門家の意見も聞いて、公社側ともよく検討をいたしますが、ほぼ三年をめどにして、コンピュータの発達した時代ですから、いままでのような電報システムを、利用者が激減しておりますし、いま直ちにああいう方法を廃止することは早急でございますけれども、これは時代の進展、技術の革新で当然改変すべきであると考えております。すべての点にわたって、合理化、近代化を具体的に取上げて検討いたしております。

○小沢(貞)委員 いま私が申し上げたような、ふやすのは余りふやしていきな、一部ずつは合理化をしてやっていけ、こういうことに対して、つまり内部の意思統一、たとえば労働組合との話し合い、そういうようなことについては意見の一致を見られませんか。

○遠藤説明員 人をふやすな、あるいは現在まであった機構を見直せ、こういうことは小沢先生が本日言われます前に、実は三年ほど前からわが社では総裁、副総裁から御下命があります。どういう形であるか具体的に申しますと、人は三十万以上ふやすな、まあ三十一万になつてしまいましたが、三十万以上ふやすなとか、あるいは民間の力をもっと活用せよとかそういう形、あるいは通信部、通信局の機構、それに最近都市管理部という機構までできましたから、そういうようなものが、歴史的とは言いがたがそろそろ見直すべき時期ではないかということで研究せよということ

を突は二、三年前から言われておるわけです。それで、私もその線に従って、たまたま小沢先生の御意見と全く一緒の御指示をいただいておりますわけですから、いろいろ考え、また一部少しずつ実施しているところもあるわけです。最終的に人をふやさなければ困るということは組合も言っておられぬと思ひます。むしろ全体的にみんながある程度の均衡のとれた形で働くということが望ましい姿でありまして、場所によっては非常に遊んでいられる人がいたり、非常に忙しい人がいるということとは、むしろ組合としてはあれじゃないかと思ひますので、現在の労働組合のレベルという失礼ですが、一つの計画をもつて組合と誠意を持って話をすれば基本的にはわかつてもらえる、私はこういうふうに思っております。

○小沢(貞)委員 そういうことと関連して、総裁以下経営陣は国会に向かって料金を上げてもらいたいという提案をしているわけです。ところが、自分のところの従業員はそれに賛成をしていますが、言うならば、労働組合はそれに賛成をしていないのか反対をしているのか。さらにつけ加えて、自分のところの従業員は賛成させ得ないようなものが、国民に向かってどうやってこの値上げに賛成を要求することが出来ますか。従業員はどういう考えですか。

○山本説明員 お答え申し上げます。たしかこの前の委員会におきましても、小沢先生から同じような質問があつたと思ひます。私どもは公社の置かれた財政状況の現状というものを十分労働組合にも説明をいたしました。またこれをどうやって改善をし、財政基盤を確立していくかという点についても労働組合の理解を得るために、いろいろ説明をしてまいっておるわけでありました。

組合は本年の全国大会その他におきまして、収支相償うというたてまえを堅持しながらも、大衆負担の増大にならないように、あるいはナショナルミニマムの確保といったような点について労働組合の考え方が財政基盤の確立の方途の中に十分

反映されるようにというようなことを、組合の大会の論議の中で説明しておるようであります。

先ほど申しましたように、現在の財政状況がいかに危殆に瀕しておるか、あるいはこれをどうしていくかということをお社として十分説明をいたしておりますので、労働組合は労働組合なりに理解を深めてもらったものというふうに私どもは考えておるわけでありました。

○小沢(貞)委員 いまの説明は、何のことか私にはよくわからない。簡単に言えば、これは値上げしてもらわなければ困るから値上げに賛成、あるいは反対、修正すべき、この三つぐらいな意見しかないけれども、一体どれか、いまの説明ではよくわからないわけです。総裁、これは明確にしておかなければいけないが、国民に向かって値上げをしてもらいたいというならば、三十二万の従業員全体がそのつもりになって国民にお願いをする、これがあたりまえのことだと思ふ。自分たちが努力しても、これだけ以上は料金値上げによらざれば給料も上がらなければ、経営がやっていけないという、その経営のあり方というものを従業員に説明して、従業員が納得して、それはそうだが、こういうすっきりした気持ちになつて国民にお願ひするの、私はあたりまえのことだと思ふ。

ところが、いまちょっと私は労働組合の運動方針を持ってきて見てもらつたばかりなんだけれども、要するに合理化反対の闘い。合理化反対ということは、文字どおり解釈すれば非合理賛成でなくして、労使双方が一致して合理的なものを追求しなければならぬ、これは私はあたりまえのことだと思ふ。

ところが、その中をちょっととそこで見てもらつただけけれども、こういう異常なことが書いてあるのびっくりしているのです。重点施策等に対するとりくみ、事業運営方策等に対するとりくみを次に一層強化します。(1)公社の業務改善成果発表会は、私たちの全面非協力の闘いにより多くの地方で参加者ゼロの状態をつくり出し、

まさに形骸化したものとなっております。このような闘いの成果をふまえ」とこう書いてある。私は、これで国民に向かって従業員の人を値を上げてもらいたいと言え、か、こういうことです。

業務改善成果発表会、これは業務の成果の発表ですから、これは職制がやるべきことで、従業員は、発表会にこの職場はみんな来いと言え、やってこなければいけない。主任以上集まれと言え、集まらなければいけない。これは一体だれが管理をしているか。こういうことにさえとらざるを得ないような、べつ見ただけですから、これが全体かどうか知りませんが、全体を見るとき、こういう反体制運動の運動方針のように私には見えるわけです。

その下をもうちょっと読むと、これは断片的にとれば全体の意味があるいは誤解があるような読み方になって、悪い点があるかもしれないが、その次の段には、「公社の事業運営方策については、これまでのとりくみをさらに強化発展させるため本年度の施策を具体的に把握しその問題点と特徴点を洗い出し、各級機関一体となった具体的追及を強化し目標による管理施策形骸化の立場からとりくみます。」この意味は私もよくわかりませんが、三十何万人の従業員がこれを見て、管理施策の形骸化のためにやりますとか、業務改善成果発表は私たちは全部参加するな、参加者ゼロの成果を挙げましたとか、こういう内部のことができないで、外に向かってどうして料金を上げてもらえぬか。生産性向上にみんな従業員が取り組んだ、そしてその結果なおこれは上げてもらわなければならないという、三十二万の従業員が一体となつてやった成果の上に立つて国民にお願ひをする、こういう体制でなければならぬのではないか。

これはもう経営姿勢の基本問題だと思ひます。労働者は経営者の顔である、経営者の顔は労働者の顔である、これは間違いない。この経営姿勢というものについて私は基本的にお伺ひしたいわけですから、米澤説明員 お答えいたします。

個々の問題につきましては、ちょっと私よく読んでおりません。ただ、電電公社と労働組合との関係でございすけれども、すでに自動化につきまして九九%まで自動化したというこの実績、また技術革新におきましても、世界の最高レベル、ないしヨーロッパに比ばましても、日本の方が技術成果、技術革新を経営に取り入れたというこの実績というものは、やはり労働組合が理解と協力を示したという結果であると思ひます。とにかく配置転換でも十以上の配置転換をやりましたし、それから九九・二%まで自動化が済んでここまで来た。確かにいろいろな表に出ていることそのもので、あるいは記事に出ていること自体がどうということではなくて、結果的にはとにかく九九%まで自動化にしたという事実は、やはり労働組合の、立場は違ふかもしれませんが、理解と協力があつたという証明ではないかというふうに思ひます。したがって、今度の問題につきましても、理解は大分去年とは違つてゐるのではないかと、うふうに私は思ひますが、具体的にはいまの問題につきましても山本総務からお答えさせます。

○山本説明員 たいだいま先生が読み上げられましたパンフレットは、恐らく全電通の全国大会用の議案書だと思ひます。先生も十分御案内のように、そういった大会の議案書等の表現なり何なりというものは相当労働組合流に書いてありますものから、実態と表現がそのまま受け取られるということについて多少問題があるのではないかと思ひますが、その中に挙げられました事業成果の改善発表会と申しますのは、いろいろ現場等で考察、改善等をした成果を持ち寄つて今後の事業改善に役立てようということであつたと前からやつておつたものでございすが、そういったものをやる過程において、労働組合の立場からいたしますと、それが職場の作業環境あるいは作業労働力の多寡といったような問題とも関連するんだといったような観点から、公社当局といふ議論を交わしてきておる経過のある問題でございす。いろいろ論議をいたしておりますが、一定の見通しのもとにそういった問題も解決の方向を見出し得る段階に達しておると考えるわけでありす。

その他の問題につきましてもいろいろあります。要は、先ほど総裁が答弁なさいましたように、私どもの事業は技術革新というものを柱にいたしました事業の近代化、合理化というものが事業成長の宿命であり、また、それなくして事業の拡大というものはあり得ないわけでありす。これをやつていく過程におきましては、それに従事する大ぜいの従業員の労働環境の変化あるいは職種転換、配置転換といった問題が生ずるわけでありす。第一次五カ年計画実施以来、そういった事業の計画内容、まあ設備計画の事前協議と称してありますが、こういったものを十分労働組合に説明をしながら円滑に労働問題の解決をしていく、そういった新しい技術の導入その他が事業に及ぼす効果あるいは労働条件に及ぼす影響、こういったものについて説明をしながら組合の納得を得て多数の十万人近い配置転換を実施することができたわけでありす。現在の自動化がほぼ一〇〇%近く完了したしておりますのもそういった一つの成果だろつたというふうに考えております。今後の労働関係につきましても、いままで以上により近代的な、より安定した労働関係の確立ということ念頭に置いてやつてまいりたいというふうに思つております。

○小沢(真)委員 労働関係のことですからわれわれは国会でこれ以上いろいろ言ふとはいたしません。私たちが常識的に考えて、全従業員がこれだけ能率を上げるために一生懸命をやつた、だからもうこれ以上は限界だから上げてもらいたい、それぐらいな労使三十二万人のコンセンサスが得られるような体制でなければならぬ、こういうように私は申し上げたいわけでありす。民間会社等においては、よほどイデオロギッシュな左巻きの組合でない限りは、生産性向上には労使共通の広場として取り組む、その成果配分について

は大いに争う、そういう割り切つた二面性を持つてちゃんとみんな取り組んでいるわけですから、どこだつてそんなんですから、これはそういう立場でもつて労働関係というものを考えていかなければならないのではないかと、こういうふうに考えるわけでありす。われわれが料金値上げ反対だから——われわれ実際のところは無理ない点もあると思う。上げなければ、これだけの間やつてきたから。ただ、われわれが見て言うことは、全従業員打つて一丸となつて能率を上げる、生産性向上のために努力したというその成果を私たちは見たわけなんです。民間じゃみんなそういうふうによつてゐるわけですから、そういううまいにひとつてお願ひをしたいわけですが、それについて私は経営者はやつぱり経営者なりに従業員を教育しなければいけないと思ひます。その教育というのがどういふようになされてゐるか。経営者として、総裁は局長を集めて教育しなさい。局長は部長を集めて教育しなさい。部長は主任だか係長を集めて教育しなさい。電電の経営方針はこうだ、能率を上げるためには、国民に負担をかけるのだから、こういうことをやつていかなければいけない、そういう最高責任者の意思というものが主任だか係長だか係長だか末端の経営者まで通るような教育というものをやつてゐるかということ。私は教育が大事だと思ひます。それをやつてゐるかどうかということ。私は、違法なストをなすために、合法的な運動でなければいけない、法律を守れという単純なそれだけの教育でいいと思ひます。値上げを国民に要求するからには私たちもえりを正して能率を上げなければいけない、米澤総裁の経営方針はこうだ、経営委員会の方針はこうだ、そういうことが末端までちゃんとできるような教育システムができてゐるかどうか。これは山本さんか、だれが答弁してくれるか。

○米澤説明員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、電電公社のいわゆる生産性といふは、これはヨーロッパ、フランス、イギリス、西独に比ばましても日本の方が進んでいる、それからまた、アメリカのA.T.&T.とほぼ同じだということ、日本の中で比較する企業はございせんので、それができればいいのでございすが、その点は私は御理解願ひたいと思ひます。それから、もう一つは、自動化というものは、ずいぶんこれまで公社の中で激しいトラブルもありましたけれども、とにかく九九%まで行き、配置転換も十万人までやつたというこの事実はやはり認めていただきたいと思ひます。また、技術革新そのものも、やるといふても、これは結局、ただセオリーがあつただけで技術革新ができるわけではないのでありまして、やはり職員が訓練を喜んで受けて、そして技術レベル、技能レベルが上がつて、それを受け入れて技術革新ができたというわけでありす。それから、たいだいま私の経営上の考え方が通つてゐるかどうかということにつきましては、管理者訓練、これをかなり強化しております。訓練の中でいふゆる教育訓練というものが学園でやつておりまして、まず管理者に徹底しなければいけない、その点は、電電公社が非常によくやつてゐるとは私は申し上げませんけれども、他の公企体よりはうまいといふてゐるんじゃないかというふうに私は思ひます。その点はそこまでひとつ御了解願ひたいと思ひます。これ以上よその企業体と比較いたしますとちよつとまずいと思ひますが、他の公企体よりは電電公社の方がうまいといふてゐるんじゃないかというふうに思ひます。

○小沢(真)委員 労働組合の問題や内部の教育問題についてこれ以上触れようとしたしませんが、総裁が外国と比べて一人当たりの電話の個数が多くとか何とか、それだけをついてもスケールとしてゐるのは、私は違ふと思ひます。やはり日本の国内の民間企業はどういうことをやつてゐるかといふようなことも経営の中で参考にならなげひやつていただきたい、こういうふうに思ひます。これは希望だけ申し上げておきます。ちよつとはしよつて、あつちへ飛んだりこつち

へ飛んだりですが、未収料金。

これはわれわれ通信委員が九州へ行ったときも、各党の先生からいろいろ発言があったが、未収料金というものはどのくらいで、どういう処理の仕方をしていくか、どういふものを未収として損金に落としてしまふか、そのあたりの金額と状況を説明していただきたい。

○川崎説明員 未収金というのは、請求書を窓口で発行いたしましたときに、一方において事業収入として未収金に立てるわけでございますから、発行した瞬間に未収金という額は相当見せかけは大きくなります。

これが、請求書が加入者に着きまして金額がどんどん納期までに入ってまいりますと、急激にその未収金の額が少なくなつてまいります。納期と申しますのは発行してから二週間後でございますが、納期のときには八八％ぐらいは入つてまいります。それで、一二％が未収金ということになるかと思ひます。

それから、その納期を過ぎまして、何回も督促いたしましたから、一応二十日目に、通話停止をやる段階におきまして、その前後におきまして、正確にはかきまして九八・七ぐらいの収納金になりますものから、納期後一カ月たちますと一・三％ぐらいの未収金になるかと思ひます。ですから、先ほどちょっと先走つて申し上げましたけれども、未収金の総額がその時点では大体二十数億に落ちるわけです。それからすぐに別の月の請求書が出てまいりますからまた未収金という額が一たんふくまれて、それがだんだん収納されてきて落ちていく、納期を一カ月過ぎました後の未収金は平均しますと大体二五、六億程度だと思ひます。

○小沢(眞)委員 端的に質問すると、もうこれは取れないといつて決算上落としてしまふ額は一年間に大体どれくらいあるか、こう言っているのです。

○川崎説明員 いまの未収金の中から長期にわたる滞納というのが発生するわけでございます、い

まのは一カ月たちましてからの話ですから。そうしますと、長期にわたる滞納が六カ月以上ぐらゐになりますと長期滞納金というはつきりとした管理の対象にいたしますけれども、六カ月たちますと一けたの九億とかなんかの額になります。それをさらに別途管理をいたしまして催告なり督促なりをいたしまして、本当にこげつくとつうようなものは、二億かそこらのものが不能欠損というやうな額で計上されるわけでございます。

○小沢(眞)委員 前に資料を出してもらったのも、不能欠損二億六千万とか二億七千万とか三億とかあるわけで、これを徹底的に徴収することはもちろん合理化の上から必要なんです。それもやっていた方がいいが、どういふやうなぐあいになつていふことを処分しているかといふことを、内部で監督、業務監督、こういう組織体制といふのは、私が九州の局で聞いたところによると局長の配下にある部でやっている、こういうふうになっているのですが、その体制はそういうことになつていくのですか。

○川崎説明員 お答えいたします。そういう未収金の問題につきましては通信局の監督部が監督をいたすのが筋でございますが、通信部におきましては別途自治監督と称しまして、そういう現金監査みたいなものを兼ねまして監督をやつておるといふわけでございます。

○小沢(眞)委員 だから通信局の中の、これは九州電気通信局の組織の十三部一室二課の中の監督部といふ一部でやっているわけで、いま聞けば通信部でもやるそうですが、私は労働組合の何か運営方針を見たら、經理が不明朗だ、民主化何とかをつくれみたいなことも盛んに言つていて、なるほどこれはうまいことを書いてあるなと思つて見ていたのですが、これは総裁直屬か何かで、局のさらに上の方から業務その他を監督するといふシステム、それはどういふやうになつていくか、あるのですか。

○好本説明員 お答え申し上げます。本社には通信局

以下の監督をやっておりますが、全十一通信局を一年間に一回は必ず見る。通信局を見ますときに、御案内のように通信部以下の現場も見る。特に一兩年、未収金でありますとか電話料金の徴収に関するトラブルでありますとか、そういうことも一つの重点項目としてやっております。

○小沢(眞)委員 その監督結果といふものは公表しているわけですか。私は余りそういうことに關心がないのだが、たまたま国鉄監査報告書といふこんな大きなのが来るので、なるほど国鉄といふのはそういうふうな監督をやっているな、こうわかるのだけれども、電電監査報告書といふのは、裏面にしただけ、われわれのところには届けられないのだから、公表しないのか、そういうものはないわけですか。

○好本説明員 電電公社の本社の組織の中に経営委員会の下に役員としての監事がござりますが、その監事が年一回決算の完了したときに監査報告書といふのをつくりまして、それを郵政大臣に提出するといふことになつております。その監事のつくりました一年一回の監査報告書といふもの、ちやうど国鉄で先生ごらんになったものもそういうものではないかと思ひます。

○小沢(眞)委員 公表されているのですか、これは。

○好本説明員 公表されております。

○小沢(眞)委員 それでは、この監査といふものを徹底してやつていただいて——これは何も決算の未収だけじゃありません、経営全般についての監査もするのではなからうか、こう思ひますので、徹底してやつていただくようにこの機会に特にお願いをしておきたいと思ひます。

次に、だれか先ほど質問したやうであります、電電公社から民間関係へのいわゆる天下り人事であります。この天下り人事についてひとつお尋ねをしたいことは、電電公社の職員が関係ある民間に天下つていく場合に、法律的な規制は何にもないか、それが一つ。これは簡単なことです。最近、部課長以上であるならばどのくらいの者が関連あ

る企業に天下つていったか、そこらあたりをちよつと説明してください。

○北原説明員 お答えします。国家公務員に準じてはおりますけれども、直ちに国家公務員と同じ法律が適用されるようには私、了承していません。

それから、最近行つております本社の部、局、次長経験以上のような方々といふのは、全体で申し上げまして、平均しまして一年に七、八名、十名ぐらゐのところ。そして、それはほとんどがその本社職員時代に身につけた職能が要するに会社に買われていって。先ほど説明も総裁からありましたけれども、わが国の電氣通信産業の構成といふものが外国のやうに——システム一式を工事で含めてやれるといふのは外国の製造会社の構成でございます。ところが日本の場合には、発展過程におきまして機械類あるいは線路類、これがそれぞれ別の会社で成長してきております。かつまたこの工事をやる組織も外国のやうに会社の中にないわけで、工事はまた工事といふ一つのグループができていっている。こんなやうなことでございまして、電氣通信全体のシステムを設計し、あるいはその中の部分をどういふやうにすればシステム全体がより有効になるかといふやうなことはなかなかわからない。ことに、最近海外への進出が特に重視されるに及びまして、こうしたシステムエンジニアリングを重視する傾向が強くなつております。それにふさわしい方々が請われて民間に行くといふ傾向でございます。

○小沢(眞)委員 先ほど最後に、経営全体の何とかをやる管理制度で、何と言つたか。監事ですか、監査ですか、経営委員会の。

○好本説明員 監事でございます。

○小沢(眞)委員 その監事に、これは総裁からお願ひするからお願いしたいらいいか、これは郵政大臣がやるのか、私はそのシステムは知らないが、こういうことでもいいのかどうか。ひとつ業務全体の監事という立場から意見を徹してもらいたい、こう私は思ひます。

いろいろこういう新聞には、電電公社高級官僚天下り一覽表がページにあふれるほど出ていますし、中にはいろいろ書いてあるし、この間から見ると、私たちのところにいる通信レポートで、日本電気株式会社のOB、これは何十人だか何百人だか知らないが、その次には日本通信協力会社のOB、後にはこのぐらいたくさん出ています。これは何巻来たか私も覚えがないほどたくさん来ています。このことがいわれる天下り禁止、これは国家公務員にはあるわけですが、電電はそれに準ずるが必ずしもそのとおりではないと言うが、直接発注するところ、建設を頼むところ、そういうところへ電電公社の高級官僚あるいは末端の部長でもよろしい、そういう者が行くことについて、これは公社の経営上いいのかわいのか、何か弊害があるのかわいのか。そういうことについてさっき言った監事、だれが指示したらそれができるか、その意見を聞かしてもらいたい、こう思うわけです。

時間がないからそういうふうに集約して言ってしまうかと思うのです。

○米澤説明員 お答えいたします。

監事に調査させるという御意見でございますから、経営委員会という問題を調査しろと監事に言うようになつておりますから、次の経営委員会での旨を伝えまして、私の意見は先ほど申し上げたのでございますけれども、監事にやらせる。監事は総裁とまたちよつと違つた立場を持つておりますから、監事にやらす、経営委員会決めて監事に指令するようにいたします。

○小沢(真)委員 それでは、調査というのは何人がどれだけというふうに行つていくかという意味でなくて、それで公社の経営がゆがめられるようなことがないか。新聞は悪口をいっぱい書いてあるのだから、癒着をしておるの、それ、工事の発注をもらうために天下りをもらつておかなければできないだとかいろいろあるけれども、そういうことが公社の経営をゆがめるようなことはないかという立場からその監事に指示をしていただ

きたい。これはまた追つて通信委員会なり何なりにその結果を報告していただきたい。これは委員長にもお願いをしておきます。

今度はずっと小さい問題になつて、私がどうしてもやつておかなければならない問題があるのでお尋ねをいたします。

有線放送電話と公社の接続の問題についてお尋ねをします。電話料金の値上げと関連をして、有線放送の基本料や加算額等の接続料金の改正を考えておる。これは認可料金ですが、認可料金についてはどなたか質問があつたと思ひますけれども、どういふ方針であるか。

○玉野説明員 有線放送を接続いたしております加入者につきましては、基本料とそれからいわゆる従量制の場合と、それから定額制の場合とございまして、従量制の場合は基本料ということになつておりますが、これにつきましては一般の加入電話の基本料と同じように二倍、それで五十一年度は一・五倍ということ考えております。それから定額制の場合につきましては、これは基本料と市内の通話とが一括になつて定額制の場合になつておるわけでございますが、これは一・五倍ということ考えております。したがって、一般の自動局の従量制の基本料の値上げよりは少し少なくつております。したがって、一・五倍で五十一年度は一・二五倍と、こういうふうに考へております。これは一般の自動局でございますが、私の方の直接のお客さんでございます。いわゆる手動局は定額制になつておりますが、これも同様に基本料は二倍までいきませんで一・五倍ということ考えております。

それから先ほどございました接続料でございますが、これは四十四年に定めたものでございまして、当時たしか一千円ちょっと超えておつたと思ひますが、それを一千円のままできておるわけでございますが、これは有放の性格等もございまして、一応今回の料金値上げの際に値上げするといふのではなくて、そのまま据え置いたらどうかと私たちは考へております。

○小沢(真)委員 この一回線千円、これ、いま据え置こうと、こうおっしゃるわけでしょう。これ、目標は検査が何か四、五人来てやつたがために、だから毎月一回線ごと一千円。ある局のを、これは具体的に言えば、私どもの長野県の豊科町の局のは、この制度以来四百三十万ばかり納めました。ところが公社の検査は四日ばかりで五名来たから、幾らどう高く見積つても百万円しかかかつておらないのに、毎月毎月千円ずつ取られて、何回線分だか知らないが、トータルすれば五百万近くもなつておる。これを永久に取ることは一体どういふことか、こう言つてきておるわけですが、たとえば私の方の塩尻の有放のは四日間五名松本局から参りました。それから松本局から三名来て訓練が何かをやつてくれました。幾らかかつたところで幾らでもない。それを毎月毎月三万円ばかりずつ納めて年間三十万納めて、もう五年も六年もたつておる、こういうわけですが、だから、もう三十万納めて五年もたつていて、百六十万も百八十万も納めておるが、それだけのことをやつてくれただけだ。これは幾らかかつたつて六十万か七十万しかかからぬ。それをどうして、これを永久にこんな高いもので取つていかなきゃいかぬかというのです。これはこの機会に廃止するか、半値にするかなんかしらどうでしょうか。

○玉野説明員 場所によつていろいろニエアンスはあると思ひますが、やはり最初一括でいただく手もあるのですが、一括ですとやはりかさみますので、これもやはり月額の使用料ということにした方がよいというところで、したわけでございますが、御承知のように、接続いたします場合、有放は設備がある限られた地域内だけの通話でございますので、電話ロスといひますが、そういう点が、私の方ですと七デシベルで終わるのが九デシベルとかいふふうになつておりますので、その辺の通話等の維持等もございまして、そういうような関係で、単なる検査とかそういうだけではございせんので、これは継続させていたきたい、こういうふうに考へております。

○小沢(真)委員 どう原価計算してみても五十万か百万しかかからぬものを、一回線千円ずつ五十回線、三十回線やつておるのを、毎月千円ずつ納めていくといふことは、一回に取れば高くつくから分納させているんだと言ふけれども、全く原価計算上筋が通らぬわけですが。昔は一加入ごと十五円、その次は一回線ごと千五百円、その次に千円にまでつた。あのときに、五百円にするといふのを私が聞き違えて五百円だけつけていた、割り引いてもらつた。そういうだけでそのまゝになつておる。これはそんなに永久に取る必要のないものです。これはなしにしろとは言ふねが、半値にするのはあたりまえのことじゃないですか。どうですか、永久にこんなこと……

○玉野説明員 やつぱりこれは接続いたしましてその性能を維持して、接続通話した場合に支障のないようにということをお願いいたします。保守とか、そういう点もございまして、やはり人件費の値上がりその他もございまして、そういう千円といふのは先生非常に御不満かもしれませんが、私たちがいたしましては千円のままで据え置くといふのがもう精いっぱい努力でございますので、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○小沢(真)委員 これは承知できない。百万か七、八十万しかかからぬものを、もう何百万と納めて、まだ永久に取り続けよう、こんなばかな話はないわけで、もうこれはやめたらどうかと言ひたいところなんだ。だからひとつ、これは認可料金でしよう、検討をしてもらいたい。

それがひとつ、大変細かいようですが、定額制と時分制というものを交換させない、こういうことを言つておるんだが、それは選択の自由を認めてほしい。これも検討の余地があるんですか。

○玉野説明員 度敷制と従量制との関連につきましては、先般の広域時分制の際に市内は三分ごとの計算になりました、従来ですと時間の制限がなかったものですか。それから時間制限が、三分になつてまいりますと一々、有放のオペレーターの方ですが、これが計算をするのが非常に大

変だという御意見がありました。それでそのときに従量制にしてほしいという要望があったわけですが、ただ加入しておる人によっては、従量制は困る、それで定額制にしてほしいというふうに見が両方に分かれて、それで私たちとしても、そのときに初めて従量制と定額制というのを、御意見を伺いまして、それによって決めたわけでございます。それで、これがあるときは従量制、あるときは定額制ということになりますと、度数計を動かしたりとめたり、原簿を書きかえて、これは従量制になりますとかいう点が、一々切りかえなければいかぬという点で、私の方としても非常に手数が大変でございますので、それで、そういう事情もよく申し上げまして、最初にそういう点をよくお考えの上で定額制、従量制を決めていただきたということを決めていただいたものでございますので、これは変更いたしますと、度数計をまた動かしたり外したりというふうな手数もございまして、これもいままでのとおり、最初の御要望で決めたことでやっていたきたい、こういうふうにご考慮しております。

○小沢(員)委員 年間何百億、何千億も上げるときの話には余りにも小さ過ぎることなんだが、これは毎月毎月変えるとは言わぬが、もう制度が実施されて三年たった、これは定額制を選ぶのか時分制を選ぶのかというこの選択の機会というものを与えて変更してやったらつとつとも悪いことじゃない。法律事項でもなければ何でもない。何か一行か二行書いて通達さえ出せばいいことなんだが、そんなことになぜそうこだわらなければならないのか。

○遠藤説明員 これは小沢先生が一番よく御存じなのじゃないかと思いますが、あの時点で私は従量制を主張しておいたわけですが、ところが、そこでユーザーの方が定額制ということをおっしゃる、そのときに、定額制というのはいいけれども、場合によって従量制の方がいいこともあるのですよ、そのときにまたお困りになるのじゃないですか、こういうことを申し上げ

ましたところが、一通決めたものは絶対に変えななくてもいいから定額制という制度を開いてくれ、こうおっしゃって、それは私もその方はもう第一条件として、それならば定額制に従量制のほかにしきましよう、こういうことで、変えることはないと、そのときにまたお約束をしているのです。したがって、金額はわずかもわかりませんが、けれども、一遍そういう経緯のあったものを変えたいというところは、秩序を守るといいますか、この問題についてだけじゃなくて、ほかの問題についてもいろいろお約束をしておるようなこともございまして、当時のいきさつを御存じの方は十分御理解いただける、こういうぐあいに思っております。したがって、先生から見ると非常に頑迷固陋のようには見えませんが、これはなかなか大きな問題でございます。

○小沢(員)委員 大きくないよ。こんなもうまるでケシ粒を拾うような小さい問題を何でそんなにこだわらなければならぬのか。最初のときはどういうぐあいになるかわからないから、定額制、時分制どちらを選択していいかわからなかった、一たん選択しちゃったならば永久に変えてはいけないうえと言ったら、はい、変えまじやないと言ったがために絶対変えないという、そんなばかな話はないので、やはり三年、五年実施してみたらいろいろの都合が出てきたから、三年に一遍か二年に一遍ぐらいずつ定額制から時分制、時分制から定額制に変えてもらいたいという希望があったときに、そんなものを言えたら、一体電電公社にとつてはメソツも何もありません。何でそんなにこだわるのか。たとえば、これは大変いろいろ御理解を得て、私の方の塩尻にやってもらったときには、時分制だか定額制だかなんかを変えてもよろしいという通達まで出しているわけですから、そういうようなことが単なる通達か規則かなにかで簡単に直ることなんだから、絶対に決めたものを動かしてはいけないうえ、そんなことに何でこだわる必要がある。三年なり二年やってみて、ああ時分制がいい、定額制がいい、また、いろいろ

る実際の検討の結果そういう結果が出てきたのだから、二年か三年に一遍は選択の自由を与えてどうしていけない。そんなに何でこだわる必要がある。

○遠藤説明員 これは先生、一番最初は定額制という制度は考えてないで、従量制一本でいくというのが私どもの方針でありましたときに、これは陳情を受けて定額制ということを開いたわけですが、そのときの条件に……(小沢(員)委員)「また直してやったら悪いことじゃない。一たん言ったメソツ上のことにこだわっているのじゃないか」と呼ぶ)いや、メソツではございせん。これはやはりそのときの一つのいきさつもありまして、そういう問題を軽々にここで変えまして、この種の問題についてはいろいろな——いまでもいろいろお約束がございまして、かつても破られたお約束もありますし、ですから、よほど慎重にやらなくちゃいけませんし、先ほど営業局長が申しましたように、実際問題としては事務的に度数計を動かしたり外したり、いろいろむづかしい問題があります。ですから、せつかくですから検討はさせていただきますが、まず、私は当時の責任者として、それは余りにもひどいんじゃないかという気がいたします。

○小沢(員)委員 最初は従量制でやりなさいと言ったら、希望として定額制をやらしてくれ、こう言ったら、定額制を言い出した以上永久に変えてやらぬぞ、そんなばかなことはないんです。また、時期が来たらいろいろ都合を考えて、検討の機会を与えて、定額制と時分制と交換する機会を与えて、定額制と時分制と交換する機会を言えたらつとつとも悪いことではない。まあ、検討すると言えたらこのくらいでよいはその点についてはやめなさい。

○伊藤委員長 この際、連合審査会開会に関する件についてお諮りいたします。ただいま審査中の公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、物価問題等に関する特別委員会から連合審査会開会の申し入れがござい

ます。

つきましては、これを受諾して連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会は明七日午後一時三十分より開会いたします。

次回は、明七日木曜午前十分三十分委員会、正午理事会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時二十二分散会

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第九条中「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第十三条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 特別電報 利用者の範囲又は利用の条件が特定される電報であつて、公社が定めるもの

第十三条第二項を削る。

第十四条を次のように改める。

(電報の伝送及び配達の順序)

第十四条 電報の伝送及び配達の順序は、その受付又は受信の先後によつて定める。

第四十二条第一項中「左の」を「次の」に、「六月以内の期間を定めて」を「六月以内で公社が定める期間(その加入電話に係る料金を支払わない場合にあつては、その料金が支払われるまでの間)」に改める。

第四十三条に次の二項を加える。

2 公社は、前項の規定による国際通話の取扱いの停止後三月を経過してもなおその料金が支払われないときは、公社にその加入電話の通話を停止する措置を執ることを求めることができる。

る。

3 公社は、会社が前項の措置を求めたときは、会社と協議の上、会社からその料金の支払があつた旨の通知を受けるまで、六月間に限りその加入電話の通話を停止することができる。

第四十三条の四「且つ」を「かつ」に、「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第四十七条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「三種」を「二種」に改め、同項第二号中「先だつて」を「先立つて」に改め、同項第三号を削り、同条第三項を削る。

第五十五条の六中「但し」を「ただし」に、「通信省令」を「郵政省令」に改める。

第五十五条の八中「且つ」を「かつ」に、「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第七十一条を次のように改める。

第七十一条 警察法による警察庁若しくは都道府県警察の機関、消防組織法に規定する国若しくは地方公共団体の消防の機関又は政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは論議することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙（その発行部数が公社が郵政大臣の認可を受けて定める数以上であるものに限り）を発行する新聞社、放送事業者（電波法の規定により放送局の免許を受けた者をいう。若しくはこれらにニュース若しくは情報（広告を除く。）を供給することを主たる目的とする通信社の事業のための専用設備たる回線の専用の料金は、郵政大臣の認可を受けて、その原価を下らない範囲内において、他の専用設備たる回線の専用の料金より低く定めることができる。

第七十八条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「責」を「責め」に、「誤」を「誤り」に、「問合せの取扱」を「問い合わせの取扱」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「責」を「責め」に、「附加」を「付加」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号から第九号までを削り、同項第九号の二「責」を「責め」に、「第百九条第一項第五号の二」を「第百九条第一項第四号」

に、「附加」を「付加」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「場合において、その旨を電報取扱局の下に」を「電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八号第一号、第二号、第五号又は第六号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう。以下同じ。」を加え、「第百九条第一項第六号」を「第百九条第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十一号を同項第六号とし、同項第十二号を同項第七号とし、同項第十三号中「場合の外」を「場合のほか」に改め、同号を同項第八号とし、同条第二項中「前項第十三号」を「前項第八号」に、「定」を「定め」に改める。

第百八条の二中「除く外」を「除くほか」に、「通信省令」を「郵政省令」に、「通信大臣」を「郵政大臣」に改める。

第百九条第一項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第二号中「誤」を「誤り」に、「問合せの取扱」を「問い合わせの取扱」に改め、同項第三号中「附加」を「付加」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第五号の二「附加」を「付加」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「場合の外」を「場合のほか」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項中「前項第七号」を「前項第六号」に、「定」を「定め」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第68条関係）
第1 通話電報料

料 金 種 別	料 金 額
通話電報料 基本料 附加料	和文25字まで 和文5字までごとに 300円 40円

第2 電話使用料（契約の期間が30日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの）

料 金 種 別	料 金 額
1 加入電話に収容されている加入電話に係るもの 単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）及び構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）	事務用 住宅用
1 級定額料金局	1,400円 1,000円
2 級定額料金局	1,700円 1,200円
3 級定額料金局	2,000円 1,400円
4 級定額料金局	2,300円 1,600円
5 級定額料金局	2,600円 1,800円
2 加入電話に収容されている加入電話に係るもの 1 単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）	事務用 住宅用
1 級定額料金局	950円 550円
2 級定額料金局	1,100円 650円
3 級定額料金局	1,250円 750円
4 級定額料金局	1,400円 850円
5 級定額料金局	1,700円 1,000円
6 級定額料金局	2,150円 1,300円
7 級定額料金局	2,700円 1,600円
構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）	事務用 住宅用
1 加入電話ごとに月額	1,500円 900円

2 級定額料金局	1,700円	1,050円
3 級定額料金局	1,950円	1,200円
4 級定額料金局	2,150円	1,350円
5 級定額料金局	2,600円	1,550円
6 級定額料金局	3,300円	1,950円
7 級定額料金局	4,050円	2,400円

備考
1 住宅用とは、加入電話加入者（法人たるもの及び第28条第2項に規定する加入電話加入者を除く。）が専ら居住の用に供する場所に設置されるものをいう。
2 事務用とは、住宅用以外のものをいう。

第3 通話料（加入電話から行う通話に係るもの）

料 金 種 別	料 金	額
1 度数料金局に收容されている加入電話に係るもの イ 自動接続通話方式による通話に係るもの (1) 区域内通話料 (2) 隣接区域内通話料 (3) 区域外通話料 区域外通話地域間距離 20キロメートルまで 30 40 60 80 100 120 160 240 320 500 750 750キロメートルを超えるもの ロ 自動接続通話方式による通話に係るもの（自動接続通話方式による通話ができる電話への通話）	3分までごとに80秒までごとに次に掲げる秒数までごとに	10円 10円 10円

話に係るものを除く） 2 定額料金局に收容されている加入電話に係るもの イ 普通通話料 (1) 区域内通話料（市内通話以外の通話に係るもの） (2) 隣接区域内通話料 (3) 区域外通話料 区域外通話地域間距離 20キロメートルまで 30 40 60 80 100 120 160 240 320 500 750 750キロメートルを超えるもの ロ 至急通話料 ハ 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	第47条第2項の規定により公衆が指定する地域相互間の通話 3分まで 3分を超え る1分まで ごとに 3分まで 3分を超え る1分まで ごとに	左記以外のもの 3分まで 3分を超え る1分まで ごとに
18円 45円 60円 75円 105円 135円 150円 195円 225円 300円 405円 510円 690円	6円 15円 20円 25円 35円 45円 50円 65円 75円 100円 135円 170円 230円	12円 39円 45円 60円 80円 75円 90円 105円 135円 165円 225円 300円 390円

備考
1 区域外通話地域間距離の測定方法は、公衆が郵政大臣の認可を受けて定める。
2 公衆は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。

第4 設備料(加入電話加入申込が承諾された場合のもの。ただし、契約の期間が30日以内の加入電話に係るものを除く。)

料 金 種 別	料 金 額
1 単独電話に係るもの	加入電話ごとに 80,000円
2 共同電話に係るもの	加入電話ごとに 48,000円
イ その電話機(第36条に規定する附属的なものを除く。以下同じ)の数が2個である場合	
ロ その電話機の数が3個以上である場合	16,000円
3 集回電話に係るもの	加入電話ごとに 80,000円以内において、集回電話の種類に応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額
4 構内交換電話に係るもの(構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。)	加入電話ごとに 80,000円

第5 公衆電話料(公衆電話から行う通話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額
1 自動接続通話方式による通話に係るもの	
イ 区域内通話料	3分まで 10円
(1) 公社が指定した公衆電話から行う通話に係るもの	
(2) その他の公衆電話から行う通話に係るもの	3分までごとに 10円
ロ 隣接区域内通話料	80秒までごとに 10円
ハ 区域外通話料	第3の1のイの(3)に掲げる料金額と同額
2 手動接続通話方式による通話に係るもの(その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から自動接続通話方式による通話ができる電話への通話に係るものを除く。)	
イ 公社が通話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話から行う通話に係るもの	

(1) 市内通話料	1度数ごとに 第3の2に掲げる料金額と同額	10円
(2) 市外通話に係るもの		
ロ その他の公衆電話から行う通話に係るもの		
(1) 市内通話料	1度数ごとに 第47条第2項の規定により公社が指定する地域相互間の通話	10円
(2) 市外通話に係るもの	左記以外のもの	
(イ) 普通通話料	3分までごとに	10円
① 区域内通話料		10円
② 隣接区域内通話料		10円
③ 区域外通話料		10円
ニ 区域外通話地域間距離		
20キロメートルまで		10円
30 "		40円
40 "		40円
60 "		70円
(イ) 至急通話料		
(イ) 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	普通通話料と同額	普通通話料の2倍 普通通話料の2倍

備考

- 区域外通話地域間距離の測定方法は、公社が郵政大臣の認可を受けて定める。
- 公社は、区域外通話地域間距離が60キロメートルを超える区域外通話の夜間に係る料金につき、郵政大臣の認可を受けてこの表に定める料金額より低く定めることができる。
- 公社は、郵政省令で定めるところにより、公衆電話ごとに、この表の1のイの(1)若しくは(2)又は2のイ若しくはロのいずれの料金額が適用されるかが明らかとなる措置を執るものとする。

附 則

- この法律は、昭和五十一年六月一日から施行する。
- この法律の施行の際現に、料金を支払わなかった事由として改正前の公衆電気通信法(以下「旧法」という。)第四十二条第一項の規定に

より期間を定めて通話を停止されている加入電話については、その料金が支払われるまでの間、定められた期間通話を停止するものとする。

- この法律の施行の際現に旧法第四十三条の規定により国際通話の取扱いの停止をされている加入電話に関する改正後の公衆電気通信法(以下「新法」という。)第四十三条の規定の適用については、同条第二項中「前項の規定による回

昭和五十一年十月十八日印刷

昭和五十一年十月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W